

# 遠賀町地域防災計画 (資料編)

令和 6 年 3 月

遠賀町防災会議



項番	資 料 名	頁
【町の現況資料】		
1 危険箇所等		
1-1	急傾斜地崩壊危険箇所	1
1-2	急傾斜地崩壊危険区域	1
1-3	山腹崩壊危険地区	2
1-4	土石流発生危険箇所	2
1-5	道路危険箇所	3
1-6	土砂災害警戒区域	3
1-7	重要水防箇所	5
1-8	地下施設	5
1-9	洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設	6
2 設備、施設等		
2-1	町防災行政無線（基幹系）	10
2-2	町防災行政無線（移動系）	12
2-3	地区放送	13
2-4	特設公衆電話設置場所	13
2-5	臨時ヘリポート	14
2-6	指定緊急避難場所・指定避難所	14
2-7	福祉施設・保育所・幼稚園	16
2-8	医療機関	17
2-9	歯科医院	17
2-10	雨量計及び水位計	18
2-11	備蓄倉庫	19
2-12	町有車両	21
2-13	ゴミ焼却施設	23
2-14	し尿処理施設	23
2-15	火葬場	23
3 職員の活動体制等		
3-1	災害時の連絡先	24

【例規、基準、応援協定等】		
4 町の例規等		
4-1	遠賀町防災会議条例	26
4-2	遠賀町防災会議委員名簿	28
4-3	遠賀町防災会議運営規程	29
4-4	遠賀町災害対策本部条例	30
4-5	遠賀町水防協議会条例	31
4-6	災害弔慰金の支給等に関する条例	33
4-7	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	37
4-8	遠賀町災害弔慰金及び見舞金に関する条例	41
4-9	遠賀町消防団の設置等に関する条例	42
4-10	遠賀町消防団の組織等に関する規則	43
4-11	遠賀町防災行政無線局管理運用規程	45
4-12	遠賀町防災行政無線設備管理運用規程	49
5 国、県の例規、基準等		
5-1	注意報及び警報の種類並びに発表の基準	52
5-2	火災・災害等即報要領	53
5-3	福岡県災害調査報告実施要綱	64
5-4	被害の判定基準	69
5-5	福岡県災害救助法施行細則	72
5-6	福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等	73
6 応援協定等		
6-1	福岡県消防相互応援協定書	78
6-2	航空自衛隊芦屋基地との消火活動相互支援協定	81
6-3	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	83
6-4	遠賀町地域防災計画に基づく災害時医療救護活動に関する協定書	85
6-5	遠賀町地域防災計画に基づく災害時医療救護活動に関する協定実施細目	87
6-6	遠賀町における大規模な災害時の応援に関する協定書	88
6-7	全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定書	90
6-8	中間市との消防相互応援協定書	92
6-9	鞍手町との消防相互応援協定書	93
6-10	遠賀郡内各町消防相互応援協定書	94
6-11	災害時における遠賀川郵便局、遠賀町間の相互協力に関する覚書	95
6-12	災害時における物資供給及び一時避難場所の提供等に関する協定	96
6-13	災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定書	98
6-14	災害時における放送等に関する協定	100
6-15	災害時等における施設利用に関する協定	102

6 応援協定等		
6-16	遠賀町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書	104
6-17	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	107
6-18	遠賀地区災害復旧に関する覚書	109
6-19	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	112
6-20	災害廃棄物の処理等に関する協定（その1）	114
6-21	災害廃棄物の処理等に関する協定（その2）	117
6-22	災害廃棄物の処理等に関する協定（その3）	120
6-23	災害廃棄物の処理等に関する協定（その4）	123
6-24	災害廃棄物の処理等に関する協定（その5）	126
6-25	災害時における物資の調達及び供給に関する協定	129
6-26	災害に係る情報発信等に関する協定	131
6-27	災害時における「遠賀町」と「グリーンコープ生活協同組合ふくおか」の支援協定	133
6-28	防災パートナーシップに関する協定	135
6-29	災害時等における遠賀町立図書館の施設利用に関する協定	137
6-30	災害時等における施設利用に関する協定（宗像緑地建設株式会社）	139
6-31	災害時等における施設利用に関する協定（株式会社トキワビル商会）	141
6-32	災害時における物資供給に関する協定	143
6-33	災害発生時等におけるキャンピングカーの提供に関する協定	145
6-34	災害時における駐車場の一時使用に関する協定	147
6-35	遠賀町と芦屋町粟屋区との災害時における一時避難場所等に関する協定	149
6-36	災害時の緊急対策工事等に関する協定	151
6-37	災害時等における施設利用に関する協定	153
6-38	災害時におけるレンタル機材及び資材の提供に関する協定	155

【 様 式 集 】		
7 職員の参集		
7-1	参集記録票	158
7-2	参集途上の被災状況記録票	159
8 情報整理、報告		
8-1	被害発生状況連絡票	160
8-2	罹災台帳	161
8-3	火災・災害等即報要領様式	163
8-4	福岡県災害調査報告実施要綱様式	170
9 応援要請		
9-1	自衛隊災害派遣要請依頼書	194
9-2	自衛隊災害派遣撤収依頼書	194
10 避難所		
10-1	避難所利用者登録票	195
10-2	避難所利用者名簿	197
10-3	個別引継ぎ事項	199
10-4	避難所運営記録	200
10-5	物品の受払簿(避難所用)	201
10-6	避難所設置及び収容状況	202
10-7	ボランティア受付名簿	202
11 救助・医療・交通輸送等		
11-1	行方不明者名簿	203
11-2	医療救護所開設状況報告	204
11-3	緊急車両以外の車両通行止め表示	205
11-4	緊急通行車両等確認申出書	206
11-5	緊急通行車両確認証明書	209
11-6	緊急通行車両通行標章	210
11-7	物品の受払簿(物資集配拠点用)	211
12 罹災証明		
12-1	罹災届出兼証明願	212
12-2	罹災証明書	213
12-3	被害届出兼証明書	214

### 1-1 急傾斜地崩壊危険箇所

(自然)

令和5年8月現在

箇所名	位置			地形			人家戸数	公共建築物		公共施設	
	町名	大字	番地等	長さ m	傾斜 度	斜面 高さ m		種類	数	種類	数
蟹喰	遠賀町	尾崎	蟹喰	220	45	12	17				
西ノ口	遠賀町	鬼津	西ノ口	380	45	15	26			町道	85
友田(a)	遠賀町	尾崎	友田	87	60	10		宿泊所	1		
千代丸	遠賀町	別府	千代丸	110	60	7	6	公民館	1	町道	110
尾倉	遠賀町	上別府	尾倉	200	40	15	9			町道	200

(自然斜面Ⅱ)

令和5年8月現在

箇所名	位置			地形			人家戸数	公共建築物		公共施設	
	町名	大字	番地等	長さ m	傾斜 度	斜面 高さ m		種類	数	種類	数
内牟田	遠賀町	尾崎	内牟田	35	30	13	8				
上ノ越	遠賀町	尾崎	上ノ越	42	45	50	6				
別府	遠賀町	別府	—	60	40	20	4				
南	遠賀町	別府	南	136	40	16	5	町道	130		

(人口斜面Ⅱ)

令和5年8月現在

箇所名	位置			地形			人家戸数	公共建築物		公共施設	
	町名	大字	番地等	長さ m	傾斜 度	斜面 高さ m		種類	数	長さm	傾斜 度
蟹喰(a)	遠賀町	尾崎	蟹喰	55	40	25	1	町道	63		

### 1-2 急傾斜地崩壊危険区域

令和5年8月現在

指定区域名	町名	所在地	指定年月日	告示番号	指定面積 (ha)	摘要
千代丸	遠賀町	別府	H10.12.16	2057	0.3873	改良済
高家	遠賀町	上別府字高家	H11.10.29	1756	0.1090	改良済

1-3 山腹崩壊危険地区

(国有林)

令和5年8月現在

地区	位置		保全対象			備考	
	町名	大字	人家 戸数	公共施設等			道路(種類)
				種類	数量		
1	遠賀町	新屋敷	3				

(民有林)

令和5年8月現在

番号	位置			保全対象			危険度 ランク	備考	
	町名	大字	小字	人家 戸数	公共施設等				道路(種類)
					種類	数量			
1	遠賀町	尾崎	高山	24			他(町道)	B	
2	遠賀町	尾崎	城之越	18			他(町道)	B	
3	遠賀町	別府	千代丸	38			他(町道、農道)	B	
4	遠賀町	上別府	高家	17			他(県道、町道)	B	
5	遠賀町	上別府	高家	2	老人ホーム	1	他(町道、農道)	B	避難行動要 支援者関連
6	遠賀町	上別府	花園	38			他(県道、町道)	B	
7	遠賀町	上別府	尾倉	21			県(県道、町道、 農道)	B	

1-4 土石流発生危険箇所

令和5年8月現在

溪流番号	河川名	溪流名	字	流域概要			保全対象	
				溪流長	流域面積	平均河 床勾配	保対象 戸数	公共施設 等
384-I-001	前川	高山谷川1	尾崎	0.30km	0.04km <sup>2</sup>	9度	10	
384-II-001	—	高山谷川2	尾崎	0.24km	0.03km <sup>2</sup>	9度	2	
384-II-002	前川	高山谷川3	尾崎	0.24km	0.05km <sup>2</sup>	13度	2	
384-II-003	—	大谷谷川	—	0.58km	0.22km <sup>2</sup>	9度	2	

1-5 道路危険箇所

令和5年8月現在

道路種別	町村	字	路線名	危険内容	対策工法
主地	遠賀町	上別府	宮田遠賀	落石崩壊	吹付工
主地	遠賀町	上別府	宮田遠賀	落石崩壊	吹付工
主地	遠賀町	虫生津	宮田遠賀	擁壁	

1-6 土砂災害警戒区域

(土石流)

令和5年8月現在

区域の名称	所在地	特別警戒区域	特別警戒区域人家	警戒区域面積 (㎡)	特別警戒区域面積 (㎡)	告示年月日	告示番号
高山谷川1	遠賀町田園三丁目及び大字尾崎	○	○	34,722	5,037	H24.2.4	67
高山谷川2	遠賀町大字尾崎及び岡垣町大字山田	○		21,017	135	H26.3.25	254
高山谷川3	遠賀町田園一丁目、二丁目及び大字尾崎			30,905	0	H26.2.4	67
大谷谷川	遠賀町大字上別府	○	○	49,869	22,534	H26.2.4	67

(急傾斜地の崩壊)

令和5年8月現在

区域の番号	名称	所在地	特別警戒区域	特別警戒区域人家	最大高さ(m)	最大勾配(°)	警戒区域面積(m <sup>2</sup> )	特別警戒区域面積(m <sup>2</sup> )	告示年月日
384-K-001	鬼津(1)	遠賀町大字鬼津	○	○	12	48	5,093	1,451	H26.2.4
384-K-002	鬼津(2)	遠賀町大字鬼津	○	○	14	46	6,417	2,173	H26.2.4
384-K-003	鬼津(3)	遠賀町大字鬼津	○	○	14	54	9,106	2,754	H26.2.4
384-K-004	鬼津(4)	遠賀町大字鬼津	○	○	17	53	9,774	2,919	H26.2.4
384-K-005	鬼津(5)	遠賀町大字鬼津	○	○	15	53	10,992	3,497	H26.2.4
384-K-006	鬼津(6)	遠賀町大字鬼津	○	○	10	63	3,304	970	H26.2.4
384-K-007	鬼津(7)	遠賀町大字鬼津	○	○	6	47	1,207	201	H26.2.4
384-K-008	鬼津(8)	遠賀町大字鬼津	○	○	14	47	5,054	1,479	H26.2.4
384-K-009	鬼津(9)	遠賀町大字鬼津	○	○	6	47	2,098	266	H26.2.4
384-K-010	鬼津(10)	遠賀町大字鬼津	○	○	7	52	1,230	224	H26.2.4
384-K-011	西ノ口-2	遠賀町大字鬼津	○	○	11	35	1,540	557	H26.2.4
384-K-012	西ノ口-1	遠賀町大字鬼津	○	○	14	50	3,124	970	H26.2.4
384-K-013	若松(2)	遠賀町大字若松	○	○	23	67	19,040	6,393	H26.2.4
384-K-014	若松(1)	遠賀町大字若	○	○	17	47	8,967	3,086	H26.2.4
384-K-015	虫生津	遠賀町大字虫生津	○	○	19	59	9,177	2,999	H26.2.4
384-K-016	高家	遠賀町大字上別府			9	47	896	0	H26.2.4
384-K-017	尾倉-2	遠賀町大字上別府	○	○	7	41	1,814	298	H26.2.4
384-K-018	尾倉-1	遠賀町大字上別府	○	○	15	61	2,741	435	H26.2.4
384-K-019	上別府(1)	遠賀町大字別府及び大字上別府	○		20	40	10,034	1,771	H26.2.4
384-K-020	別府(1)	遠賀町大字別府	○	○	11	54	2,192	521	H26.2.4
384-K-021	南-2	遠賀町大字別府	○	○	6	47	487	47	H26.2.4
384-K-022	南-1	遠賀町大字別府	○	○	8	52	2,877	778	H26.2.4
384-K-023	千代丸(1)	遠賀町大字別府	○	○	33	67	17,937	6,754	H26.2.4
384-K-024	別府(2)	遠賀町大字別府	○	○	15	49	5,646	1,938	H26.2.4
384-K-025	千代丸	遠賀町大字別			15	58	4,061	0	H26.2.4
384-K-026	別府	遠賀町大字別府	○	○	24	48	8,204	2,736	H26.2.4
384-K-027	蟹喰(a)	遠賀町大字鬼津及び大字尾崎	○	○	14	37	1,825	682	H26.2.4
384-K-028	蟹喰-3	遠賀町大字尾崎	○	○	29	44	23,416	11,008	H26.2.4
384-K-029	蟹喰-2	遠賀町大字尾崎	○	○	11	48	5,547	1,591	H26.2.4
384-K-030	蟹喰-1	遠賀町大字尾崎	○	○	6	42	580	140	H26.2.4
384-K-031	尾崎(1)	遠賀町大字尾崎	○	○	49	61	11,392	4,629	H26.2.4
384-K-032	内牟田-2	遠賀町大字尾崎	○		43	36	6,552	2,707	H26.2.4
384-K-033	内牟田-1	遠賀町大字尾崎	○		70	39	22,155	12,789	H26.2.4
384-K-034	尾崎(2)	遠賀町大字尾崎	○	○	7	43	3,897	818	H26.2.4
384-K-035	上ノ越-2	遠賀町大字尾崎	○	○	47	47	11,794	5,303	H26.2.4
384-K-036	尾崎(3)	遠賀町大字尾崎	○	○	7	55	2,947	672	H26.2.4
384-K-037	上ノ越-1	遠賀町大字尾崎	○	○	45	42	10,320	4,984	H26.2.4
384-K-038	友田(a)-2	遠賀町大字尾崎	○	○	20	63	2,031	924	H26.2.4
384-K-039	友田(a)-1	遠賀町大字尾崎	○	○	19	38	2,680	1,056	H26.2.4

1-7 重要水防箇所

(河川)

令和5年8月現在

重要水防区域（重点区間）						
河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長	備考	水防 工法
西川	遠賀町若松地先	左	1/800~2/100	300m	越水 A	積み土俵

重要水防区域（Aランク）						
河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長	備考	水防 工法
西川	遠賀町若松地先	左	1/800~1/900	100m	越水 A	積み土俵
	遠賀町若松地先	左	1/900~2/100	200m	越水 A	積み土俵
	遠賀町島津地先	右	1/100~1/300	200m	越水 A	積み土俵
	遠賀町島津地先	右	1/500~1/700	200m	越水 A	積み土俵
	遠賀町島津地先	右	1/900~2/100	200m	越水 A	積み土俵
	遠賀町島津地先	右	2/900~3/100	200m	越水 A	積み土俵
	遠賀町島津地先 遠賀町若松地先	右	3/100~3/300	200m	越水 A	積み土俵
	遠賀町若松地先	右	3/500~3/700	200m	越水 A	積み土俵

重要水防区域（Bランク）						
河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長	備考	水防 工法
遠賀川	遠賀町広渡地先	左	6/500~6/700	200m	越水 B	積み土俵
	遠賀町老良地先	左	7/300~7/500	200m	越水 B	積み土俵
西川	遠賀町若松地先	左	2/900~2/950	50m	越水 B	積み土俵
	遠賀町若松地先	左	2/950~3/100	150m	越水 B	積み土俵
	遠賀町若松地先	左	3/100~3/300	200m	越水 B	積み土俵
	遠賀町若松地先	左	3/700~3/800	100m	越水 B	積み土俵
	遠賀町若松地先	左	3/800~3/900	100m	越水 B	積み土俵
	遠賀町松の本地先 遠賀町今古賀地先	左	4/100~5/300	1,200m	越水 B	積み土俵
	遠賀町今古賀地先	左	5/300~5/500	200m	越水 B	積み土俵
	遠賀町島津地先	右	0/760~1/100	340m	越水 B	積み土俵
	遠賀町島津地先	右	1/700~1/900	200m	越水 B	積み土俵
	遠賀町若松地先	右	3/300~3/500	200m	越水 B	積み土俵
	遠賀町若松地先	右	3/700~3/900	200m	越水 B	積み土俵
	遠賀町広渡地先 遠賀町遠賀川先	右	4/100~5/300	1,200m	越水 B	積み土俵
	遠賀町遠賀川地先	右	5/300~5/500	200m	越水 B	積み土俵

1-8 地下施設

令和6年3月現在

施設	面積	住所
ゆめタウン遠賀 地下駐車場	7,788	松の本1丁目1-1

1-9 洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設

令和6年3月現在

No.	種類	種類詳細	名称	所在地	水防法	土砂災害防止法
1	社会福祉施設	障がい者支援施設	四方の里	浅木三丁目 18 番 21 号	○	
2	社会福祉施設	障がい者支援施設	障害者支援センター さくら	浅木三丁目 18 番 33 号	○	
3	社会福祉施設	障がい福祉サービス事業の用に供する施設	つくしんぼ	浅木三丁目 18 番 39 号	○	
4	社会福祉施設	居宅介護支援事業所	かがやきケアサービス	鬼津 1080 番地の 20	○	
5	社会福祉施設	居宅介護支援事業所	ケアプランセンター ところ遠賀	虫生津 302 番地	○	
6	社会福祉施設	居宅介護支援事業所	ケアプランけんあい	木守 1191 番地	○	
7	社会福祉施設	居宅介護支援事業所	浅木病院 ケアプランサービス	浅木二丁目 30 番 1 号	○	
8	社会福祉施設	居宅介護支援事業所	遠賀園指定居宅介護支援事業所	浅木三丁目 18 番 1 号	○	
9	社会福祉施設	居宅介護支援事業所	オアシスの会 サポートセンター	今古賀 639 番地の 1	○	
10	社会福祉施設	訪問介護(ホームヘルプ)	ヘルパーステーション 森の光	今古賀 466 番地の 2	○	
11	社会福祉施設	訪問介護(ホームヘルプ)	浅木病院訪問介護ステーション	浅木二丁目 30 番 1 号	○	
12	社会福祉施設	訪問介護(ホームヘルプ)	ヘルパーステーション ところ	虫生津 302 番地	○	
13	社会福祉施設	訪問介護(ホームヘルプ)	遠賀園指定訪問介護事業所	浅木三丁目 18 番 1 号	○	
14	社会福祉施設	訪問介護(ホームヘルプ)	オアシスの会サポートセンター	今古賀 639 番地の 1	○	
15	社会福祉施設	訪問介護(ホームヘルプ)	ヘルパーステーション みすず	若松 3 番 1 号	○	
16	社会福祉施設	訪問介護(ホームヘルプ)	ヘルパーステーション 遠賀の愛糸	浅木二丁目 12 番 8 号	○	
17	社会福祉施設	訪問入浴介護	遠賀園指定訪問入浴介護事業所	浅木三丁目 18 番 1 号	○	
18	社会福祉施設	訪問看護	浅木病院訪問看護ステーション	浅木二丁目 30 番 1 号	○	
19	社会福祉施設	訪問看護	健愛訪問看護ステーション	木守 1191 番地	○	
20	社会福祉施設	訪問リハビリテーション	浅木病院訪問リハビリテーション	浅木二丁目 30 番 1 号	○	
21	社会福祉施設	通所介護(デイサービス)	なごみデイサービス	別府 3161 番地の 1	○	
22	社会福祉施設	通所介護(デイサービス)	デイサービスところ 10人10色	別府 3656 番地の 6	○	

No.	種類	種類詳細	名称	所在地	水防 法	土砂災害 防止法
23	社会福祉施設	通所介護 (デイサービス)	おんが〜ら愛々	広渡 1977 番地の 7	○	
24	社会福祉施設	通所介護 (デイサービス)	デイサービスきもり	浅木 576 番地	○	
25	社会福祉施設	通所介護 (デイサービス)	デイサービス 森の風遠賀	今古賀 466 番地の 2	○	
26	社会福祉施設	通所介護 (デイサービス)	リハビリデイサービス G r i n R i h a	別府 4105 番地	○	
27	社会福祉施設	通所介護 (デイサービス)	ソレイユ遠賀 デイサービスセンター	鬼津 640 番地の 1	○	
28	社会福祉施設	通所介護 (デイサービス)	デイサービス こころむ笑づ	虫生津 692 番地の 6		○
29	社会福祉施設	通所介護 (デイサービス)	遠賀園 デイサービスセンター ふれあい	浅木三丁目 18 番 1 号	○	
30	社会福祉施設	通所介護 (デイサービス)	デイサービスオアシス	今古賀 639 番地の 1	○	
31	社会福祉施設	通所介護 (デイサービス)	かがやきデイサービス (地域密着型)	鬼津 1079 番地の 8	○	
32	社会福祉施設	通所介護 (デイサービス)	デイサービスおもや (地域密着型)	松の本三丁目 897-1	○	
33	社会福祉施設	通所介護 (デイサービス)	デイサービス 遠賀のたいよう	浅木二丁目 12 番 8 号	○	
34	社会福祉施設	通所介護 (デイサービス)	こころ工房 (共生サービス)	別府 3602 番地の 3	○	
35	社会福祉施設	通所リハビリテーション (デイケア)	浅木病院通所 リハビリテーション	浅木二丁目 30 番 1 号	○	
36	社会福祉施設	通所リハビリテーション (デイケア)	デイケアすずらん	木守 1189 番地	○	
37	社会福祉施設	短期入所生活介護 (ショートステイ)	ショートステイきもり	浅木 576 番地	○	
38	社会福祉施設	短期入所生活介護 (ショートステイ)	遠賀園 指定短期入所生活介護事 業所	浅木三丁目 18 番 1 号	○	
39	社会福祉施設	短期入所生活介護 (ショートステイ)	老健すずらん(療養)	木守 1189 番地	○	
40	社会福祉施設	有料老人ホーム	介護付き 有料老人ホーム シルバーケアきもり	浅木 576 番地	○	
41	社会福祉施設	有料老人ホーム	住宅型有料老人 ホームかがやき	鬼津 1079 番地の 8	○	
42	社会福祉施設	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム彩 月遠賀	虫生津 692 番地の 6		○
43	社会福祉施設	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム G r i n C a r e 遠賀	別府 4106 番地の 1	○	
44	社会福祉施設	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホームオ アシス	今古賀 639 番地の 1	○	
45	社会福祉施設	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム ゆうわひなた館	島津 621 番地の 1	○	

No.	種類	種類詳細	名称	所在地	水防 法	土砂災害 防止法
46	社会福祉施設	有料老人ホーム	有料老人ホーム たいよう遠賀館	浅木二丁目 12 番 8 号	○	
47	社会福祉施設	有料老人ホーム	ミモザの花	若松 3 番地の 1	○	
48	社会福祉施設	認知症対応型共同 生活介護 (グループホーム)	グループホーム あおぞら	虫生津南 2 番 1 号	○	
49	社会福祉施設	認知症対応型共同 生活介護 (グループホーム)	グループホーム きもりの家	浅木 575 番地	○	
50	社会福祉施設	認知症対応型共同 生活介護 (グループホーム)	グリーンリーフ遠賀	若松 327 番地の 1	○	
51	社会福祉施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	遠賀園	浅木三丁目 18 番 1 号	○	
52	社会福祉施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	ソレイユ遠賀	大字鬼津 640 番地の 1	○	
53	社会福祉施設	介護老人 保健施設	すずらん	木守 1189 番地	○	
54	社会福祉施設	地域密着型 介護老人福祉施設	遠賀園(ユニット)	浅木三丁目 18 番 1 号	○	
55	社会福祉施設	保育所	山びこ保育園	島門 1 番 13 号	○	
56	社会福祉施設	保育所	遠賀川保育園	遠賀川二丁目 6 番 22 号	○	
57	社会福祉施設	保育所	南部保育園	浅木二丁目 19 番 27 号	○	
58	社会福祉施設	事業所内保育所	愛あい保育園	大字木守 1185 番地	○	
59	社会福祉施設	幼稚園	遠賀中央幼稚園	島門 1 番 13 号	○	
60	学校	小学校	島門小学校	大字鬼津 1058	○	
61	学校	小学校	広渡小学校	大字広渡 1930	○	
62	学校	小学校	浅木小学校	浅木二丁目 3 番 7 号	○	
63	医療機関	病院	浅木病院	浅木二丁目 30 番 1 号	○	
64	医療機関	病院	遠賀いそべ病院	浅木 1211 番の 3	○	
65	医療機関	病院	健愛記念病院	大字木守 1191	○	
66	医療機関	病院	いまこが眼科医院	松の本二丁目 19 番 25 号	○	
67	医療機関	病院	かくたクリニック	松の本二丁目 19 番 25 合	○	
68	医療機関	病院	嘉村整形外科医院	大字今古賀 649 番地の 1	○	

No.	種類	種類詳細	名称	所在地	水防 法	土砂 災害 防止 法
69	医療機関	病院	川渕医院	大字今古賀 545 番地の 5	○	
70	医療機関	病院	せとぐち 耳鼻咽喉科医院	松の本五丁目 1 番 8 号	○	
71	医療機関	病院	たなか 内科胃腸科医院	大字今古賀 631 番地の 1	○	
72	医療機関	病院	西尾脳神経外科	大字今古賀 598 番地の 1	○	
73	医療機関	病院	宮地 子どもクリニック	松の本七丁目 1 番 21 号	○	
74	医療機関	病院	元木 皮ふ科クリニック	松の本五丁目 1 番 1 号	○	
75	医療機関	病院	岡田歯科医院	松の本一丁目 4 番 11 号	○	
76	医療機関	病院	かわさき歯科医院	大字今古賀 501 番地の 1	○	
77	医療機関	病院	ひさまつ歯科医院	松の本五丁目 9 番 7 号	○	
78	医療機関	病院	柴田歯科医院	遠賀川一丁目 6 番 15 号	○	
79	医療機関	病院	藤江歯科医院	田園二丁目 1 番 5 号	○	
80	医療機関	病院	古橋歯科医院	浅木一丁目 16 番 1 号	○	
81	医療機関	病院	松本歯科医院	浅木二丁目 13 番 5 号	○	

2-1 町防災行政無線（基幹系）

令和6年3月現在

無線局一覧（管理移動局）

個別番号	呼出名称	設置場所	通信取扱責任者
901	遠賀町役場（親局）	遠賀町役場総務課	総務課職員

無線局一覧（固定子局）

個別番号	呼出名称	設置場所	通信担当者
101	遠賀町役場（子局）	遠賀町役場総務課	総務課職員
102	島津公民館	遠賀町大字島津 634 番地	島津区長
103	御牧大橋北	遠賀町大字島津 3152 番地の 7	総務課職員
104	鬼津公民館	遠賀町大字鬼津 1845 番地の 8	鬼津区長
105	常楽寺北	遠賀町大字鬼津 4140 番地	総務課職員
106	競艇場南	遠賀町大字鬼津 3953 番地の 1	総務課職員
107	船郷	遠賀町大字鬼津 4015 番地	総務課職員
108	小鳥掛	遠賀町大字尾崎 2057 番地	総務課職員
109	島門小学校	遠賀町大字鬼津 3938 番地の 12	総務課職員
110	芦屋分署	芦屋町大字芦屋 1318 番地の 1	総務課職員
111	若松公民館	遠賀町大字若松 2316 番地	若松区長
112	堂塔寺	遠賀町大字鬼津 4045 番地	総務課職員
113	尾崎公民館	遠賀町大字尾崎 859 番地	尾崎区長
114	尾崎北	遠賀町大字尾崎 1040 番地の 1	総務課職員
115	友田	遠賀町大字尾崎 1666 番地の 1	総務課職員
116	上ノ越	遠賀町大字尾崎 1647 番地の 2	総務課職員
117	広渡公民館	遠賀町広渡一丁目 4 番 22 号	広渡区長
118	道官集会所	遠賀町大字広渡 2456 番地	総務課職員
119	曲手排水機場 1	遠賀町大字老良 521 番地の 2	総務課職員
120	緑光苑公民館	遠賀町島門 11 番 2	緑光苑公民館長
121	田園北南公民館	遠賀町田園二丁目 3 番 1 号	田園北区長、田園南区長
122	中央区公民館	遠賀町広渡一丁目 20 番 7 号	中央区長
123	別府公民館	遠賀町大字別府 3207 番地	別府区長
124	別府集会所	遠賀町大字別府 3719 番地の 2	総務課職員
125	今古賀公民館	遠賀町大字今古賀 551 番地	今古賀区長
126	遠賀川公民館	遠賀町遠賀川二丁目 7 番 30 号	遠賀川区長
127	旧停公民館	遠賀町旧停二丁目 1 番 8	旧停区長
128	千代丸公民館	遠賀町大字別府 2470 番地の 2	千代丸公民館長
130	木守公民館	遠賀町大字木守 1577 番地	木守区長
131	木守集会所	遠賀町大字木守 528 番地	総務課職員
132	曲手排水機場 2	遠賀町大字老良 521 番地の 2	総務課職員
133	上別府公民館	遠賀町大字上別府 1625 番地	上別府区長
134	花園	遠賀町大字上別府 927 番地の 4	総務課職員
135	宮ノ下公園	遠賀町大字上別府 1312 番地の 1	総務課職員
137	静光園	遠賀町大字上別府 2674 番地	総務課職員
138	尾倉	遠賀町大字上別府 2547 番地	総務課職員
139	東和苑公民館	遠賀町浅木二丁目 22 番 7 号	東和苑区長
140	浅木公民館	遠賀町浅木二丁目 30 番 14 号	浅木区長
141	浅木ニュータウン	遠賀町大字浅木 463 番地の 7	総務課職員

個別 番号	呼出名称	設置場所	通信担当者
142	老良公民館	遠賀町大字老良 326 番地	老良区長
143	浄化センター 1	遠賀町大字老良 393 番地の 1	総務課職員
144	虫生津公民館	遠賀町大字虫生津 705 番地の 1	虫生津区長
145	虫生津 2	遠賀町大字虫生津 2131 番地	総務課職員
146	遠賀霊園	遠賀町大字虫生津 1714 番地の 65	総務課職員
147	若葉台公民館	遠賀町若葉台 1 番 16 号	若葉台区長
149	芙蓉公民館	遠賀町芙蓉一丁目 8 番 1 号	芙蓉区長
150	緑ヶ丘公民館	遠賀町虫生津南 15 番 11 号	緑ヶ丘区長
151	松の本公民館	遠賀町松の本四丁目 6 番 1 号	松の本区長
152	新町公民館	遠賀町遠賀川三丁目 32 番 1 号	新町区長
153	浄化センター 2	遠賀町大字老良 393 番地の 1	総務課職員
154	高瀬	遠賀町大字別府 107 番地	総務課職員
155	ふれあい広場	遠賀町浅木二丁目 2094 番地の 1	総務課職員
156	食育交流・防災センター	遠賀町大字上別府 1510 番地の 1	総務課職員
157	新町南公園	遠賀町遠賀川三丁目 28 番 6 号	新町区長

備考 当該設置場所に避難所（自主避難所を含む）が開設された場合は、原則、避難所に従事する職員を通信担当者とする。

2-2 町防災行政無線（移動系）

令和6年3月現在

(1) 親局

呼出名称	設置場所	管理責任者	備考
遠賀防災	遠賀町役場総務課	遠賀町役場総務課	

(2) 移動系

呼出名称	設置場所	管理責任者	備考
遠賀防災 101	遠賀町総務課	遠賀町総務課	
遠賀防災 102	〃	〃	
遠賀防災 103	〃	〃	
遠賀防災 104	〃	〃	
遠賀防災 105	〃	〃	
遠賀防災 106	〃	〃	
遠賀防災 107	〃	〃	
遠賀防災 108	〃	〃	
遠賀防災 109	〃	〃	
遠賀防災 110	〃	〃	
遠賀防災 111	〃	〃	
遠賀防災 112	〃	〃	
遠賀防災 113	〃	〃	
遠賀防災 114	〃	〃	
遠賀防災 115	〃	〃	
遠賀防災 116	〃	〃	
遠賀防災 117	〃	〃	
遠賀防災 118	〃	〃	
遠賀防災 119	〃	〃	消防団格納庫
遠賀防災 120	〃	〃	消防団格納庫
遠賀防災 121	〃	〃	消防団格納庫

### 2-3 地区放送

令和6年3月現在

設置場所	放送区域	有線・無線	管理者	
北部地区	島津公民館	島津地区	有線（各戸）	区長
	若松公民館	若松地区	有線（各戸）	〃
	鬼津公民館	鬼津地区	有線（各戸）	〃
	尾崎公民館	尾崎地区	有線（各戸）	〃
	田園公民館	田園南地区 田園北地区	有線 無線	〃
	松の本公民館	松の本地区	無線	〃
中部地区	遠賀川公民館	遠賀川地区	有線	〃
	新町公民館	新町地区	有線	〃
	中央公民館	中央地区	有線	〃
	広渡公民館	広渡地区	有線・無線	〃
	今古賀公民館	今古賀地区	有線・無線	〃
南部地区	東和苑公民館	東和苑地区	有線	〃
	浅木公民館	浅木地区	有線	〃
	老良公民館	老良地区	有線（各戸）	〃
	虫生津公民館	虫生津地区	有線	〃
	芙蓉公民館	芙蓉地区	有線・無線	〃

### 2-4 特設公衆電話設置場所

令和6年3月現在

設置No	設置場所	所在地
1	遠賀町ふれあいの里	遠賀町浅木2-31-1
2	障害者支援センターさくら	遠賀町浅木3-18-33
3	遠賀中学校第1体育館	遠賀町大字別府200
4	遠賀南中学校（体育館）	遠賀町大字上別府652
5	遠賀霊園管理事務所	遠賀町大字虫生津1714-1
6	島門小学校（体育館）	遠賀町大字鬼津1058
7	遠賀町民体育館	遠賀町田園2-3-1
8	広渡小学校（体育館）	遠賀町大字広渡1930
9	浅木小学校（体育館）	遠賀町浅木2-3-7
10	遠賀町中央公民館	遠賀町大字今古賀513
11	遠賀川漕艇場	遠賀町大字島津339-1
12	遠賀コミュニティーセンター	遠賀町大字広渡23-6
13	遠賀町立図書館	遠賀町大字今古賀513
14	遠賀町食育交流・防災センター	遠賀町大字上別府1510-1

2-5 臨時ヘリポート

令和6年3月現在

名称	所在地	管理者等	面積 (㎡)	形状 (m)	備考
島門小学校グラウンド	大字鬼津	島門小学校	6,400	80×80	
遠賀中学校グラウンド	大字別府	遠賀中学校	9,000	90×100	
遠賀総合運動公園	大字広渡	遠賀町教育委員会 生涯学習課	20,000	100×200	
遠賀南中学校グラウンド	大字上別府	遠賀南中学校	8,800	80×110	

2-6 指定緊急避難場所・指定避難所

令和6年3月現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所 との重複	想定収容人数 (3.3㎡/人)
			洪水・高潮	崖崩れ、土石流 及び地滑り	地震	津波	内水氾濫		
1	遠賀町ふれあいの里	浅木2-31-1	○	○	○	○	○	●	1,287人
2	障害者支援センターさくら	浅木3-18-33	○	○	○	○	○	●	241人
3	遠賀中学校第1体育館	大字別府200	○	○	○	○	○	●	398人
4	遠賀南中学校(体育館)	大字上別府652	○	○	○	○	○	●	367人
5	遠賀高校(体育館)	大字上別府2110	○	○	○	○	○	●	670人
6	尾崎公民館	大字尾崎859	○	○	○	○	○		103人
7	別府公民館	大字別府3207	○	○	○	○	○		115人
8	上別府公民館	大字上別府1625	○	○	○	○	○		118人
9	若葉台公民館	若葉台2-7	○	○	○	○	○		34人
10	虫生津公民館	大字虫生津705-1	○	○	○	○	○		94人
11	緑ヶ丘公民館	虫生津南15-11	○	○	○	○	○		33人
12	芙蓉公民館	芙蓉1-8-1	○	○	○	○	○		122人
13	遠賀霊園管理事務所	大字虫生津1714-1	○	○	○	○	○	●	79人
14	遠賀中学校校舎	大字別府200	○	○	○	○	○	●	1,605人
15	遠賀南中学校校舎	大字上別府652	○	○	○	○	○	●	1,348人
16	島門小学校校舎	大字鬼津1058		○	○	○	○		1,298人
17	広渡小学校校舎	大字広渡1930		○	○	○	○		1,031人
18	浅木小学校校舎	浅木2-3-7		○	○	○	○		1,201人
19	島門小学校(体育館)	大字鬼津1058		○	○	○	○	●	277人
20	広渡小学校(体育館)	大字広渡1930		○	○	○	○	●	277人
21	浅木小学校(体育館)	浅木2-3-7		○	○	○	○	●	277人

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所 との重複	想定収容人数 (3.3㎡/人)
			洪水・高潮	崖崩れ、土石流 及び地滑り	地震	津波	内水氾濫		
22	遠賀町民体育館	田園2-3-1		○	○	○	○	●	228人
23	田園公民館	田園2-3-1		○	○	○	○		108人
24	島津公民館	大字島津634		○	○	○	○		56人
25	若松公民館	大字若松2316-1			○	○	○		73人
26	鬼津公民館	大字鬼津1845-8		○	○	○	○		68人
27	松の本公民館	松の本4-6-1		○	○	○	○		138人
28	今古賀公民館	大字今古賀548		○	○	○	○		106人
29	千代丸公民館	大字別府2470-2				○	○		25人
30	遠賀川公民館	遠賀川2-6-35		○	○	○	○		116人
31	旧停公民館	旧停2-1-8		○	○	○	○		78人
32	新町公民館	遠賀川3-32-1		○	○	○	○		53人
33	中央区公民館	広渡1-20-7		○	○	○	○		57人
34	広渡公民館	広渡1-1748-1		○	○	○	○		128人
35	道官集会所	大字広渡2456		○		○	○		50人
36	木守公民館	大字木守1586-1		○	○	○	○		107人
37	東和苑公民館	浅木2-22-7		○	○	○	○		63人
38	浅木公民館	浅木2-30-14		○	○	○	○		130人
39	老良公民館	大字老良326		○	○	○	○		78人
40	遠賀町中央公民館	大字今古賀513		○	○	○	○	●	732人
41	遠賀川漕艇場	大字島津339-1		○	○	○	○	●	298人
42	遠賀郡消防本部	大字広渡1639		○	○	○	○		866人
43	遠賀コミュニティーセンター	大字広渡23-6		○	○	○	○	●	742人
44	遠賀町立図書館	大字今古賀513		○	○	○	○	●	434人
45	今古賀ポケットパーク	大字今古賀513		○	○	○	○		97人
46	今古賀イベント・交流広場	大字今古賀528-1		○	○	○	○		1,361人
47	広渡防災広場	大字広渡1951		○	○	○	○		727人
48	別府運動広場	大字別府4085		○	○	○	○		8,788人
49	老良記念碑広場	大字老良350-6		○	○	○	○		343人
50	ふれあい広場	浅木2-2405-1		○	○	○	○		1,704人
51	今古賀中央公園	大字今古賀235-2		○	○	○	○		3,258人
52	おんがみらいテラス	遠賀川1-1-2		○	○	○	○		514人
53	緑光苑公民館	島門11-2		○	○	○	○		24人
54	遠賀北学童保育所	大字鬼津1031-1		○	○	○	○		36人
55	第3遠賀北学童保育所	大字鬼津1028-2		○	○	○	○		39人

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所 との重複	想定収容人数 (3.3㎡/人)
			洪水・高潮	崖崩れ、土石流 及び地滑り	地震	津波	内水氾濫		
56	遠賀南学童保育所	浅木二丁目2-1		○	○	○	○	41人	
57	広渡学童保育所	大字広渡1930		○	○	○	○	34人	
58	第2広渡学童保育所	大字広渡1930		○	○	○	○	36人	
59	遠賀町役場車庫棟	大字今古賀513		○	○	○	○	387人	

2-7 福祉施設・保育所・幼稚園

令和6年3月現在

施設名	所在地	電話番号
遠賀町ふれあいの里	浅木二丁目31番1号	293-0430
障害者支援センターさくら	浅木三丁目18番33号	293-8989
四方の里	浅木三丁目18番21号	293-8000
つくしんぼ	浅木三丁目18番39号	293-3540
住宅型有料老人ホームかがやき	大字鬼津1079番地の8	291-5557
住宅型有料老人ホームGrinCare 遠賀	大字別府4106番地の1	291-1800
住宅型有料老人ホーム彩月遠賀	大字虫生津692番地の6	291-3277
住宅型有料老人ホームゆうわひなた館	大字島津621番地の1	291-3696
介護付き有料老人ホームシルバーケアきもり	大字浅木576番地	291-1811
グリーンリーフ遠賀	大字若松327番地の1	293-8051
グループホームきもりの家	大字浅木575番地	293-7303
グループホームあおぞら	虫生津南2番1号	293-8823
ソレイユ遠賀	大字鬼津640番地の1	291-2010
遠賀園	浅木三丁目18番1号	293-2010
遠賀静光園	大字上別府1872番地	293-3456
山びこ保育園	島門1番13号	293-2227
遠賀川保育園	遠賀川二丁目6番22号	293-0184
南部保育園	浅木二丁目19番27号	293-2256
愛あい保育園	大字木守1185番地	293-1915
遠賀中央幼稚園	島門3番1号	293-0097
有料老人ホームたいよう遠賀館	浅木二丁目12番8号	701-7607
ミモザの花	大字若松3番地の1	293-0378
すずらん	大字木守1189番地	701-7731

## 2-8 医療機関

令和6年3月現在

施設名	所在地	電話番号
浅木病院	浅木2-30-1	293-7211
いまこが眼科医院	松の本2-19-25	291-1211
遠賀いそべ病院	浅木1211-3	293-7200
遠賀中間医師会おんが病院	大字尾崎1725-2	281-2810
かくたクリニック	松の本2-19-25	291-5030
嘉村整形外科医院	大字今古賀649-1	293-3221
川渕医院	大字今古賀545-5	291-2011
健愛記念病院	大字木守1191	293-7090
せとぐち耳鼻咽喉科医院	松の本5-1-8	293-8711
たなか内科胃腸科医院	大字今古賀631-1	293-8088
西尾脳神経外科	大字今古賀598-1	293-1113
宮地子どもクリニック	松の本7-1-21	291-2100
元木皮ふ科クリニック	松の本5-1-10	293-1211

## 2-9 歯科医院

令和6年3月現在

施設名	所在地	電話番号
あかさき歯科クリニック	松の本1-1-1 ゆめタウン遠賀2階	291-1288
岡田歯科医院	松の本1-4-11	293-4448
かわさき歯科医院	大字今古賀501-1	293-8171
ひさまつ歯科医院	松の本5-9-7	293-1151
柴田歯科医院	遠賀川1-6-15	293-6851
藤江歯科医院	田園2-1-5	293-1341
古橋歯科医院	浅木1-16-1	293-4567
あかさき歯科クリニック	松の本1-1-1 ゆめタウン遠賀2F	291-1288
松本歯科医院	浅木2-13-5	293-2145

2-10 雨量計及び水位計

令和6年3月現在

(1) 雨量計

市町村関係

区 分	住 所	電話番号
遠賀郡消防本部	遠賀町大字広渡 1639	093-293-1231

(2) 水位計

区 分	住 所	電話番号
該当なし		

2-1-1 備蓄倉庫

令和6年3月現在

(1) 設置場所

住所	管理者	備考
遠賀町大字今古賀513番地 (役場内)	遠賀町	
遠賀町大字上別府1510番地の1 (遠賀町食育交流・防災センター内)	遠賀町	
遠賀町大字虫生津1714番地の1 (遠賀霊園管理事務所内)	遠賀町	
遠賀町大字虫生津151番地の1 (旧尾倉・若葉台地区浄化センター)	遠賀町	

(2) 備蓄状況

No.	品名	数量	備考
1	資材搬送車	1台	
2	ボート	6艇	
3	救命胴衣	54着	
4	発電機	8台	
5	投光器	8台	
6	移動カマド	1台	
7	木杭(丸)	80本	
8	木杭(角)	40本	
9	鉄杭	200本	
10	土嚢袋	1,600袋	
11	吸水土嚢	780袋	
12	作成済土嚢	600袋	
13	ブルーシート	28枚	
14	ロープ	4本	
15	スコップ	26本	
16	カケヤ	4本	
17	ハンマー	7本	
18	不織布マスク	65,180枚	
19	災害用ベスト	400着	
20	非接触型体温計	16台	

No.	品名	数量	備考
21	血中酸素濃度計	10台	
22	哺乳瓶	100本	
23	乳幼児用オムツ	3,544枚	
24	大人用オムツ	960枚	
25	生理用ナプキン	2,016枚	
26	簡易トイレ	3,345回	
27	身障者対応型洋式トイレ	6台	
28	自動圧着式トイレ(ラップポン)	11台	
29	救急・医療箱セット	279組	
30	タオルセット	347組	
31	毛布	648枚	
32	床敷マット	54枚	
33	防寒シート	67枚	
34	折りたたみマット	800枚	
35	段ボール間仕切り	4基	
36	ファミリールーム	104基	
37	ファミリールーム屋根	10個	
38	プライベートルーム	9基	
39	トイレ用テント	14基	
40	テント型間仕切り(なごみ)	100張	
41	折りたたみ簡易ベッド	350台	
42	ダンボールベッド	50台	
43	アルコール消毒用スタンド	10台	
44	ミネラルウォーター(500ml)	5,604本	
45	ミネラルウォーター(20)	600本	
46	新生児・育児用ミルク	1,400本	
47	アルファ米	3,240食	
48	缶入りパン	2,232缶	
49	即席みそ汁	200食	

2-12 町有車両

令和6年3月現在

(1) 集中管理公用車（行政経営課管理）

所管課	自動車登録番号				年式	種類
行政経営課（遠賀霊園）	北九州	480	さ	84-66	H30	軽自動車
行政経営課（遠賀霊園）	北九州	300	る	9-99	H28	普通乗用車
行政経営課	北九州	480	さ	84-67	H30	軽自動車
行政経営課	北九州	480	せ	42-26	R2	軽自動車
行政経営課	北九州	480	そ	75-73	R5	軽自動車
行政経営課	北九州	480	そ	57-19	R5	軽自動車
行政経営課	北九州	480	か	7-18	H20	軽自動車
行政経営課	北九州	480	え	64-53	H20	軽自動車
行政経営課	北九州	300	も	75-29	H25	普通乗用車
行政経営課	北九州	501	み	4-89	R1	普通乗用車
行政経営課	北九州	330	さ	43-92	H16	普通乗用車
行政経営課	北九州	22	さ	5-13	H28	普通乗合自動車
行政経営課	北九州	300	や	91-6	H26	普通乗用車

(2) 指定公用車（所管課管理）

所管課	自動車登録番号				年式	種類
産業振興課	北九州	480	せ	64-14	R3	軽自動車
産業振興課	北九州	480	か	88-52	H22	軽自動車
住民課	北九州	480	き	52-82	H23	軽自動車
建設課	北九州	50	ゆ	2-59	H14	軽自動車
建設課	北九州	480	あ	39-37	H17	軽自動車
建設課	北九州	480	せ	48-88	R3	軽自動車
健康こども課	北九州	480	き	91-67	H24	軽自動車
福祉課	北九州	581	つ	19-14	H27	軽自動車
生涯学習課（図書館）	北九州	480	す	99-76	R2	軽自動車
生涯学習課（文化財用）	北九州	480	い	43-28	H18	軽自動車
住民課（環境衛生）	北九州	480	さ	25-85	H29	軽自動車
税務課	北九州	480	さ	12-18	H29	軽自動車
学校教育課 （給食センター）	北九州	480	す	40-22	R1	軽自動車
総務課（人事秘書係）	北九州	301	つ	81-21	R5	普通乗用車

(3) 指定公用車（所管課管理／施設毎管理）

所管課	自動車登録番号				年式	種類
	北九州	480	か	15-96		
都市計画課（公共下水）	北九州	480	か	15-96	H21	軽自動車
都市計画課（公共下水）	北九州	41	か	2-26	H10	軽自動車
学校教育課 （給食センター）	北九州	100	す	45-6	H28	普通貨物自動車
学校教育課 （給食センター）	北九州	100	さ	89-91	H20	普通貨物自動車
総務課（防災安全係）	北九州	800	す	14-86	H25	特種自動車
総務課（防災安全係）	北九州	800	す	45-3	R 1	特種自動車
総務課（防災安全係）	北九州	800	す	40-32	H29	特種自動車
総務課（防災安全係）	北九州	800	す	49-7	R2	特種自動車
総務課（防災安全係）	北九州	800	さ	81-32	H19	特種自動車
都市計画課（都市計画係）	北九州	230	さ	1-14	H21	普通乗合自動車
都市計画課（都市計画係）	北九州	230	す	1-15	R2	普通乗合自動車
都市計画課（都市計画係）	北九州	230	さ	1-16	R3	普通乗合自動車
福祉課（障がい者支援係）	北九州	800	さ	97-2	H22	特種自動車
福祉課（障がい者支援係）	北九州	800	す	41-3	H31	特種自動車
福祉課（障がい者支援係）	北九州	800	さ	83-29	H20	特種自動車
福祉課（障がい者支援係）	北九州	800	す	18-93	H26	特種自動車
福祉課（障がい者支援係）	北九州	880	あ	8-83	H26	特種自動車
福祉課（地域包括支援係）	北九州	581	こ	94-61	R2	軽自動車
福祉課（地域包括支援係）	北九州	581	え	74-61	H30	軽自動車
福祉課（地域包括支援係）	北九州	581	ち	48-41	R4	軽自動車

### 2-13 ごみ処理施設

令和6年3月現在

(ごみ中継施設)

設置者	構成市町	施設	竣工年月	能力(t/日)	
				可燃ゴミ	不燃・粗大ゴミ
遠賀・中間地域 広域行政事務組合	中間市・芦屋町・水巻町・ 岡垣町・遠賀町	岡垣町大 字糠塚	H19.3	199	24

(ごみ焼却施設)

設置者	施設	竣工年月	型式	能力 (t/日)
北九州市	皇后崎工場（北九州市）	H10.7	全連	810
北九州市	日明工場（北九州市）	H3.3	全連	600
北九州市	新門司工場（北九州市）	H19.3	全連	720

### 2-14 し尿処理施設

令和6年3月現在

設置者	構成市町	施設名	竣工年月	型式	能力 (kL/日)
遠賀・中間地域 広域行政事務組合	中間市・芦屋町・水巻 町・岡垣町・遠賀町	曲水苑 (水巻町)	H8.3	標脱	220

### 2-15 火葬場

令和6年3月現在

設置者	所在地	処理能力	
		体/日	火葬炉数
遠賀・中間地域 広域行政事務組合	遠賀郡遠賀町大字上別府 1996 番地	21	7 炉

3-1 災害時の連絡先

令和6年3月現在

名 称	電話番号	F A X 番号	防災行政無線
<b>【福岡県】</b>			
県庁（災害時優先）	092-641-4734	092-643-3990	78-700-7500～7504
防災企画課	092-643-3112	092-643-3117	78-700-7021
消防防災指導課	092-643-3113	092-643-3117	78-700-7025
八幡農林事務所	093-601-8851		78-702-701
宗像・遠賀保健福祉環境事務所（遠賀分庁舎）	0940-36-2045	0940-36-2592	78-901-70
北九州県土整備事務所	093-691-2761	093-692-9479	78-818-711
<b>【福岡県警本部】</b>			
折尾警察署	093-691-0110	093-691-0110	
遠賀川交番	093-293-0096		
<b>【消防本部】</b>			
遠賀郡消防本部（署）	093-293-1231	093-291-4008	
芦屋分署	093-223-3160	093-223-3166	
岡垣出張所	093-283-4119	093-283-1401	
<b>【近隣市町村】</b>			
北九州市	093-582-2110	093-582-2112	78-100-70
水巻町	093-201-4321	093-201-4423	78-382-70
芦屋町	093-223-0881	093-223-3927	78-381-70
岡垣町	093-282-1211	093-282-4000	78-383-70
<b>【自衛隊】</b>			
陸上自衛隊第四師団司令部 （第三部防衛班）	092-591-1020		78-983-70
海上自衛隊佐世保地方總監部 （オペレーション）	0956-23-7111		78-3223
航空自衛隊西部航空方面隊 （防衛部運用課）	092-581-4031		78-984-71
航空自衛隊芦屋基地	093-223-0981	093-223-0455	
<b>【指定地方行政機関】</b>			
九州管区警察局広域調整第2課	092-622-5000	092-622-1343	
福岡財務支局（総務課）	092-411-7604		
九州厚生局（総務課）	092-707-1115	092-707-1116	
九州農政局（防災課）	096-300-6396	092-211-8707	
九州農政局福岡県拠点	092-281-8261	092-281-3202	
九州森林管理局（企画調整室）	096-328-3511	096-355-3891	
九州経済産業局（総務課）	092-482-5405 ～7	092-482-5960	
九州産業保安監督部（管理課）	092-482-5405 ～7		
九州運輸局福岡運輸支局	092-673-1190	092-681-8090	
大阪航空局福岡・北九州空港事務所	092-621-2221	092-621-3063	78-985-70
福岡管区气象台	092-725-3604		78-981-70
九州総合通信局（総合通信相談所）	096-326-7819	096-356-3523	

名 称	電話番号	F A X 番号	防災行政無線
福岡労働局（総務課）	092-411-4861	092-473-0736	
九州地方整備局 （企画部防災課）	092-471-6331 092-414-7301 （災害時）		
遠賀川河川事務所	0949-22-1830	0949-22-2859	
北九州国道事務所	093-951-4331		
<b>【指定公共機関・指定地方公共機関】</b>			
九州旅客鉄道株式会社	092-474-2541		
九州旅客鉄道株式会社遠賀川駅	093-293-0017		
西日本電信電話株式会社九州支店	092-476-6161	092-477-3940	
N T T コミュニケーションズ 株式会社 （ネットワーク事業部災害対策室）	03-5202-9909		
株式会社 N T T ドコモ（九州支社）	092-717-5511		
K D D I 株式会社（福岡支店）	03-3347-0077		
ソフトバンク株式会社 （ソフトバンクリバーウォーク北九州）	093-581-6900		
日本郵便株式会社	03-3504-4411		
日本銀行福岡支店（文書課）	092-725-5511		78-980-70
日本赤十字社福岡県支部（事業一課）	092-523-1171		78-982-70
日本放送協会福岡放送局（放送部）	092-724-2800		
日本通運株式会社福岡支店（総務課）	092-291-7112		
九州電力株式会社福岡支店	092-291-7111		
西部瓦斯株式会社	092-633-2239		
株式会社西日本新聞社	092-711-5171		
株式会社朝日新聞西部本社	093-563-1131		
株式会社毎日新聞西部本社	093-541-3131		
株式会社読売新聞西部本社	092-715-4311		
時事通信社福岡支社	092-741-2536		
共同通信社福岡支社	092-781-4241		
熊本日日新聞社福岡支社	092-771-7374		
日刊工業新聞社西部支社	092-271-5711		
R K B 毎日放送株式会社	092-852-6666		
株式会社テレビ西日本	092-852-5555		
九州朝日放送株式会社	092-721-1234		
株式会社福岡放送	092-532-1111		
株式会社エフエム福岡	092-791-7290		
株式会社 T V Q 九州放送	093-583-0023		
株式会社 C R O S S F M	093-551-0770		
ラブエフエム国際放送株式会社	092-734-5462		
福岡県医師会	092-431-4564		
福岡県歯科医師会	092-771-3531		
福岡県トラック協会	092-451-7878		
福岡県 L P ガス協会	092-476-3838		
遠賀・中間地域広域行政事務組合	093-293-3581		

## 4-1 遠賀町防災会議条例

昭和46年8月6日  
 条例第24号  
 改正平成12年3月31日条例第17号  
 平成24年9月21日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、遠賀町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 遠賀町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて遠賀町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 福岡県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 福岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数はそれぞれ若干人とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、遠賀町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要

な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日条例第 17 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 21 日条例第 24 号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行日前において、改正前の遠賀町防災会議条例第 3 条第 5 項第 8 号の規定により任命された委員については、改正後の遠賀町防災会議条例第 3 条第 5 項第 8 号の規定により任命されたものとみなす。

4-2 遠賀町防災会議委員名簿

令和6年3月現在

区分	機関等名	職名
会長	遠賀町	町長
第1号委員	国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所中間出張所	町長が任命する者
	福岡管区気象台防災部	町長が任命する者
第2号委員	福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課	町長が任命する者
	福岡県北九州県土整備事務所	町長が任命する者
第3号委員	福岡県折尾警察署	町長が任命する者
第4号委員	遠賀町	副町長
	遠賀町	建設課長
	遠賀町	福祉課長
	遠賀町	産業振興課長
	遠賀町	都市計画課長
第5号委員	遠賀町教育委員会	教育長
第6号委員	遠賀町消防団	団長
第7号委員	西日本電信電話株式会社九州支店	町長が任命する者
	九州電力送配電株式会社八幡配電事業所	町長が任命する者
	遠賀中間医師会	町長が任命する者
第8号委員	陸上自衛隊小倉駐屯地第40普通科連隊	町長が任命する者
	遠賀町自主防災組織	町長が任命する者
	遠賀町女性防火・防災クラブ	町長が任命する者
	遠賀町民生・児童委員協議会	町長が任命する者
	遠賀町商工会	町長が任命する者
	障害者支援センターさくら	町長が任命する者
	遠賀町社会福祉協議会	町長が任命する者
	遠賀郡消防本部	町長が任命する者
町内防災士	町長が任命する者	

### 4-3 遠賀町防災会議運営規程

昭和46年8月6日

規程第5号

改正 昭和59年4月2日規程第9号

平成25年3月27日告示第20号

(目的)

第1条 この規程は、遠賀町防災会議条例(昭和46年条例第24号)第5条の規定に基づき遠賀町防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 防災会議の招集は会長が行う。

2 委員はやむを得ない理由により防災会議に出席できないときは、その旨会長に届け出なければならない。

(会議)

第3条 防災会議は委員の総数の2分の1以上が出席しなければ議決をすることができない。

2 会長は会議の議長となり議事を掌理する。

3 防災会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専決処分)

第4条 防災会議が成立しないとき、防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は防災会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

(1) 遠賀町地域防災計画に基づき、その実施を推進する。

(2) 災害に関する情報を収集すること。

(3) 災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。

(4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(6) 緊急事態の発生により早急に決定を要すること。

(7) その他軽易な事項に関すること。

2 会長は前項の規定により専決処分をしたときは次の防災会議に報告しなければならない。

(会議録)

第5条 会長は、職員をして会議の概要出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、保管しなければならない。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は遠賀町総務課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるものを除くほか必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和46年8月6日から施行する。

附 則(昭和59年4月2日規程第9号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月27日告示第20号)

この告示は、公布の日から施行する。

#### 4-4 遠賀町災害対策本部条例

昭和46年8月6日  
条例第23号  
改正 平成19年3月27日条例第9号  
平成24年9月21日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、遠賀町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月27日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月21日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 4-5 遠賀町水防協議会条例

昭和46年8月6日  
条例第25号  
改正 平成12年3月31日条例第18号  
平成18年3月24日条例11号  
平成24年3月26日条例第2号

### (設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第34条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、遠賀町水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (構成)

第2条 協議会は会長1人及び委員25人以内で組織する。

### (会長の職務及びその職務代理者)

第3条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (関係行政機関等の委員の代理)

第4条 関係行政機関の職員又は水防関係団体の代表者の委員に事故あるときは、当該委員が会長の承認をえてその代理者を指名することができる。

### (委員の任期)

第5条 関係行政機関の職員及び水防関係団体代表者の委員の任期は当該職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする。

2 会長において、特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ又は解嘱することができる。

### (会議の招集)

第6条 協議会は必要に応じ、会長が招集し、会議の議長となる。

### (会議の定足数と表決)

第7条 協議会は委員の2分の1以上の出席がなければ開議することができない。

2 協議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (書記)

第8条 協議会に書記1人を置き、会長が任命する。

2 書記は会長の命をうけ庶務に従事する。

### (委員の報酬等)

第9条 委員には町長が条例の定めるところにより報酬等を支給する。ただし、関係行政機関の職員である委員の報酬についてはこの限りでない。

### (会長の専決)

第10条 前各条に定めるもの及び協議会が自ら定めるもののほか、協議会について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第18号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第11号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 4-6 災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月29日

条例第18号

改正 昭和50年3月27日条例第6号

昭和51年12月24日条例第18号

昭和53年7月1日条例第21号

昭和56年7月6日条例第19号

昭和57年10月12日条例第24号

昭和62年3月23日条例第6号

平成3年12月24日条例第22号

平成23年9月21日条例第15号

令和元年6月17日条例第11号

令和元年12月19日条例第21号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

### 第2章 災害弔慰金

#### (災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

#### (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
  - ア 配偶者
  - イ 子
  - ウ 父母
  - エ 孫
  - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合には支給しない。

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該住民（以下「障がい者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1箇月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）

があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上の損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害のいずれもない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合 250万円

エ 住居が完全に滅失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくは同号ウにおいて、被災した住居を建て直すに際して、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者として連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

#### 第5章 雑則

(災害弔慰金等支給審査委員会の設置)

第16条 町に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、災害弔慰金等支給審査委員会(以下「支給審査委員会」という。)を置くことができる。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年3月27日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日から適用する。

附 則 (昭和51年12月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害

により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 53 年 7 月 1 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 56 年 7 月 6 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 56 年 4 月 1 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 57 年 10 月 12 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和 62 年 3 月 23 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（平成 3 年 12 月 24 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以降に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は平成 3 年 5 月 26 日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（平成 23 年 9 月 21 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年 6 月 17 日条例第 11 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年 12 月 19 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 4-7 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年8月27日

規則第4号

改正 平成18年1月31日規則第17号

令和元年6月17日規則第13号

令和元年12月19日規則第31号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 災害弔慰金の支給

#### (支給の手續)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

#### (必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

#### (支給の手續)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障がい者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障がいの種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

#### (必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 町は、障がい者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障がいの有することを証明する医師の診断書(別紙様式第1号)を出させるものとする。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

#### (借入の申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別紙様式第2号)を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
  - (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
  - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を2月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
  - (3) その他町長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。
- (調査)
- 第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。
- (貸付けの決定)
- 第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別紙様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。
- 2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（別紙様式第4号）を、借入申込者に通知するものとする。
- (借用書の提出)
- 第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）（別紙様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて町長に提出しなければならない。
- (貸付金の交付)
- 第10条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。
- (償還の完了)
- 第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。
- (繰上償還の申出)
- 第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第6号）を、町長に提出するものとする。
- (償還金の支払猶予)
- 第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第7号）を、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（別紙様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。
- 3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別紙様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。
- (違約金の支払免除)
- 第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別紙様式第10号）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（別紙様式第 11 号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別紙様式第 12 号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第 13 号）を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができなくなつたことを証する書類

（3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第 14 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別紙様式第 15 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第 16 条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名等変更届（別紙様式第 16 号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

#### 第 5 章 災害弔慰金等支給審査委員会

（災害弔慰金等支給審査委員会）

第 18 条 条例第 16 条に規定する災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員の任期は、任命の日から当該事項に係る調査審議の終了の日までとする。

（委員長及び副委員長）

第 19 条 支給審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、支給審査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 20 条 支給審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第 21 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（庶務）

第 22 条 支給審査委員会の庶務は、福祉課において処理をする。

(委任)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年 1 月 31 日規則第 17 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年 6 月 17 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年 12 月 19 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式 (省略)

## 4-8 遠賀町災害弔慰金及び見舞金に関する条例

昭和 58 年 3 月 30 日

条例第 14 号

改正 平成 20 年 3 月 28 日条例第 3 号

令和元年 6 月 17 日条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、土砂くずれ等の異常な自然現象又は火事による災害（以下「災害」という。）により、町民の死亡、住家の被害に対し弔慰し、見舞することを目的とする。

(災害弔慰金)

第 2 条 町内で発生した災害により死亡した者（死亡の事実を確認できないが死亡したことが確実であると推定される者を含む。）の遺族に対し、災害弔慰金（以下「弔慰金」という。）を贈る。

2 弔慰金の額は、死亡した者 1 人につき 20 万円とする。

3 第 1 項の遺族は、町内に住所を有する者で、遺族の範囲及び順位については、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 18 号）第 4 条の規定を準用する。

(災害見舞金)

第 3 条 町内で発生した災害による住家（併用店舗を含む。）の被害世帯（居住世帯）に対し、次に掲げる災害見舞金（以下「見舞金」という。）を贈る。

(1) 全壊・全焼・流失 20 万円

(2) 半壊・半焼・半流失 10 万円

(3) 床上浸水 3 万円

(4) 火事により水の被害だけを受けたとき 3 万円

2 前項の被害程度の認定は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による被害を認定する場合の認定基準の例による。

(手続)

第 4 条 町長は、災害が発生した場合、速やかに調査のうえ弔慰金又は見舞金を支給するものとする。

(適用除外)

第 5 条 次の各号の一に該当する場合は、弔慰金又は見舞金は支給しない。

(1) 自己の不法の行為によつて被害を受けたとき。

(2) 他の町条例の規定に基づき弔慰金又は見舞金の支給を受けるとき。

(3) 法人又は団体であるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日以後の災害から適用する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日条例第 3 号）

この条例は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 17 日条例第 12 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の遠賀町災害弔慰金及び見舞金に関する条例第 3 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯に係る災害見舞金の支給について適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯に係る災害見舞金の支給については、なお従前の例による。

#### 4-9 遠賀町消防団の設置等に関する条例

昭和42年3月23日  
 条例第6号  
 平成18年9月29日条例39号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号及び第15条第1項の規定に基づき消防団の設置、名称及び区域について定めるものとする。

(設置)

第2条 遠賀町に消防事務を処理する為消防団を置く。

(名称及び区域)

第3条 前条に規定する消防団の名称及び区域は次の表のとおりとする。

名 称	遠賀町消防団
区 域	遠賀町一円

附 則

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 4-10 遠賀町消防団の組織等に関する規則

昭和42年3月23日

規則第1号

改正 昭和43年3月30日規則第3号  
 昭和49年2月1日規則第1号  
 昭和51年9月30日規則第6号  
 昭和63年3月30日規則第4号  
 昭和63年7月13日規則第12号  
 平成8年3月29日規則第7号  
 平成16年3月29日規則第6号  
 平成18年11月10日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項及び第15条の6第2項の規定に基づき消防団の組織及び消防団員の階級等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 遠賀町消防団の設置等に関する条例（昭和42年条例第6号）に基づき設置した本町消防団の組織は、本部のほか3個分団で構成する。

2 前項の本部及び分団の組織並びに事務分掌については別に定める。

(本部の位置)

第3条 消防団の本部は、遠賀町役場内に置く。

(分団の名称及び区域)

第4条 消防団の各分団の名称及び区域は次の表のとおりとする。

名 称	区 域
第1分団	別府、今古賀、遠賀川、広渡、新町、木守、松ノ本、旧停、中央
第2分団	島津、若松、鬼津、尾崎、田園北、田園南
第3分団	上別府、浅木、東和苑、虫生津、芙蓉、緑ヶ丘、老良、若葉台

(消防団員の階級)

第5条 消防団員の階級は、消防団長、副団長、分団長、副分団長、班長及び団員とする。

(消防団員の職務)

第5条 消防団員の職務内容は、次の表のとおりとする。

階 級	職 務 内 容
消 防 団 長	消防団の事務を統轄し、消防団員を指揮監督する。
副 団 長	消防団長を補佐し、消防団長に事故があるとき又は消防団長が欠けたときは、その職務を代理する。
分 団 長	消防団長の命を受け、当該分団の事務を掌理し、所属の消防団員を指揮監督する。
副 分 団 長	分団長を補佐し分団長に事故があるとき又は分団長が欠けたときはその職務を代理する。
班 長	上司の命を受け当該班の事務を掌る
団 員	上司の命を受け消防事務に従事する。

- 2 消防団長、副団長ともに事故があるときは、あらかじめ消防団長の指名する者が消防団長の職務を代理する。
- 3 指導員は、消防団長の命を受け、団員の適切な訓練指導業務に従事する。

(消防団員の配置)

第6条 消防団員の配置は、次の表のとおりとする。ただし、団員定数の配置内において各分団間で団員数を流用することができる。

	消防団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	計
本 部	1	2					3
第 1 分 団			1	1	3	22	27
第 2 分 団			1	1	3	22	27
第 3 分 団			1	1	3	22	27
計	1	2	3	3	9	66	84

(消防訓練、礼式)

第8条 消防団員の訓練及び礼式については、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）によるものとする。

(消防団員の服制)

第9条 消防団員の服制については、消防団員服制（昭和25年国家公安委員会告示第1号）によるものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和42年4月1日から施行する。
- 2 遠賀町消防団規則（昭和32年規則第3号）は、廃止する。

附 則（昭和43年3月30日規則第3号）

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年2月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年9月30日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年3月30日規則第4号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年7月13日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の遠賀町消防団の組織等に関する規則の規程は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成8年3月29日規則第7号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日規則第6号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月10日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 4-11 遠賀町防災行政無線局管理運用規程

平成元年11月27日

規程第6号

改正 平成19年3月27日告示第8号

(目的)

第1条 この規程は、遠賀町防災行政無線局の管理・運用について必要な事項を定め、無線局の適正かつ効率的な管理・運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で定める用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「通報」とは、無線通信によって送受される文言をいう。
- (2) 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (3) 「移動無線」とは、基地局と移動局及び移動局相互間において行う通信をいう。
- (4) 「基地局」とは、移動局と通信するため、町役場に設置する無線局をいう。
- (5) 「移動局」とは、車載型、車携帯型及び携帯型陸上移動局の総称をいう。
- (6) 「無線従事者」とは、無線設備の操作を行う者であって、郵政大臣の免許を受けた者をいう。
- (7) 「通信取扱者」とは、無線局の運用に携わる一般職員をいう。

(無線局の組織等)

第3条 無線局に総括管理者、管理責任者、通信取扱責任者、無線担当者をおく。

- (1) 総括管理者は、副町長をもって充てる。
- (2) 管理責任者は、総務課長をもって充てる。
- (3) 通信取扱責任者は、消防担当主任をもって充てる。
- (4) 無線担当者は、無線従事者の資格を有する職員をもって充てる。

(管理責任者等の任務)

第4条 総括管理者は、無線局の管理運用業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の設備及び通信の運用状況を常に把握し、効率的な運用がなされるよう指揮監督する。

3 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、通信の運用及び設備の管理、保全の総括を行う。

4 無線担当者は、上司の命を受け、当該無線設備の操作及び管理、保全の業務を行う。

(管理者)

第5条 次の部署には管理者を置く。

- (1) 基地局の通信操作を行う部署
- (2) 移動局を配置された部署

2 管理者は、当該部署の長の職にある者をもって充てる。

3 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した施設の管理監督及び運用の業務を所掌し、事故を生じた場合は、直ちに管理責任者に届けるものとする。

(無線従事者の配置養成等)

第6条 総括責任者は、無線局の運用に必要な員数の無線従事者を配置するものとする。

2 管理責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

(通信取扱者)

第7条 通信取扱者は、通信取扱責任者の管理のもとに、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づき無線局の運用を行う。

(備付け書類等の管理)

第8条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類等を管理保管する。

2 無線業務日誌は毎日、管理責任者、通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

(通信の原則)

第9条 通信は、防災、行政事務以外の用に使用してはならない。

2 通信は、簡潔明瞭に行わなければならない。

(乱用の禁止)

第10条 通信は、これを乱用してはならない。

(秘密の保持)

第11条 通信に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(通信の種類)

第12条 通信の種類は、次のとおりとする。

(1) 緊急通信 非常又は緊急な場合に行う通信

(2) 一般通信 平常時に行う普通通信

(3) 一斉通信 全局に対する一斉通信

(通信の取扱順位)

第13条 通信の取扱順位は、緊急通信、一般通信の順位に行う。

2 同一種類の通信取扱は、通報の受付順位により行うものとする。ただし、管理責任者が特別の理由があると認めたときは、取扱順位を変更することができる。

(平常時の運用)

第14条 平常時の通信運用は、必要に応じ随時行うものとする。

(災害時の事前措置等)

第15条 管理責任者は、台風等により災害の発生が予想される場合には、無線設備が完全に機能し、通信が円滑に運用できるよう、必要な措置を通信取扱責任者及び無線担当者に講じさせなければならない。

(通信の制限)

第16条 管理責任者は、災害の発生時その他特に必要があると認めるときは、一般通信を制限することができる。

2 管理責任者は、前項の規定により通信を制限しようとするときは、制限の内容等必要な事項を関係者に通知しなければならない。

3 管理責任者は、通信の制限が必要でなくなったときは、直ちにその旨関係者に通知しなければならない。

(移動無線の運用)

第17条 移動無線の運用は、特別な事情がある場合を除き、基地局の統制下に行うことを原則とする。

2 移動局は、これを開局又は閉局しようとするときは、その旨を基地局に連絡しなければならない。

(通信統制)

第18条 管理責任者は、災害発生時、通信がふくそうし又はふくそうが予想される場合は、通信取扱責任者をして移動無線の内容を監視し、必要に応じて割込電話、制限等、通信統制を行わせなければならない。

2 基地局内制御器からの通話者及び移動局は、前項の通信統制に従わなければならない。

(時刻の照合)

第19条 無線担当者は、毎日1回以上、基地局備え付けの時刻照合を行わなければならない。

(業務日誌)

第20条 無線担当者は、無線業務日誌により毎日の通信状況等必要事項を記録し、資料等を併せて整理保存しなければならない。

2 前項の無線業務日誌は、その使用を終わった日から2年間保存しなければならない。

(日誌抄録の提出)

第21条 総括管理者は、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第41条に規定する、無線業務日誌抄録(別記第2号様式)を作成させ、毎年当該翌年の1月中に九州電気通信監理局長へ提出しなければならない。なお、提出した無線業務日誌抄録の写しを保存しなければならない。

(無線従事者の選任及び解任届)

第22条 総括管理者は、毎年9月1日現在における無線従事者選任状況(電波法第51条の規定に代わるもの)を別記第3号様式により、九州電気通信監理局長へ速やかに報告しなければならない。なお、報告した無線従事者選任状況報告書の写しを保存しなければならない。

(無線設備の保守点検)

第23条 無線設備の正常な機能を維持・確保するため、次の区分により保守点検を行うものとする。

2 保守点検を実施した場合は、その結果を無線設備点検報告書に記録する。

(保守の区分)

第24条 無線設備の保守点検は、日常点検、定期点検及び臨時点検に区分して行う。

(日常点検)

第25条 通信取扱責任者は、無線担当者及び第6条の管理者(以下「保全担当者」という。)をして、日常点検を行わせなければならない。

2 保全担当者が行う日常点検の内容及び実施方法は、次のとおりとする。

(1) 通話試験 毎朝の開局時にメリット交換を行う。

(2) 設備の現状点検 無線設備の形状、外観異状の有無の確認及び清掃

(定期点検)

第26条 通信取扱責任者は、年2回以上の定期点検を実施しなければならない。

2 定期点検は、保守業者に委託して実施することができる。

3 点検内容については、別に定める無線設備点検表のとおり、業務委託契約書で定める。

(臨時点検)

第27条 通信取扱責任者は、機器の機能に異状があるとき、台風、強風の前後その他必要と認める場合には、臨時に保守点検を行うものとする。

2 前項の点検は、保守業者に委託し実施することができる。

(異状発生時の措置)

第28条 保全担当者は、日常点検の結果無線設備に異状を発見した場合、及び故障等障害が発生した場合は、速やかに通信取扱責任者にその状況等を報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた通信取扱責任者は、その内容を管理責任者に報告するとともに、その復旧に関し、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(障害の記録)

第29条 通信取扱責任者は、基地局に障害記録簿を備え付け、無線設備の障害の事実、措置内容等を記録、保管させなければならない。

(通信訓練)

第30条 管理責任者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、定期的な通信訓練を行うものとする。

2 訓練は、通信統制訓練及び移動系による情報収集、指示伝達訓練を重点として行うものとする。

(その他必要な事項)

第31条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成元年12月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日告示第8号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式 (省略)

## 4-12 遠賀町防災行政無線設備管理運用規程

平成21年6月1日告示第50号  
改正 令和3年3月2日告示第30号

(趣旨)

第1条 この告示は、町民の生命及び財産を災害及び武力攻撃事態等から保護するため、遠賀町地域防災計画及び遠賀町国民保護計画に関する情報伝達活動を迅速かつ的確に行い、併せて平常時における行政広報、地域情報広報等を円滑に行うために設置した遠賀町防災行政無線設備の管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線 本町における防災、国民保護に関する活動及び行政情報広報並びに地域情報広報に資するための遠賀町防災行政無線設備の総体をいう。
- (2) 無線局 無線の設備及び当該設備の操作を行うものの総体をいう。
- (3) 管理移動局 無線局のうち庁舎内に設置する無線設備及び遠隔制御装置で、固定子局の通信相手方となり、又は固定子局に対して情報を送信する無線局をいう。
- (4) 固定子局 管理移動局又は他の固定子局の通信相手方となり、屋外拡声装置（以下「拡声器」という。）を装備する無線局をいう。
- (5) 緊急通信 地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる通信をいう。
- (6) 同報通信 管理移動局から全ての若しくは特定の複数の固定子局に対して同時に通信を行い、又は固定子局に装備する拡声器から周辺住民に対して、音声による情報伝達を行うことをいう。
- (7) コミュニティー放送 固定子局の拡声器から当該固定子局の周辺住民に対して当該地域に限った情報伝達を音声により行うことをいう。
- (8) 試験通信 無線設備の保守点検等のために試験的に行う通信をいう。

(無線局の組織等)

第3条 無線局に総括管理者、管理責任者、通信取扱責任者及び通信担当者を置く。

- 2 総括管理者は、副町長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、総務課長をもって充てる。
- 4 通信取扱責任者は、防災担当職員をもって充てる。
- 5 通信担当者は、別表に掲げる者をもって充てる。

(総括管理者等の任務)

第4条 総括管理者は、無線局の管理及び運用業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用業務を掌握するとともに、通信取扱責任者及び通信担当者を指揮監督する。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、管理移動局の通信操作及び無線業務日誌（様式第1号）の記載を行うとともに、無線局の管理及び運用業務を所掌する。
- 4 通信担当者は、通信取扱責任者の指揮監督の下、固定子局の通信操作及び無線業務日誌の記載を行うとともに、当該固定子局におけるコミュニティー放送を行う。

(通信の原則)

第5条 通信に当たっては、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令を遵守しなければならない。

- 2 通信は、次に掲げる業務に利用するものとする。

- (1) 緊急を要する防災及び国民保護に関する業務
- (2) 平常時における行政情報及び地域情報の広報に関する業務
- (3) 管理移動局と固定子局又は固定子局間の連絡に関する業務
- (4) その他町長が必要と認める業務

3 通信は、できるだけ簡潔明瞭に1通信2分以内で行わなければならない。

(秘密の保持)

第6条 無線業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(運用)

第7条 無線の運用は、常時行う。

2 無線局の個別番号及び呼出名称は、別表に掲げるとおりとする。

(同報通信)

第8条 同報通信は、次に掲げる場合において行うものとする。

- (1) 災害又は武力攻撃事態等（以下「災害等」という。）が発生し、避難若しくは救助又は復旧活動に必要なとき。
- (2) 事態が切迫し、災害等の発生が予測されるとき。
- (3) 町民の生命、財産又は生活に影響を及ぼすような緊急性があるとき。
- (4) 重要な行政情報を伝達する必要があるとき。
- (5) 地域の活性化のため必要があるとき。
- (6) 第12条に定める無線局の管理に関して必要があるとき。
- (7) その他町長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により同報通信を行おうとする者は、同報通信使用申請書（様式第2号）を総括管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、緊急の場合は、同報通信を行った後に、総括管理者に同報通信使用申請書を提出するものとする。

(コミュニティー放送)

第9条 通信担当者は、周辺の住民に対して当該地域に限った情報伝達を行うため、自らの責任において、コミュニティー放送を行うことができる。

2 通信担当者は、前項のコミュニティー放送を行うに当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) コミュニティー放送は、必要な場合のみ行うものとし、緊急の場合を除いて、午前8時から午後8時までの間以外の時間帯には行わないこと。
- (2) コミュニティー放送は、簡潔明瞭に短時間で行うこと。
- (3) 病院（入院設備のある病院に限る。）若しくは学校等（保育園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校をいう。）又はそれらの直近（おおむね50メートル以内）に設置した固定子局でコミュニティー放送を行う場合は、一定の配慮をしなければならない。
- (4) 政治、宗教、営利若しくは自己のため、又は公序良俗に反する内容の放送は行わないこと。
- (5) 音量には十分注意し、必要以上に音量を上げないこと。
- (6) あらかじめ当該地域及び音声伝達すると予想される地域において協議を行い、住民の理解を得、又は運用方針を定めるよう努めること。
- (7) 機器の取扱いには十分注意し、必要な装置以外の装置にはむやみに手を触れないこと。
- (8) コミュニティー放送を行った場合、その日時、内容等を業務日誌に記載すること。
- (9) コミュニティー放送に関し、障害が生じた場合、直ちに通信取扱責任者に通報すること。

(通信の優先順位)

第10条 通信の取扱の優先順位は、緊急通信、同報通信、コミュニティー放送及び試験通信の順とす

る。

(通信の制限)

第 11 条 総括管理者は、災害その他緊急事態の発生等により必要があると認めるとき、又は運用上混乱を避ける必要があると認めるときは、通信及びコミュニティー放送を制限するとともに、管理責任者に対し必要な措置を講じるよう指示するものとする。

(無線局の管理等)

第 12 条 総括管理者は、無線局の機能確保のため、年 1 回以上定期的に通信設備の点検を行わなければならない。

- 2 管理責任者は、無線設備の管理運用上支障が生じたときは、速やかにその旨を総括管理者に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 総括管理者は、無線設備の操作訓練を年 1 回以上行わなければならない。
- 4 通信取扱責任者及び通信担当者は、通信の感度等について、適宜無線設備の調査を行わなければならない。
- 5 無線設備の調査のための試験電波の発射及び試験通信は、通信が閑散なときに行わなければならない。

(無線業務)

第 13 条 通信取扱責任者及び通信担当者は、無線業務日誌に必要な事項を記載しなければならない。

- 2 管理責任者は、毎年 4 月末日までに前年度分の無線業務の状況を総括管理者に報告しなければならない。

(委任)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、無線の管理運用について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 2 日告示第 30 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

### 5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

福岡管区气象台から発表される注意報、警報のうち、水防活動の利用に適合するものとして、本町に  
関するものは次のとおりである。

【特別警報】

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

【警報】

現象の種類	基準 (令和5年12月1日現在)
大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準 33 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 122
洪水	流域雨量指数基準 西川流域=17.5、戸切川流域=7.5 指定河川洪水予報による基準 遠賀川下流部 [中間]
暴風	平均風速 20m/s
暴風雪	平均風速 20m/s 雪を伴う
大雪	12時間降雪の深さ 10cm

【注意報】

現象の種類	基準 (令和5年12月1日現在)
大雨	表面雨量指数基準 12 土壌雨量指数基準 93
洪水	流域雨量指数基準 西川流域=14.0、戸切川流域=6.0 指定河川洪水予報による基準 遠賀川下流部 [中間]
強風	平均風速 12m/s
風雪	平均風速 12m/s 雪を伴う
大雪	12時間降雪の深さ 3cm
雷	落雷等により被害が予想される場合
濃霧	視程 100m
乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60%
低温	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3日続いた後、さらに 2日以上続くと予想された場合 冬期：沿岸部で最低気温が -4℃以下又は内陸部 -7℃以下
霜	11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜 最低気温 3℃以下
着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で気温 -2℃～2℃、湿度 90%以上
記録的短時間 大雨情報	(1時間雨量) 福岡県 110mm ※数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測したときに府県気象情報として発表

【用語解説】

- ※表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数
- ※土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中にたまっている雨量の量を示す指数
- ※流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数

## 5-2 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官  
 改正 平成6年12月消防災第279号  
 平成7年4月消防災第83号  
 平成8年4月消防災第59号  
 平成9年3月消防情第51号  
 平成12年11月消防災第98号・消防情第125号  
 平成15年3月消防災第78号・消防情第56号  
 平成16年9月消防震第66号  
 平成20年5月消防応第69号、平成20年9月第166号  
 平成24年5月31日消防応第111号  
 平成29年2月7日消防応第11号  
 平成31年4月消防応第28号  
 令和元年6月消防応第12号  
 令和3年5月消防応29号

### 第1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

#### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

#### 3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

###### イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

###### ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

##### (2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

###### ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

###### イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

###### ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道

される火災・災害等をいう。以下同じ。)

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

## 5 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 火災

###### (ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
  - g 損害額1億円以上と推定される火災
  - (イ) 林野火災
    - a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
    - b 空中消火を要請又は実施したもの
    - c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
  - (ウ) 交通機関の火災
    - a 航空機火災
    - b タンカー火災
    - c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
    - d トンネル内車両火災
    - e 列車火災
  - (エ) その他
- 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
- (例示)
- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
- (例示)
- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
  - (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
  - (ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）
- ウ 危険物等に係る事故
- 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
  - (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
  - (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの
  - (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
  - (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
  - (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
- エ 原子力災害等
- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
  - (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
  - (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
  - (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

- (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
- (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過
- (イ) 火災の状況
  - a 発見及び通報の状況
  - b 避難の状況
- イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災
  - (ア) 発見及び通報の状況
  - (イ) 延焼拡大の理由
    - a 消防事情
    - b 都市構成
    - c 気象条件
    - d その他
  - (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
  - (エ) り災者の避難保護の状況
  - (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- ウ 林野火災
  - (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
    - ※必要に応じて図面を添付する。
  - (イ) 林野の植生
  - (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
  - (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- エ 交通機関の火災
  - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
  - (イ) 焼損状況、焼損程度

## 2 第2号様式（特定の事故）

### (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

### (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

### (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

### (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の

数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難指示の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・被害の要因（人為的なもの）
- ・不審物（爆発物）の有無
- ・立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

### 5-3 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年5月21日

改正 平成 6年 4月 1日

平成10年 4月 1日

#### (趣 旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

#### (定 義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

#### (総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

#### (報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市町村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。（報告すべき災害）

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

#### (報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

#### 1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあつては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10 時 00 分	15 時 00 分
出 先 機 関 の 長	10 時 30 分	15 時 30 分
各 部 長	11 時 00 分	16 時 00 分

## 2 詳 報

災害発生後市町村長にあつては5日以内に、関係出先機関の長にあつては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

## 3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであつて、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

## 4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

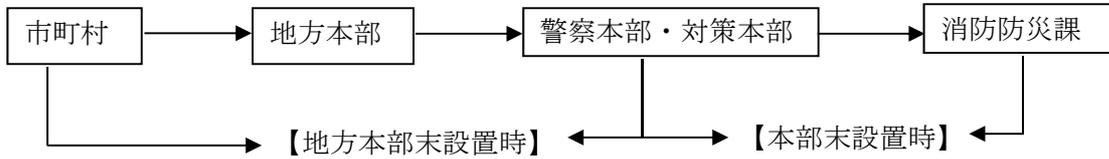
(報告の順序)

第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被序によるものとする。但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

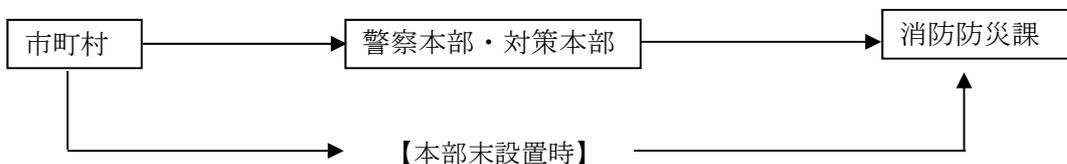
(1) 災害概況及び被害状況即報

(様式1号・様式2号の1)



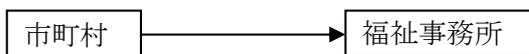
(2) 被害状況確定報告

(様式第2号の1)



(3) 社会福祉施設関係被害即報

(様式第2号の2)

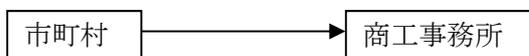


(4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告 (様式第2号の3、様式第3号の1)



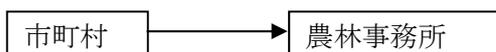
(5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の4、様式第3号の2)

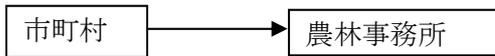


(6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の5様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15)



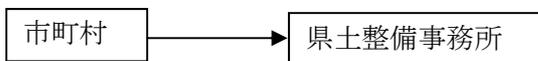
- (7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の6、7、8、9、10)



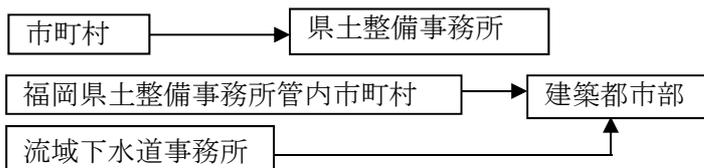
- (8) 水産関係被害即報・詳細・確定報告  
(様式第2号の11、12)



- (9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の13、様式第3号の16)



- (10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号14、15、様式第3号の17)

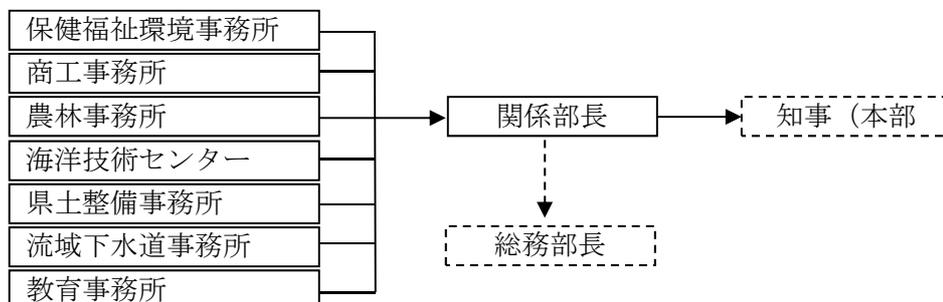


- (11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の16)



## 2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



## 3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。

(2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。

(3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災課）に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

### 5-4 被害の判定基準

(その1) (福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分			備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	非住家被害は全壊、又は半壊のもののみを記入するものとする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用、又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫・土蔵・車庫等の建物とする。	

- (注) (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何からの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(その2) (福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備考
そ の 他	田の流失埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度の水がつかったものとする。
	畑の流失埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法〈昭和27年法律第180号〉第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法〈昭和39年法律第167号〉が適用され、もしくは準用される河川もしくは、その他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防・護岸・水利・床止その他の施設、もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法〈昭和25年法律第218号〉第2条第5号に規定する水域施設・外かく施設・けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は第3条の2の規定によって天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	

(その3) (福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備考
その他	ブロック塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、港湾施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・道路・港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎・公民館・児童館・都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きとするものとする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。

5-5 福岡県災害救助法施行細則

別表第3 (第14条)

「昭和40年福岡県規則第44号」

	法第24条第5項の規定により実費弁償の対象となる者の種類	実費弁償の方法及び程度															
1	政令第10条第1号から第4号までに掲げる者	<p>(1) 日 当</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 医師及び歯科医師</td> <td>1人1日当たり</td> <td>17,400円以内</td> </tr> <tr> <td>イ 薬 剤 師</td> <td>1人1日当たり</td> <td>11,900円以内</td> </tr> <tr> <td>ウ 保健師、助産師及び看護師</td> <td>1人1日当たり</td> <td>11,400円以内</td> </tr> <tr> <td>エ 土木技術者及び建築技術者</td> <td>1人1日当たり</td> <td>17,200円以内</td> </tr> <tr> <td>オ 大工、左官及びとび職</td> <td>1人1日当たり</td> <td>20,700円以内</td> </tr> </table> <p>(2) 時間外勤務手当 職種ごとに(1)のアからオまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第41号)第2条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。</p> <p>(3) 旅 費</p> <p>ア 医師及び歯科医師にあつては、福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和32年福岡県条例第64号。以下「規則」という。)に定める三等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。</p> <p>イ 薬剤師、保険師、助産師、及び看護師にあつては、規則に定める五等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。</p> <p>ウ 土木技術者、建築技術者、大工、左官及びとび職にあつては、規則に定める四等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。</p>	ア 医師及び歯科医師	1人1日当たり	17,400円以内	イ 薬 剤 師	1人1日当たり	11,900円以内	ウ 保健師、助産師及び看護師	1人1日当たり	11,400円以内	エ 土木技術者及び建築技術者	1人1日当たり	17,200円以内	オ 大工、左官及びとび職	1人1日当たり	20,700円以内
ア 医師及び歯科医師	1人1日当たり	17,400円以内															
イ 薬 剤 師	1人1日当たり	11,900円以内															
ウ 保健師、助産師及び看護師	1人1日当たり	11,400円以内															
エ 土木技術者及び建築技術者	1人1日当たり	17,200円以内															
オ 大工、左官及びとび職	1人1日当たり	20,700円以内															
2	政令第10条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする。															

(福岡県地域防災計画による：福岡県災害救助法施行細則から抜粋)

5-6 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

(福岡県地域防災計画より抜粋：令和2年福岡県告示第344号)

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
1	避難所の供与	<p>(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>(2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>(3) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。</p> <p>(4) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(3)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p> <p>(5) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> <p>(6) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
2	応急仮設住宅の供与	<p>(1) 建設型応急住宅</p> <p>ア 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。</p> <p>イ 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内とする。</p> <p>ウ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。</p> <p>オ 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>カ 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項による期限内（最長2年以内）とする。</p> <p>キ 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>(2) 賃貸型応急住宅</p> <p>ア 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて【建設型応急住宅】(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>イ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p> <p>ウ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(1)カと同様の期間とする。</p>

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間																																																
3	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>(1)炊き出しその他による食品の給与                      ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。                      イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。                      ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,180円以内とする。                      エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p> <p>(2)飲料水の供給                      ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。                      イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。                      ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>																																																
4	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>(1)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>(2)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。                      ア 被服、寝具及び身の回り品                      イ 日用品                      ウ 炊事用具及び食器                      エ 光熱材料</p> <p>(3)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p style="text-align: center;">ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="443 1330 1426 1489"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>期間</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>4～9月</td> <td>18,700円</td> <td>24,000円</td> <td>35,600円</td> <td>42,500円</td> <td>53,900円</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10～3月</td> <td>31,000円</td> <td>40,100円</td> <td>55,800円</td> <td>65,300円</td> <td>82,200円</td> <td>11,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="443 1561 1426 1720"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>期間</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>4～9月</td> <td>6,100円</td> <td>8,200円</td> <td>12,300円</td> <td>15,000円</td> <td>18,900円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10～3月</td> <td>9,900円</td> <td>12,900円</td> <td>18,300円</td> <td>21,800円</td> <td>27,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>	季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算	夏季	4～9月	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	7,800円	冬季	10～3月	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	11,300円	季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算	夏季	4～9月	6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	2,600円	冬季	10～3月	9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	3,600円
季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算																																											
夏季	4～9月	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	7,800円																																											
冬季	10～3月	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	11,300円																																											
季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算																																											
夏季	4～9月	6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	2,600円																																											
冬季	10～3月	9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	3,600円																																											

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
5	医療及び助産	<p>(1)医療</p> <p>ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。</p> <p>ウ 医療は、次の範囲内にて行う。</p> <p>(ア)診療</p> <p>(イ)薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(ウ)処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(エ)病院又は診療所への収容</p> <p>(オ)看護</p> <p>エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p> <p>オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p> <p>(2)助産</p> <p>ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。</p> <p>イ 助産は、次の範囲内において行う。</p> <p>(ア)分べんの介助</p> <p>(イ)分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(ウ)脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。</p> <p>エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
6	被災者の救出	<p>(1)被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。</p> <p>(2)被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3)被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>
7	被災した住宅の応急修理	<p>(1)被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>(2)被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。</p> <p>ア イに掲げる世帯以外の世帯 655,000円</p> <p>イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円</p> <p>(3)被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から3箇月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては6箇月以内）に完了しなければならない。</p>

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
8	生業に必要な資金の貸与	<p>(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。</p> <p>(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。</p> <p>(3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。</p> <p>ア 生業費 1件当たり 30,000円</p> <p>イ 就職支度費 1件当たり 15,000円</p> <p>(4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。</p> <p>ア 貸与期間 2年以内</p> <p>イ 利子 無利子</p> <p>(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。</p>
9	学用品の給与	<p>(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>ア 教科書</p> <p>イ 文房具</p> <p>ウ 通学用品</p> <p>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。</p> <p>ア 教科書代</p> <p>（ア）小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>（イ）高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>イ 文房具及び通学用品費</p> <p>小学校児童 1人当たり 4,700円</p> <p>中学校生徒 1人当たり 5,000円</p> <p>高等学校等生徒 1人当たり 5,500円</p> <p>(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。</p>
10	埋葬	<p>(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>(2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。</p> <p>ア 棺（付属品を含む。）</p> <p>イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>ウ 骨つば及び骨箱</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 213,800円、小人 170,900円以内とする。</p> <p>(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
11	死体の搜索	(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。 (2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。 (3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
12	死体の処理	(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。 (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 死体の一時保存 ウ 検案 (3) 検案は、原則として救護班によって行う。 (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。 イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては1体当たり5,400円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。 ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。 (5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
13	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去	(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。 (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,300円以内とする。 (3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
14	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	(1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。 ア 被災者の避難に係る支援 イ 医療及び助産 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 死体の搜索 カ 死体の処理 キ 救済用物資の整理配分 (2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。 (3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

## 6-1 福岡県消防相互応援協定書

平成25年3月28日  
協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域並びに代表消防機関及び地域代表消防機関の設置)

第2条 福岡県内を次に掲げる地域に区分するものとする。

(1) 北九州地域

北九州市、行橋市、中間市、京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び苅田町の区域

(2) 筑豊地域

飯塚地区消防組合、福岡県田川地区消防組合、直方市及び直方鞍手広域市町村圏事務組合の区域

(3) 福岡地域

福岡市、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、糸島市、粕屋南部消防組合、宗像地区事務組合及び粕屋北部消防組合の区域

(4) 筑後地域

久留米広域市町村圏事務組合、大牟田市、大川市、柳川市、筑後市、八女地区消防組合、みやま市及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の区域

2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関を、前項に掲げる地域にそれぞれ地域代表消防機関を設置するものとし、代表消防機関及び地域代表消防機関（以下「代表消防機関等」という。）にはそれぞれ代行消防機関を選定しておくものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において、相互応援の対象とする大規模災害等とは、次に掲げる災害のうち大部隊若しくは特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

(1) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模災害

(3) 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故

(応援可能消防隊の登録)

第4条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ登録しておくものとする。

(応援要請の種別)

第5条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分するものとする。

(1) 第一要請

第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第二要請

第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第6条 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

2 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、他の市町村等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対し、応援に必要な事項を明確にして行うものとする。

3 前項の要請については、第2条第2項に規定された代表消防機関等を通じて行うものとする。

4 第一要請又は第二要請を行った要請側の長又は消防長は、福岡県に対して要請した

旨を通報するものとする。

(応援隊等の派遣)

- 第7条 前条の規定により応援の要請を受けた応援側の長又は消防長は、消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。
- 2 応援隊の派遣を決定したとき又はやむを得ない理由により派遣し難いときは、応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて要請側の長又は消防長に通知するとともに福岡県に通報するものとする。
- 3 要請側に隣接する応援側の長又は消防長、及び要請側の地域代表消防機関が属する市町村等の長又は当該地域代表消防機関の消防長は、第3条に規定する大規模災害等の発生に際し、要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、前条に規定する応援要請を待ついとまがないと認められるときには、同条第2項の要請を待たないで、先行調査のため、必要な消防隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により、先遣隊の派遣を決定した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて福岡県に通報するものとする。

(応援等の中断)

- 第8条 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。
- 2 先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。この場合においては、先遣隊の派遣を中断した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて福岡県に通報するものとする。

(応援側の指揮)

- 第9条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

- 第10条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。
- (1) 応援側の負担する経費
- ア 消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く）及び小破損の修理費
  - イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費
  - ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疫病又は死亡した場合における補償費及び賞給金等
  - エ 交通事故における損害賠償費等
  - オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費
- (2) 要請側の負担する経費
- 前号に定める経費以外の経費
- 2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

(航空消防応援)

- 第11条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

(改廃)

- 第12条 この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

(委任)

- 第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成25年4月1日から効力を生じる。
- 2 平成23年3月30日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援協

定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第10条の規定は、なおその効力を有する。

- 3 この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県消防防災指導課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等はその写しを各1通保管するものとする。

## 6-2 航空自衛隊芦屋基地との消火活動相互支援協定

昭和43年1月1日  
協定

(目的)

第1条 この協定は、航空自衛隊第3術科学校長(以下「甲」という。)と遠賀町長(以下「乙」という。)との間において、火災発生時独力では消火が困難であると予想されるとき相互支援の要領について定めることを目的とする。

(支援要請)

第2条 支援要請は、乙が甲へ又は甲が乙へ行うものとする。

2 支援要請は、電話及びその他の方法により次の事項を明確に連絡、要請するものとする。

- (1) 火災発生場所
- (2) 火災の程度
- (3) 火災の種類
- (4) その他必要事項

3 状況により緊急必要と認めた場合は、前各項の要請を待つことなく相互に支援するものとする。

4 甲に対しての要請のための連絡先は、芦屋(23)0981番の内線262番(施設課消防班)とする。

5 乙に対しての要請のための連絡先は、遠賀川1番又は120番とする。

(支援隊の指揮権)

第3条 支援隊は、火災現場に到着後は、努めて被支援側の消防隊(団)長の指示を尊重して行動するものとする。

(支援隊の誘導)

第4条 被支援側の消防隊(団)長は、適宜な場所に誘導員を待機させ、支援隊の誘導にあたるものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙の消防責任者は、必要のつど会議を開催し、相互の消火に関する情報を交換するものとする。

(支援出動時の災害補償及び責任)

第6条 支援出動にあたり受けた災害及び負傷等の補償に関しては、原則として支援者側において処理するものとする。

2 支援出動にあたり消防関係器具、器材等で被支援者側に与えた損害については、原則として甲と乙との協議により、その行為が真にやむを得ないものと認められた場合に限り、被支援者側で負担するものとする。

3 支援出動に要する費用は、原則として支援者側において負担するものとする。

4 前各項によりがたい事態が発生した場合は、そのつど甲と乙とが協議して定める。

(協定不履行の特例)

第7条 甲において自衛隊法に基づく緊急事態が発生し、若しくはその他特別の理由によりこの協定の履行が困難な場合又は乙において特別の理由により協定の履行が困難な場合は、甲又は乙はこの協定を履行しないことができる。この場合は、速やかに理由を付して相手側に通知するものとする。

(協定の廃止)

第8条 甲又は乙のいずれかにこの協定の廃止を要する事態が発生した場合は、文書により理由を付して相手側に通知するものとする。この場合この協定は通知した日から30日で廃止される。

附 則

- 1 この協定は、昭和43年1月1日から施行する。
- 2 この協定書は、正本2通を作成し甲及び乙が押印した後、それぞれ1通を保存する。

昭和43年1月1日

航空自衛隊第3術科学学校長

石原 格太郎<sup>㊟</sup>

遠賀町長 小川登一郎<sup>㊟</sup>

### 6-3 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定

平成17年4月26日  
協定

(目的)

第1条 この協定は、福岡県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、福岡県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設及び応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
  - (2) 応援の種類
  - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
  - (4) 応援を希望する期間
  - (5) 応援場所及び応援場所への経路
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により福岡県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。
- 3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

- 2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

- 2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ態勢の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成17年4月26日から施行する。
- 2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

## 6-4 遠賀町地域防災計画に基づく災害時医療救護活動に関する協定書

平成25年12月16日  
協定

遠賀町（以下「甲」という。）と社団法人遠賀中間医師会（以下「乙」という。）とは、町内において大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、遠賀町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護チームの要請及び派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動が必要であると認めた場合は、乙に対し、医療救護チームの派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに医師等からなる医療救護チームを編成し、災害現場及び甲が設置する医療救護所等に派遣するものとする。
- 3 乙は、町民等の生命又は身体を保護するため、緊急かつやむを得ない事態が発生し、甲による要請を待つことができないと判断したときは、前項の規定にかかわらず医療救護チームの派遣を行うことができるものとする。
- 4 乙は、前項の規定により医療救護チームの派遣を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。
- 5 甲は、連絡手段等の途絶等により、第1項に規定する乙への派遣要請が困難な場合は、町民等の生命又は身体を保護するため、乙の会員に直接派遣要請を行うことができるものとする。
- 6 甲は、前項の規定により乙の会員に直接派遣要請を行った場合には、速やかに乙に報告するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、この協定に基づく円滑な医療救護活動を実施するため、次に掲げる事項を規定した災害医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

- (1) 乙の内部の医療救護組織（医療救護チームその他の医療救護に携わる組織をいう。次号において同じ。）及び指揮命令系統
- (2) 医療救護組織内の各担当業務
- (3) 医療救護活動の実施方法
  - ア 災害情報の把握方法、連絡体制、具体的な応援要請及び出動命令方式
  - イ 応援医療救護チームを含めた医療救護チームの現地指導者
  - ウ 携行する医薬品、衛生資材等の内容
  - エ 訓練計画
  - オ その他必要な事項
- 2 乙は、前項の規定により策定した災害医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護チームの活動場所）

第4条 医療救護チームは、災害医療救護計画に基づき、災害現場及び甲が設置した医療救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

（医療救護所）

第5条 甲は、災害の状況に応じて、災害現場に近い施設等に医療救護所を設置する。

- 2 甲は、前項に規定する医療救護所のほか、災害の状況により被災地周辺の医療施設等に乙及び乙の会員の協力を得て医療救護所を設置するものとする。

（医療救護チームの業務）

第6条 医療救護チームの業務は、次のとおりとする。ただし、第1号に掲げる業務を優先して実施するものとし、第2号、第3号及び第4号に掲げる業務は、可能な限りにおいて実施するものとする。

- (1) 災害現場及び医療救護所等でのトリアージ並びに負傷した者に対する医療の実施
- (2) 災害現場及び医療救護所等から医療機関への負傷者搬送時の医療
- (3) 被災地内において対応が困難な重症患者の被災地外への搬送時の医療
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が指示する業務

（指揮命令及び連絡調整）

第7条 医療救護チームに対する指揮命令は、甲が指定する者（以下「指揮命令者」という。）が行うものとする。この場合において、医療救護チームの助言を考慮するものとする。

- 2 医療救護チームの医療救護活動に係る連絡調整は、指揮命令者が自らの活動を補佐する者として乙が指定するドクターコマンダー（医療現場指導者）が行うものとする。

(医療救護チームの移動等)

第8条 医療救護チームは、現地までの移動、関係機関との連絡、生活手段等については、原則として、自ら確保しながら継続した活動を行うものとする。

(医薬品、衛生資材等の調達)

第9条 第2条の規定により派遣された医療救護チームが第6条各号に掲げる業務を行う場合に必要となる医薬品、衛生資材等は、当該医療救護チームにおいて携行したものを使用するものとする。

(医薬品、衛生資材等の運搬)

第10条 第5条に規定する医療救護所において、前条の規定により医療救護チームが携行した医薬品、衛生資材等に不足が生じたときは、原則として、乙又は乙の指定する者が医薬品、衛生資材等の運搬を行うものとする。ただし、当該運搬が困難であると甲が判断したときは、甲又は甲の指定する者が当該医療救護所まで運搬を行うものとする。

(医療費)

第11条 災害現場及び医療救護所等における患者が負担する医療費は、無料とする。また、緊急かつやむを得ない事情により、災害現場及び医療救護所等以外の場所で医療救護チームが行った医療救護における患者が負担する医療費についても、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、同法の定めるところによる。

(実費弁償等)

第12条 乙は、第2条の規定に基づき甲から医療救護活動等を要請された場合において、医療救護活動に要する次に掲げる経費は、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護チーム等の派遣に要する人件費
- (2) 第9条の規定により医療救護チーム等が携行し、かつ、使用した医薬品、衛生資材等の実費
- (3) 医療救護チーム等の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 第5条第2項の規定により医療救護所を設置した医療施設等において、医療救護活動により生じた施設又は設備の損傷についての実費
- (5) 第10条の規定により乙又は乙の指定した者が医薬品、衛生資材等を運搬した場合の実費

(医事紛争の処理)

第13条 本協定により業務を実施した場合において、患者との間に医事紛争が生じたときは、甲又は乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、当該紛争の解決のため相互に協力して適切な措置を講ずるものとする。

(医療救護所の閉鎖)

第14条 医療救護所は、原則として災害対策本部の廃止をもって閉鎖するものとする。ただし、甲が医療救護所の設置期間の延長又は短縮が必要であると認めたときは、乙と協議の上、延長又は短縮することができる。

(防災訓練)

第15条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(実施細目)

第16条 この協定に定めるもののほか、協定を実施するために必要な事項は、甲乙が協議して別定める。

(協議)

第17条 この協定に定めがない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年12月16日

「甲」 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地

遠賀町長 原田 正武

「乙」 福岡県遠賀郡水巻町下二西二丁目1番33号

社団法人遠賀中間医師会

会長 津田 文史朗

## 6-5 遠賀町地域防災計画に基づく災害時医療救護活動に関する協定実施細目

平成25年12月16日  
協定

遠賀町（以下「甲」という。）と社団法人遠賀中間医師会（以下「乙」という。）とは、平成25年12月16日付けで締結した遠賀町地域防災計画に基づく災害時医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第16条に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（医療救護チームの要請）

第1条 協定書第2条第1項に規定する要請は、協力要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するため文書により難しい場合は、電話等の迅速な方法で行うものとする。

2 甲は、前項ただし書の規定により要請した場合は、乙に対し、速やかに協力要請書を提出するものとする。

（報告）

第2条 乙は、協定書第2条の規定により医療救護チームを派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに医療救護チームごとに医療救護活動報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとする。

2 乙は、協定書第2条の規定に基づき派遣した医療救護チームが行った医療救護活動において、当該医療救護活動従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（別記第3号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

（実費弁償等の請求）

第3条 協定書第12条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する費用については、乙が医療救護チーム分をとりまとめ、実費弁償請求書（別記第4号様式）により甲に請求するものとする。

2 協定書第12条第3号に規定する扶助費は、乙が前条第2項に規定する事故報告書を甲に提出した後に請求するものとする。

（実費弁償等の額）

第4条 協定書第12条第1号に規定する実費弁償の額は、福岡県災害救助法施行細則（昭和44年福岡県規則第44号）の規定を準用するものとする。

2 協定書第12条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品、衛生資材等の購入価格とする。

3 協定書第12条第3号に規定する扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準ずるものとする。

4 協定書第12条第4号に規定する実費弁償の額は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に準ずるものとする。

5 協定書第12条第5号に規定する運搬に係る実費の額は、災害発生直前における適正な価格とする。

（実費弁償等の支払）

第5条 甲は、第3条の規定による請求を受けた場合において、請求内容が適当であると認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

2 甲は、請求内容に疑義がある場合は、乙に、必要な説明を求めることができる。

（協議）

第6条 この細目に定めのない事項又はこの細目について定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この細目の有効期間は、細目締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この細目の有効期間満了1月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この細目を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この細目の締結を証するため、本細目書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年12月16日

「甲」 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地

遠賀町長 原田 正武

「乙」 福岡県遠賀郡水巻町下二西二丁目1番33号

社団法人遠賀中間医師会

会長 津田 文史朗

## 6-6 遠賀町における大規模な災害時の応援に関する協定書

平成23年9月2日  
協定

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と遠賀町長（以下「町長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

### （応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- （1）所管施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

### （被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 遠賀町内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と遠賀町は相互に連絡するものとする。なお、町長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を遠賀町に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、町長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

### （応援の実施）

第3条 局長は、町長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

### （応援要請の手続）

第4条 町長は、遠賀町内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局北九州国道事務所長又は遠賀川河川事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙-1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、町長（町長からの指示を受けた遠賀町の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙-2の文書により応援内容を通知する。

### （応援要請の手続きができない場合の応援）

第5条 遠賀町内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要する場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙-3の文書により応援内容を町長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として遠賀町の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。

① 大規模な災害と認められる場合

② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合

③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合(施設復旧を含まない。)

④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課と遠賀町総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と町長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、遠賀町においては総務課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年9月2日から適用する。

平成23年9月2日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局長

中 嶋 章 雅

福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地

遠賀町長

原 田 正 武

## 6-7 全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定書

平成24年7月27日  
協定

全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村は、加盟市町村に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び相互友愛精神に基づき、被災加盟市町村に対し、実情に応じた実施可能な方法と範囲で応援活動を行うものとし、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村（以下「加盟市町村」という。）において、災害が発生し、被災加盟市町村独自では十分に被災者の救護等の応急措置ができないと認められるとき、又は、応援要請があった場合に加盟市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

### (協定市町村)

第2条 この協定は、別記に掲げる加盟市町村の相互間において行うものとする。

### (連絡の窓口)

第3条 加盟市町村は、あらかじめ災害時における救援活動等に関する連絡調整を行うため、相互応援に関する担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

### (応援・支援の内容)

第4条 応援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急措置に必要な職員等の応援
- (5) 応急対策及び復旧・復興対策を円滑に遂行するため、被災者の一時的な受入についても、可能な限り支援するものとする。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

### (応援要請の手続)

第5条 応援を受けようとする被災加盟市町村は、次に掲げる事項を明確にして、電話・地域衛星通信ネットワークその他有効な通信手段により他の加盟市町村に要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
  - ア 物資・資機材の搬入  
必要物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
  - イ 人員の派遣  
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
  - ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的応援)

第6条 加盟市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災地状況等の情報が入手できない場合又は事態が緊急を要するときは、速やかに被災地状況等について自主的に情報収集・提供を行い、応援要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第7条 応援を行う加盟市町村の職員等は、被災加盟市町村の首長の指揮下に入り行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、原則として応援を要請した加盟市町村の負担とする。

- 2 前項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。
- 3 物資等の経費については、応援を要請した加盟市町村の負担とする。

(情報交換)

第9条 加盟市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料若しくは情報を相互に交換するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、加盟市町村がその都度協議し定めるものとする。この場合、当該年度の全国ボート場所在市町村協議会事務局が担当する。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成24年7月27日から施行する。

(協定の成立)

- 2 この協定の成立は、全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村長の同意をもって証する。

## 6-8 中間市との消防相互応援協定書

昭和42年7月12日  
協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、水火災その他の災害に関し、中間市（以下「甲」という。）と遠賀町（以下「乙」という。）が協力し、相互に消防力を活用して被害を最小限度に防止することを目的とする。

(応援の方法)

第2条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

- (1) 甲又は乙が応援を要請する場合は、受援側の長（甲にあつては消防長、乙にあつては町長）から応援側の長（甲にあつては消防長、乙にあつては町長）に対し、災害の状況及びその見透し並びに派遣人員、所要機械器材、派遣場所等を示して行うものとする。ただし、応援出動隊の人員装備等は、応援側が定めるものとする。
- (2) 通信と絶の場合は、応援側の判断によつて出動するものとする。
- (3) 災害が甲、乙の境界付近で発生し、出動した場合において管轄外であつたときは、応援を要請されたものとみなす。

(指揮)

第3条 応援出動隊は、すべて受援側最高指揮者の指揮にしたがうものとする。

(状況の報告)

第4条 応援出動隊の長は、現場到着及び引揚げの時期並びに消防行動の状況をそのつど前条の現場最高指揮者に報告しなければならない。

(経費の負担)

第5条 応援のために要する経費は、次の各号により負担するものとする。

- (1) 応援出動隊の応援に起因する重大な機械器材その他の物件の破損修理費及び隊員の死傷等に要する補償費（応援側の条例、規則に規定する額）並びに一般者の死傷等に要する補償費は、応援側及び受援側がそれぞれ均等に負担する。
- (2) 応援出動隊の手当、被服の損料及び動力ポンプの燃料は応援側の負担とする。
- (3) 応援出動隊の応援が長時間にわたる場合の食糧の費用は、受援側の負担とする。

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、そのつど甲、乙協議して定める。

第7条 この協定は、正本2通を作成し各自1通を所持するものとする。

附 則

この協定は、昭和42年7月12日から施行する。  
以上の証拠として、この協定書に署名押印した。

昭和42年7月12日

甲 中 間 市

代表者 中間市長

添 田 八尾龜印

乙 遠 賀 町

代表者 遠賀町長

小 川 登一郎印

## 6-9 鞍手町との消防相互応援協定書

平成18年11月13日  
協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、水火災その他の災害に関し、鞍手町（以下「甲」という。）と遠賀町（以下「乙」という。）が協力し、相互に消防力を活用して被害を最小限に防止することを目的とする。

(応援の方法)

第2条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

- (1) 甲又は乙が応援を要請する場合は、受援側の長から応援側の長に対し、災害の状況及びその見通し並びに派遣人員、所要機械器材、派遣場所等を示して行うものとする。ただし、応援出動隊の人員装備等は、応援側が定めるものとする。
- (2) 通信と絶の場合は、応援側の判断によって出動するものとする。
- (3) 災害が甲、乙の境界付近で発生し、出動した場合において管轄外であったときは、応援を要請されたものとする。

(指揮)

第3条 応援出動隊は、すべて受援側最高指揮者の指揮にしたがうものとする。

(状況の報告)

第4条 応援出動隊の長は、現場到着及び引揚げの時期並びに消防行動の状況をそのつど前条の最高指揮者に報告しなければならない。

(経費の負担)

第5条 応援のために要する経費は、次の各号により負担するものとする。

- (1) 応援出動隊の応援に起因する重大な機械器材その他の物件の破損修理費及び隊員の死傷等に要する補償費（応援側の条例、規則に規定する額）並びに一般者の死傷等に要する補償費は、応援側及び受援側がそれぞれ均等に負担する。
- (2) 応援出動隊の手当、被服の損料及び動力ポンプの燃料は応援側の負担とする。
- (3) 応援出動隊の応援が長時間にわたる場合の食糧の費用は、受援側の負担とする。

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、そのつど甲、乙協議して定める。

第7条 この協定は、正本2通を作成し各自1通を所持するものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月13日から施行する。

## 6-10 遠賀郡内各町消防相互応援協定書

昭和42年7月12日  
協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、水火災その他の災害に関し、水巻町（以下「A」という。）芦屋町（以下「B」という。）遠賀町（以下「C」という。）岡垣町（以下「D」という。）が各々協力し、相互に消防力を活用して被害を最少限度に防止することを目的とする。

(応援の方法)

第2条 相互応援の方法は次のとおりとする。

- (1) AがB、C、Dに、BがA、C、Dに、CがA、B、Dに、DがA、B、Cに対し、個々に或は複数に対し応援を要請する場合は、受援側消防長（消防本部を置かない町では町長。以下同じ。）から応援側消防長（消防本部を置かない町では町長。以下同じ。）に対し、災害の状況及びその見とおし並びに派遣人員、所要機械器材、派遣場所等を示して行うものとする。ただし、応援出動隊の人員装備等は応援側消防長が定めるものとする。
- (2) 通信と絶の場合は応援側消防長の判断によつて出動するものとする。
- (3) 災害がA、B、C、Dの各々関係境界附近で発生し出動した場合において管轄外であつたときは応援を要請されたものとみなす。

(指揮)

第3条 応援出動隊はすべて現場では受援側最高指揮者の指揮にしたがうものとする。

(状況の報告)

第4条 応援出動隊の長は現場到着及び引揚げの時期並びに消防行動の状況をその都度前条の現場最高指揮者に報告しなければならない。

(経費の負担)

第5条 応援に要した費用は次の各号により負担するものとする。

- (1) 応援に際し受援地において発生した重大な機械器材、その他物件の破損修理費、及び隊員並びに消防に関係のある役場職員等の死傷に要する療養扶助費（応援側の条例、規則に規定する額）は応援側及び受援側がそれぞれ均等に負担する。
- (2) 応援出動隊の手当、被服の損料は応援側の負担とする。
- (3) 応援が長時間に亘る場合の動力消防ポンプの燃料及び食糧の費用は受援側の負担とする。

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度関係町が協議決定する。

第7条 この協定書は正本4通を作成し、各町1通を所持するものとする。

附 則

この協定は、昭和43年1月1日から施行する。  
以上の証拠として、この協定書に署名押印した。

昭和43年1月1日

A 水巻町  
水巻町長 西 尾 司<sup>印</sup>  
B 芦屋町  
芦屋町長 加 藤 健次郎<sup>印</sup>  
C 遠賀町  
遠賀町長 小 川 登一郎<sup>印</sup>  
D 岡垣町  
岡垣町長 辻 守 荘<sup>印</sup>

## 6-11 災害時における遠賀川郵便局、遠賀町間の相互協力に関する覚書

平成16年9月1日  
締結

遠賀川郵便局（以下「甲」という。）及び遠賀町（以下「乙」という。）は、遠賀町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、遠賀町内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 甲及び乙が所有し、又は使用管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての相互使用
- （2） 甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （3） 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱い及び救護対策並びに避難場所への臨時郵便局差出箱の設置
- （4） その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み協力するように努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき、疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への助言）

第5条 甲は遠賀町災害対策本部に対して必要に応じて助言することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 甲は、遠賀町内の各地域が行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては遠賀川郵便局副局長、乙においては、遠賀町総務課長とする。

（協議）

第10条 前各条に定めるもののほか、この覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、決定する。

（その他）

第11条 この覚書は、双方異議の申し出のない限り継続するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年9月1日

甲 遠賀川郵便局長 荒木 正俊 印

乙 遠賀町長 木村 隆治 印

## 6-12 災害時における物資供給及び一時避難場所の提供等に関する協定

令和5年2月15日  
協定

遠賀町（以下「甲」という。）と株式会社イズミ（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）等における物資供給及び一時避難場所の提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時や甲が実施又は協賛する防災訓練等の実施に際し、物資を迅速かつ円滑に供給すること及び地域住民の安全な避難場所確保のため、必要な事項を定めることを目的とする。

### （要請）

第2条 甲は、災害時に必要と認められたときは、乙の保有する物資の供給及び一時避難場所の提供を要請するものとする。

2 前項の規定により、物資供給及び一時避難場所の提供を受ける場合は、それぞれの要請書（別紙 様式第1号・様式第2号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する一時避難場所の提供を受ける場合は、甲が借り受けている鍵で駐車場の開錠を行うことができるものとし、甲は電話等により口頭で要請し、事後に要請書を提出することができるものとする。

3 防災訓練等への協力においては甲乙で事前協議の上、決定するものとする。

### （物資の範囲）

第3条 乙が供給する物資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 衣類
- (4) 日用生活品
- (5) その他乙の取扱商品であって甲が指定するもの

### （物資の供給）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から物資供給の要請を受けたときは、甲に対し物資を優先的に供給するよう努めるものとする。

2 乙は、甲が指定した遠賀町内の避難所等の場所に要請された物資を納入するものとする。

3 甲は、納入引渡し場所に職員を派遣し、要請した物資の物資名及び数量等を乙が用意した任意様式で確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

4 乙が被災する等やむを得ない場合は、第2項の規定にかかわらず、甲が乙の遠賀町内の店舗等の場所において物資の供給を受け、避難所等の場所に搬送するものとする。

### （一時避難場所の範囲）

第5条 自家用車避難場所として使用できる範囲は、次のとおりとする。

場 所 ゆめタウン遠賀

範 囲 施設が管理する駐車場（屋上駐車場270台）

### （一時避難場所の提供）

第6条 甲は災害時において、「ゆめタウン遠賀駐車場」を地域住民の一時避難場所として使用すること

ができるものとする。

- 2 甲が緊急的に一時避難場所の提供を求める場合、甲が借り受けている鍵で駐車場の開錠を行うことができる。その場合、事前に取り決めた連絡責任者へ事前連絡を行わなければならない。
- 3 甲は、乙の店舗被災復旧活動及び事業活動を妨げない範囲で使用するものとし、使用期限を過ぎても地域住民等が使用を続けた場合、甲が明け渡しの義務を負う。

(一時避難場所としての期間)

第7条 施設の使用期間は、甲が高齢者等避難・避難指示を公表したときから、避難情報の発表を解除するまでとし、甲は閉鎖要請書(別紙 様式第3号)を提出するものとする。

- 2 使用期間に疑義が生じた場合は甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用)

第8条 乙は、物資の供給に要した費用について、請求書により甲に請求するものとし、甲は、災害発生の混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 一時避難場所の提供に関する費用については原則無償とする。なお、一時避難場所の提供によって破損・汚損が生じた場合、その復旧にかかる費用負担については甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、双方の連絡責任者を指定するものとする。この場合において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期限は、この協定締結の日から1年とする。ただし、期限満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない限り、さらに1年間同一の内容をもってその効力を有するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年2月15日

甲 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀5-1-3番地  
遠賀町長 古野修

乙 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号  
株式会社イズミ  
代表取締役 山西泰明

### 6-13 災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定書

平成25年10月1日  
協定

遠賀町（以下「甲」という。）と福岡県北九州地区LPガス協会遠賀・中間部会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合における物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、遠賀町地域防災計画に基づき、大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力し、被災した町民等に対して行う液化石油ガス（以下「LPガス」という。）の供給等に関する協力事項について定めることにより、迅速かつ確な応急活動及び復旧活動を遂行して町民生活の安定に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この協定において、LPガス供給等とは、災害時における公共施設などの避難所及び避難場所（以下「避難所等」という。）において、LPガスを供給するために必要な器具類及び配管並びに容器等（以下「LPガス設備」という。）を用いてLPガスを供給することをいう。

#### （LPガス供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において避難所等へLPガス供給等を必要と認めたときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項の要請は、別記第1号様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

#### （LPガス供給等の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、優先的にLPガス供給等に協力するとともに、その措置の状況を、別記第2号様式をもって、甲に連絡するものとする。

#### （LPガス設備等の設置及び保安業務）

第5条 LPガス設備等の設置及び保安業務は、甲又は乙の指定するものを行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して設置及び保安業務の協力を求めることができる。

#### （費用等の負担）

第6条 前条及び第4条に規定するLPガス供給等の費用負担区分は、原則として別表のとおりとする。

2 前項の規定により甲が負担すべき費用の価格は、平常時の適正な価格を基準として甲、乙協議の上決定するものとする。

3 甲の要請により参加協力した乙の会員が被災した場合は、乙の責任において対処するものとする。

#### （設置の確認）

第7条 LPガス設備等の設置場所は甲が指定するものとし、甲は当該設置場所に職員を派遣し、設備等を確認するものとする。ただし、甲が設置場所に職員を派遣できない場合は、甲が指定する者が後日確認するものとする。

(情報の収集・提供)

第8条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民等に対して迅速かつ的確な生活情報の提供に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年10月1日

「甲」 福岡県遠賀郡遠賀町  
遠賀町長 原田正武

「乙」 福岡県遠賀郡  
福岡県北九州地区LPガス協会遠賀・中間部会  
部会長 小林友範

## 6-14 災害時における放送等に関する協定

平成27年2月25日  
協定

遠賀町（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム九州（以下「乙」という。）は、災害及び防災に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、遠賀町の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、町民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

### （災害情報の提供及び要請）

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

### （要請の手続き）

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム西日本メディアセンターに要請するものとする。

- （1） 放送要請の理由
- （2） 依頼する放送の内容
- （3） 希望する放送の日時
- （4） その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 要請は災害情報放送要請書（第1号様式）により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

### （災害情報の放送）

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

### （情報の活用）

第5条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報（コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等）および第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

### （協力体制の整備）

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

### （有効期限）

第7条 本協定の有効期限は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年2月25日

甲 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地  
遠賀町長 原 田 正 武

乙 福岡県福岡市中央区那の津三丁目13番10号  
株式会社ジェイコム九州  
代表取締役社長 徳 田 瑞 穂

## 6-15 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

平成27年8月7日  
協定

遠賀町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

### 第1条（目的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1)甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2)甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

### 第2条（定義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1)「住宅地図」とは、遠賀町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2)「広域図」とは、遠賀町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3)「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4)「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5)「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

### 第3条（地図製品等の供給の要請等）

1. 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

### 第4条（地図製品等の貸与及び保管）

1. 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条（地図製品等の利用等）

1. 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1)災害対策本部設置期間中の閲覧

(2)災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2. 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
3. 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年8月7日

甲) 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513

乙) 福岡県福岡市博多区祇園町 1-1

遠賀町

株式会社ゼンリン

九州第一エリア統括部

町長

統括部長

## 6-16 遠賀町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書

平成28年4月1日  
協定

(趣旨)

第1条 遠賀町(以下「甲」という。)と社会福祉法人遠賀町社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、「遠賀町地域防災計画」に基づく災害ボランティアセンター(以下「センター」という。)の設置・運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(連携・協力)

第2条 甲と乙は、相互に連携・協力し、センターの設置・運営に関し必要な業務を実施するものとする。

(センターの設置)

第3条 甲は、遠賀町内において地震、風水害等による大規模災害が発生し、災害対策本部を設置した場合に、被災地域においてボランティアによる支援活動が必要と認めたときは、乙に対し、センター設置を要請する。

- 2 前項の要請は、甲が乙に対し、要請の内容を明記した文書により行うものとする。ただし、急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。
- 3 乙は、甲から第1項の要請があった場合には、速やかにセンターを設置する。ただし、被災等により甲の機能が失われ、要請が困難な場合は、乙の判断によりセンターを設置することができるものとする。

(設置場所)

- 第4条 センター本部の設置場所は、遠賀町ふれあいの里とする。ただし、当該施設の被災、又は何らかの事由によって、設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、甲はこれに代わる場所を確保する。
- 2 乙は、著しく被害を受けた地域にセンターの現地事務所を設置する必要があると認めたときは、甲に設置場所の確保を要請し、甲は、速やかに現地事務所の設置場所を確保する。
  - 3 その他、センター運営に必要な場所の確保は、甲乙協議の上、甲が場所の確保をする。

(センターの業務)

第5条 乙は、センターを設置した場合は、直ちにボランティア活動を支援するため、甲と連携・協力して次に掲げる業務を実施する。

- (1) 災害対策本部との連携による災害情報の収集、提供及び連絡調整に関すること。
- (2) ボランティア需給状況の把握及び調整に関すること。
- (3) ボランティアの募集、受付、登録、派遣に関すること。
- (4) センター及びボランティアに関する各種相談、問い合わせに関すること。
- (5) ボランティア活動に必要な資機材等の調達に関すること。
- (6) ボランティア保険の加入手続きに関すること。
- (7) 関係機関及び団体等との連絡調整、派遣要請に関すること。
- (8) その他、センター運営にあたり必要と認められる業務。

(センターの運営)

第6条 センターの運営は、乙が行うものとする。

- 2 乙がセンターを設置した場合、甲及び乙は、それぞれ連絡調整に係る担当者を定め、速やかに連携及び協力体制を整えるものとする。
- 3 乙は、センターの運営に必要な人員の確保に努めるものとする。ただし、乙において人員確保ができないと判断した場合は、甲に対し必要な人員の派遣を要請する。
- 4 甲は、前項に規定する要請を受けた場合に、必要な人員を派遣する。

(被災状況等の情報提供)

第7条 甲は、乙が甲に対し被災状況等の情報提供を求めた場合は、法令等により開示できないものを除き、情報提供を行うものとする。

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(救援物資の保管管理)

第9条 救援物資の受け入れ及び保管は甲が実施する。ただし、ボランティア活動等に必要な救援物資については乙に提供し、乙が管理する。

(ボランティア保険)

第10条 甲又は乙が指示する応急活動及び復旧活動を行うボランティアは、ボランティア活動保険に加入するものとする。

(費用負担)

第11条 センター運営に関して次に掲げる費用は、予算の範囲内で甲の負担とする。ただし、法令その他別段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

- (1) センター設営費用
  - (2) 資機材等購入に要する費用
  - (3) 需用費等の諸費用
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は同項の費用について公的機関等（甲を除く。）から、助成金等を受けることができる場合は、これを充当する。
  - 3 前2項に定めるもののほか、センター運営に関し特に必要な費用が発生したときは、その都度、甲乙で協議するものとする。

(センターの閉鎖)

第12条 センターの閉鎖は、原則として甲の設置する災害対策本部が廃止されたときとする。ただし、特別な事情があるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(平常時の協力)

第13条 乙は、平常時から災害時に備えたセンターの機能を整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲と乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲と乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに自主防災組織の育成に努めるものとする。

(ボランティア向け宿泊施設等の確保)

第14条 甲は、災害時のボランティア活動者等が使用する宿泊施設や駐車場等について、乙とその必要性を協議の上、施設や場所の確保に努めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から3ヵ月前までに甲乙いずれからも協定の解除もしくは変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議事項)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 福岡県遠賀郡遠賀町今古賀513番地

遠賀町長 原 田 正 武 印

乙 福岡県遠賀郡遠賀町浅木2丁目31番1号

社会福祉法人 遠賀町社会福祉協議会

会 長 竹 内 初 男 印

## 6-17 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

平成29年4月12日  
協定

遠賀町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に、乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

## （目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力のもと、被災者等の通信の確保を目的とする。

## （特設公衆電話の設置）

第2条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は、甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲が情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって乙に通知することとする。

## （特設公衆電話の開設）

## 第3条

- 1 特設公衆電話の利用の開始については、甲の要請に基づき乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲と乙で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し開始した場所の連絡を行うこととする。
- 2 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

## （特設公衆電話の利用の終了）

第4条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し利用を終了した場所の連絡を行うこととする。

## （屋内配線の維持管理等）

## 第5条

- 1 甲は、乙が設置した屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。
- 2 甲の故意または重過失により屋内配線を破損した場合、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。
- 3 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。
- 4 甲は、屋内配線の設置場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(接続試験の実施)

第6条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、接続試験を実施することに努めるものとする。

(設置場所の公開)

第7条 甲及び乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲及び乙のホームページ等で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第8条

- 1 甲は、第3条に規定する特設公衆電話の開設及び第6条に規定する接続試験の実施を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。
- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第9条 本覚書に定めのない事項及び本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第10条 本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成29年 4 月 12 日

(甲) 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 番地

遠賀町長 原田 正武 甲



(乙) 北九州市小倉北区古船場町5番12号  
西日本電信電話株式会社

北九州支店長 村上 公幸



### 6-18 遠賀地区災害復旧に関する覚書

平成30年5月24日  
協定

遠賀町（以下「甲」という）と九州電力株式会社 八幡配電事業所（以下「乙」という）は、災害復旧に関して次のとおり覚書を締結する。

#### 1 目的

甲と乙は、台風、風雪、洪水、地震、塩害等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木除去等の道路啓開作業など、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち、対応にあたるものとする。

#### 2 連絡体制

甲	乙					
遠賀町役場 総務課 Tel. 093-293-1234 FAX 093-293-4806	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">停電状況等 (情報窓口)</td> <td>広報班（託送業務グループ） TEL 093-662-8423 FAX 093-661-4808</td> </tr> <tr> <td>復旧班（配電総括グループ） TEL 093-662-8384 FAX 093-662-8398</td> </tr> <tr> <td>復旧 (道路啓開等)</td> <td></td> </tr> </table>	停電状況等 (情報窓口)	広報班（託送業務グループ） TEL 093-662-8423 FAX 093-661-4808	復旧班（配電総括グループ） TEL 093-662-8384 FAX 093-662-8398	復旧 (道路啓開等)	
停電状況等 (情報窓口)	広報班（託送業務グループ） TEL 093-662-8423 FAX 093-661-4808					
	復旧班（配電総括グループ） TEL 093-662-8384 FAX 093-662-8398					
復旧 (道路啓開等)						

(注)・電話番号は災害時用のため関係者以外公表しない。

・停電状況は、原則、九州電力ホームページで確認する。

#### 3 提供する情報

	甲 → 乙	乙 → 甲
非常災害発生前	・道路状況（交通規制他）	・対策部の設置状況
非常災害発生後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路状況 通行止め（土砂崩れ、冠水等）、孤立地区の有無、道路啓開計画等</li> <li>・家屋等被害状況（浸水、倒壊他）</li> <li>・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路状況 通行止め、孤立地区の有無等</li> <li>・被害状況 倒木等による復旧支障箇所等</li> <li>・孤立地区等特別な場合に限り、停電状況、被害状況、復旧状況、復旧見込み</li> </ul>

(注) 情報連絡は電話又はファックスにより行う。

#### 4 道路啓開

##### (1) 倒木時等の道路啓開

- ・甲が管轄する道路において、倒木等により乙の復旧に支障が生じる場合、乙は甲へ速やかに連絡し、甲により道路啓開を行う。
- ・ただし、乙の電線等設備への掛かり木がある場合は、乙により電氣的な安全対策を施した上で処理する。
- ・やむを得ず、乙にて処理する場合は、ライフライン復旧に必要な最低限の処理とし、処理後の樹木は道路脇へ残置する。残置した樹木は後日甲により処理する。

##### (2) 電柱倒壊および電線垂れ下がり時の道路啓開

- ・乙の設備により甲が管轄する道路の交通支障が発生又は発生する恐れがある場合、甲は速やかに乙へ連絡し、乙により道路啓開を行う。
- ・ただし、津波等により、大規模な被害が発生し、乙の設備が付近一帯の瓦礫と同等程度となった場合、甲は乙へ了解なく道路啓開に必要な排除をできるものとする。

#### 5 災害発生時における復旧応援者用の施設借用

乙の被害が甚大な場合、電力復旧に必要な応援者受入れのため、乙は甲に対して下記事項について協力を依頼することができる。

##### (1) 駐車場および宿泊箇所としての施設の借用

- ・乙は復旧応援者の待機および宿泊箇所として一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両、復旧要員を動員した場合は、甲に対し施設の借用を依頼することができる。
- ・上記施設が何らかの事情により使用不能の場合は、乙は甲に対し他の適用可能な施設の借用を依頼することができる。

##### (2) 復旧資機材置場の借用

乙は復旧資機材置場として乙の敷地を使用するが、大規模災害で多くの復旧資機材確保が必要な場合は、甲に対し敷地の借用を依頼することができる。

##### (3) 復旧人員および資材運搬の確保

大規模災害により乙が復旧要員や復旧資機材（配電復旧車両含む）等の運搬もしくは電力設備巡視のためにヘリコプターを使用する場合、乙はヘリコプター発着場として甲に対し施設の使用を依頼することができる。

#### 6 施設利用に関するその他の事項

- (1) 施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし、立入禁止区域には立ち入らない。
- (2) 施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。
- (3) 乙の施設利用中に乙により設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。
- (4) 乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は事前に甲に通知し、協議するものとする。
- (5) 施設利用に伴う費用については乙の負担とする。

7 協力の範囲について

- ・各項に記された甲に依頼する協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

8 その他

- ・この覚書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。
- ・この覚書締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本覚書は自動継続するものとする。
- ・この覚書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年 5 月 24 日

甲 遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地

遠賀町長 原田 正武



乙 北九州市八幡東区西本町1丁目19番1号

九州電力株式会社 八幡配電事業所長 村田 誠



## 6-19 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定

平成31年2月19日  
協定

遠賀町（以下「甲」という。）と福岡県石油商業・協同組合北九州支部 遠賀中間石油部会 遠賀ブロック（以下「乙」という。）は、遠賀町内において、地震、風水害その他の大規模災害等が発生した場合（以下「災害等」という。）に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町内において、災害等が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、石油類燃料の給油が円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲は、乙及び乙の組合員（以下「乙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

（1）甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先供給

（2）甲が指定する災害対策上重要な施設及び災害拠点病院等への石油類燃料の優先供給

2 前項の要請は、電話等をもって行うこととし、事後、甲乙協議のうえ必要に応じて文書等によって協力内容を確認するものとする。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、組合員に対し、可能な範囲において支援を実施するよう指導するものとする。

（経営の負担）

第4条 乙等が供給した石油類燃料の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、当該石油類燃料を受け取った者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、原則として、災害発生直前における通常の価格を基準として、供給先と乙等が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 供給先は、その費用を従来の支払方法により、乙等へ速やかに支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ない事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（損害の負担）

第7条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（協力体制の構築）

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務局及び事業所等の名簿を作成し、相互に交換するとともに、平時から防災に関し、必要な訓練や対策について協力するものとする。

2 乙等の災害に対する研修等、この協定の円滑な実施を図るために必要な事項について、甲は協力するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がない限りは更新されるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名の上、各1通を保管するものとする。

平成31年2月19日

(甲) 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地  
遠賀町長 古野 修

(乙) 福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川2丁目1-35  
福岡県石油商業・協同組合 北九州支部  
遠賀中間石油部会 遠賀ブロック  
ブロック長 柴田 源市

## 6-20 災害廃棄物の処理等に関する協定 (その1)

平成31年3月25日  
協定

### 災害廃棄物の処理等に関する協定書

中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町（以下各々の一自治体について「甲」という。）並びに甲で構成する遠賀・中間地域広域行政事務組合（以下「組合」という。）と福岡県環境整備事業協同組合連合会並びに中間遠賀環境整備事業協同組合（以下各々の団体について「乙」という。）は、災害廃棄物の処理について、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害廃棄物の収集・運搬及び処分に関し、甲及び組合が乙に協力を要請する際の必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害時において被災者や避難者の生活に伴い発生するし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）並びに災害に伴い緊急に処理する必要が生じたし尿等をいう。

#### （協力要請）

第3条 甲及び組合は、次の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、第6条の手続きにより、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の処分
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 前各号に伴う必要な事業

#### （災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲及び組合から協力の要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲及び組合が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 甲及び組合は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。

#### （情報の提供）

第5条 甲及び組合は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙に区域内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等の状況を甲及び組合に報告するものとする。

#### （協力要請の手続き）

第6条 甲及び組合は、協力の要請に当たっては、次に掲げる事項を書面で乙に通知する。ただし、緊急時等書面により難しい場合は、口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

- (1) 協力を要請する災害廃棄物の処理等の内容
- (2) 地域名、収集場所及び搬入先
- (3) 災害廃棄物の種類及び量
- (4) 収集運搬車両の種類・規格・台数等

(5) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次に掲げる事項を書面で甲及び組合に報告するものとする。

- (1) 実施した災害廃棄物の処理等の内容
- (2) 地域名、収集場所及び搬入先
- (3) 災害廃棄物の種類及び量
- (4) 収集運搬車両の種類・規格・台数等
- (5) その他必要な事項

(費用等)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲及び組合が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害廃棄物処理業務委託契約において定めるものとし、当該災害廃棄物処理委託契約は、甲並びに組合との間において締結するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する窓口は、次のとおりとする。

- 甲 中間市環境保全課衛生美化係
- 甲 芦屋町都市整備課下水道係
- 甲 水巻町下水道課管理係
- 甲 岡垣町住民環境課環境政策係
- 甲 遠賀町住民課環境衛生係
- 組合 遠賀・中間地域広域行政事務組合 業務第2課衛生係
- 乙 福岡県環境整備事業協同組合連合会事務局
- 乙 中間遠賀環境整備事業協同組合事務局

2 機構改革等により前項の課名が変更となった場合には、し尿処理担当課が引き継ぐものとする。

3 乙は、災害時における円滑な活動が図れるよう応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(協会の状況等の報告)

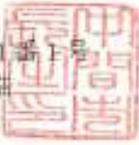
第10条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、会員の収集運搬車両の確保台数等の状況を毎年5月末までに甲及び組合に報告するものとする。ただし、甲及び組合が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲及び組合並びに乙で協議し定めることとする。

この協定を証するため、本書を8通作成し、甲、組合、乙各1通を保有するものとする。

平成31年3月25日

- 甲 福岡県中間市中間一丁目1番1号  
中間市長 福田 浩 
  
- 甲 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号  
芦屋町長 波多野 茂 丸 
  
- 甲 福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号  
水巻町長 美浦 喜 明 
  
- 甲 福岡県遠賀郡岡垣町野間一丁目1番1号  
岡垣町長 宮内 實 生 
  
- 甲 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀5丁3番  
遠賀町長 古野 修 
  
- 組合 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀6丁3番1号  
遠賀・中間地域広域行政事務組合  
代表理事 宮内 實 生 
  
- 乙 福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2  
福岡県環境整備事業協同組合連合会  
代表理事 安徳 博 
  
- 乙 福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1448  
中間遠賀環境整備事業協同組合  
理事長 永野 孝 明 

## 6-21 災害廃棄物の処理等に関する協定 (その2)

平成31年3月25日  
協定

### 災害廃棄物の処理等に関する協定書

中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町（以下各々の一自治体について「甲」という。）並びに甲で構成する遠賀・中間地域広域行政事務組合（以下「組合」という。）と公益社団法人福岡県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害廃棄物の処理について、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関し、甲及び組合が乙に協力を要請する際の必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失した建築物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等又はこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

#### （協力要請）

第3条 甲及び組合は、次の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、第6条の手続きにより、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事業

#### （災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲及び組合から協力の要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲及び組合が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

#### （情報の提供）

第5条 甲及び組合は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙に区域内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲及び組合に報告するものとする。

#### （協力要請の手続き）

第6条 甲及び組合は、協力の要請に当たっては、次に掲げる事項を書面で乙に通知する。ただし、緊急時等書面により難しい場合は、口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

- (1) 協力を要請する災害廃棄物の処理等の内容
- (2) 地域名

- (3) 災害廃棄物の種類及び量
- (4) 収集運搬車両の種類・規格・台数等
- (5) 出勤希望日時
- (6) 収集場所及び処分場所
- (7) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次に掲げる事項を書面で甲及び組合に報告するものとする。

- (1) 実施した災害廃棄物の処理等の内容
- (2) 地域名
- (3) 災害廃棄物の種類及び量
- (4) 収集運搬車両の種類・規格・台数等
- (5) 出勤日時
- (6) 収集場所及び処分場所
- (7) その他必要な事項

(費用等)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲及び組合が負担するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する窓口は、次のとおりとする。

- 甲 中間市環境保全課衛生美化係
- 甲 芦屋町環境住宅課環境公園係
- 甲 水巻町産業環境課環境係
- 甲 岡垣町住民環境課環境政策係
- 甲 遠賀町住民課環境衛生係
- 組合 遠賀・中間地域広域行政事務組合 業務第1課業務係
- 乙 公益社団法人福岡県産業資源循環協会事務局

2 機構改革等により前項の誤名が変更となった場合には、廃棄物処理担当課が引き継ぐものとする。

(協会の状況等の報告)

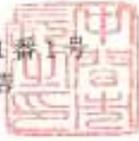
第10条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、会員の収集運搬車両の確保台数等の状況を毎年5月末までに甲及び組合に報告するものとする。ただし、甲及び組合が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲及び組合並びに乙で協議し定めることとする。

この協定を証するため、本書を7通作成し、甲、組合、乙各1通を保有するものとする。

平成31年3月25日

- 甲 福岡県中間市中間一丁目1番1号  
中間市長 福田 浩 
- 甲 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号  
芦屋町長 波多野 茂丸 
- 甲 福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号  
水巻町長 美浦 喜明 
- 甲 福岡県遠賀郡岡垣町野間一丁目1番1号  
岡垣町長 宮内 實生 
- 甲 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番  
遠賀町長 古野 修 
- 組合 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀603番1号  
遠賀・中間地域広域行政事務組合  
代表理事 宮内 實生 
- 乙 福岡県福岡市博多区吉塚本町13番47号  
公益社団法人 福岡県産業資源循環協会  
会長 森 史朗 

## 6-22 災害廃棄物の処理等に関する協定 (その3)

平成31年3月25日  
協定

### 災害廃棄物の処理等に関する協定書

中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町及び速賀町（以下各々の一自治体について「甲」という。）並びに甲で構成する遠賀・中間地域広域行政事務組合（以下「組合」という。）と福岡県清掃事業協同組合連合会並びに遠賀清掃事業協同組合（以下各々の団体について「乙」という。）は、災害廃棄物の処理について、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関し、甲及び組合が乙に協力を要請する際の必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において対象とする「災害廃棄物」は、災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とする。

#### （協力要請）

第3条 甲及び組合は、次の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、第6条の手続きにより、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事業

#### （災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲及び組合から協力の要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲及び組合が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

#### （情報の提供）

第5条 甲及び組合は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙に区域内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲及び組合に報告するものとする。

#### （協力要請の手続き）

第6条 甲及び組合は、協力の要請に当たっては、次に掲げる事項を書面で乙に通知する。ただし、緊急時等書面により難しい場合は、口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

- (1) 協力を要請する災害廃棄物の処理等の内容
- (2) 地域名
- (3) 災害廃棄物の種類及び量

- (4) 収集運搬車両の種類・規格・台数等
- (5) 出動希望日時
- (6) 収集場所及び処分場所
- (7) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次に掲げる事項を書面で甲及び組合に報告するものとする。

- (1) 実施した災害廃棄物の処理等の内容
- (2) 地域名
- (3) 処理した災害廃棄物の種類及び量
- (4) 収集運搬車両の種類・規格・台数等
- (5) 出動日時
- (6) 収集場所及び処分場所
- (7) その他必要な事項

(費用等)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、要請を行った甲及び組合が負担するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する窓口は、次のとおりとする。

- 甲 中間市環境保全課衛生美化係
- 甲 芦屋町環境住宅課環境公園係
- 甲 水巻町産業環境課環境係
- 甲 岡垣町住民環境課環境政策係
- 甲 遠賀町住民課環境衛生係
- 組合 遠賀・中間地域広域行政事務組合 業務第1課業務係
- 乙 福岡県清掃事業協同組合連合会
- 乙 遠賀清掃事業協同組合

2 機構改革等により前項の課名が変更となった場合には、廃棄物処理担当課が引き継ぐものとする。

(協会の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、会員の収集運搬車両の確保台数等の状況を毎年5月末までに甲及び組合に報告するものとする。ただし、甲及び組合が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲及び組合並びに乙で協議し定めることとする。

この協定を証するため、本書を8通作成し、甲、組合、乙各1通を保有するものとする。

平成31年3月25日

甲 福岡県中間市中間一丁目1番1号  
 中間市長 福田 浩



甲 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号  
 芦屋町長 波多野 茂丸



甲 福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号  
 水巻町長 美浦 喜明



甲 福岡県遠賀郡岡垣町野間一丁目1番1号  
 岡垣町長 宮内 實生



甲 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀3番1号  
 遠賀町長 古野 修



組合 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀503番1号  
 遠賀・中間地域広域行政事務組合  
 代表理事 宮内 實生



乙 福岡県宮若市下有木371番地1  
 福岡県清掃事業協同組合連合会  
 会長 永富 政英



乙 福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目12-8  
 遠賀清掃事業協同組合  
 代表理事 白土 治晴



## 6-23 災害廃棄物の処理等に関する協定 (その4)

平成31年3月25日  
協定

## 災害廃棄物の処理等に関する協定書

中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町（以下各々の一自治体について「甲」という。）並びに甲で構成する遠賀・中間地域広域行政事務組合（以下「組合」という。）と一般社団法人福岡県建造物解体工業会（以下「乙」という。）は、災害廃棄物の処理について、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）によって、被災した建物等の解体、それに伴う災害廃棄物の撤去等に関し、甲及び組合が乙に協力を要請する際の必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失した建築物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等又はこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

## （協力要請）

第3条 甲及び組合は、次の事業（以下「被災建物の解体撤去等」という。）について、第6条の手続きにより、乙に協力を要請する。

- (1) 被災した建物等の解体
- (2) 災害廃棄物の撤去
- (3) 災害廃棄物の収集・運搬
- (4) 前各号に伴う必要な事業

## （災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲及び組合から協力の要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲及び組合が実施する被災建物の解体撤去等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、被災建物の撤去等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

## （情報の提供）

第5条 甲及び組合は、被災建物の解体撤去等に円滑な協力が得られるように、乙に区域内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、被災建物の解体撤去等に関し協力可能な会員の状況を甲及び組合に報告するものとする。

## （協力要請の手続き）

第6条 甲及び組合は、協力の要請に当たっては、次に掲げる事項を書面で乙に通知する。ただし、緊急時等書面により難しい場合は、口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

- (1) 地域名

- (2) 解体すべき被災建物の内容
- (3) 解体用機材及び収集運搬車両の種類・規格・台数等
- (4) 出勤希望日時
- (5) 解体及び収集場所
- (6) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、被災建物の解体撤去等を実施したときは、次に掲げる事項を書面で甲及び組合に報告するものとする。

- (1) 地域名
- (2) 解体した被災建物の内容
- (3) 解体用機材及び収集運搬車両の種類・規格・台数等
- (4) 出勤日時
- (5) 解体及び収集場所
- (6) その他必要な事項

(費用等)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した被災建物の解体撤去等に要した費用については、甲及び組合が負担するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する窓口は、次のとおりとする。

- 甲 中間市環境保全課衛生美化係
- 甲 芦屋町環境住宅課環境公園係
- 甲 水巻町産業環境課環境係
- 甲 岡垣町住民環境課環境政策係
- 甲 遠賀町住民課環境衛生係
- 組合 遠賀・中間地域広域行政事務組合 業務第1課業務係
- 乙 一般社団法人福岡県建造物解体工業会事務局

2 機構改革等により前項の課名が変更となった場合には、廃棄物処理担当課が引き継ぐものとする。

(協会の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、会員の解体用機材及び収集運搬車両の確保台数等の状況を毎年5月末までに甲及び組合に報告するものとする。ただし、甲及び組合が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

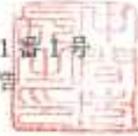
第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲及び組合並びに乙で協議し定めることとする。

この協定を証するため、本書を7通作成し、甲、組合、乙各1通を保有するものとする。

平成31年3月25日

甲

福岡県中間市中間一丁目1番1号  
中間市長 福田 浩



甲

福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号  
芦屋町長 波多野 茂丸



甲

福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号  
水巻町長 美浦 喜明



甲

福岡県遠賀郡岡垣町野間一丁目1番1号  
岡垣町長 宮内 實生



甲

福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀6番  
遠賀町長 古野 修



組合

福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀6-3番1号  
遠賀・中間地域広域行政事務組合  
代表理事 宮内 實生



乙

福岡県福岡市南区大橋2丁目15番9号104号室  
一般社団法人 福岡県建造物解体工業会  
会長 平 典明



## 6-24 災害廃棄物の処理等に関する協定 (その5)

平成31年3月25日  
協定

### 災害廃棄物の処理等に関する協定書

中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町（以下各々の一自治体について「甲」という。）並びに甲で構成する遠賀・中間地域広域行政事務組合（以下「組合」という。）とゆめ環境 野坂建設株式会社（以下「乙」という。）は、災害廃棄物の処理について、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関し、甲及び組合が乙に協力を要請する際の必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において、対象とする「災害廃棄物」は、災害によって発生する廃棄物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

#### （協力要請）

第3条 甲及び組合は、次の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、第6条の手続きにより、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事業

#### （災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲及び組合から協力の要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲及び組合が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

#### （情報の提供）

第5条 甲及び組合は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙に区域内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な情報を甲及び組合に報告するものとする。

#### （協力要請の手続き）

第6条 甲及び組合は、協力の要請に当たっては、次に掲げる事項を書面で乙に通知する。ただし、緊急時等書面により難しい場合は、口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

- (1) 協力を要請する災害廃棄物の処理等の内容
- (2) 地域名
- (3) 災害廃棄物の種類及び量
- (4) 収集運搬車両、破砕機等の種類・規格・台数等

- (5) 出勤希望日時
- (6) 収集場所及び処分場所
- (7) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次に掲げる事項を書面で甲及び組合に報告するものとする。

- (1) 実施した災害廃棄物の処理等の内容
- (2) 地域名
- (3) 災害廃棄物の種類及び量
- (4) 収集運搬車両、破砕機等の種類・規格・台数等
- (5) 出勤日時
- (6) 収集場所及び処分場所
- (7) その他必要な事項

(費用等)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲及び組合が負担するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する窓口は、次のとおりとする。

- 甲 中間市環境保全課衛生美化係
- 甲 芦屋町環境住宅課環境公園係
- 甲 水巻町産業環境課環境係
- 甲 岡垣町住民環境課環境政策係
- 甲 遠賀町住民課環境衛生係
- 組合 遠賀・中間地域広域行政事務組合 業務第1課業務係
- 乙 ゆめ環境 野坂建設株式会社

2 機構改革等により前項の課名が変更となった場合には、廃棄物処理担当課が引き継ぐものとする。

(状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、破砕機、収集運搬車輛等の状況を毎年5月末までに甲及び組合に報告するものとする。ただし、甲及び組合が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲及び組合並びに乙で協議し定めることとする。

この協定を証するため、本書を7通作成し、甲、組合、乙各1通を保有するものとする。

平成31年3月25日

- 甲 福岡県中間市中間一丁目1番1号  
中間市長 福田 徹 
- 甲 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号  
芦屋町長 波多野 茂 丸 
- 甲 福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号  
水巻町長 美浦 喜 明 
- 甲 福岡県遠賀郡岡垣町野間一丁目1番1号  
岡垣町長 宮内 實 生 
- 甲 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番  
遠賀町長 古野 修 
- 組合 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀603番1号  
遠賀・中間地域広域行政事務組合  
代表理事 宮内 實 生 
- 乙 遠賀郡遠賀町大字尾崎1712-45  
ゆめ環境 野坂建設株式会社  
代表取締役 野坂 輝 和 

## 6-25 災害時における物資の調達及び供給に関する協定

令和元年9月2日  
協定

遠賀町（以下「甲」という。）と株式会社グッデイ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、納入場所等を記載した、災害時における物資の供給に関する要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給をした場合は、納付書を添え必要数量納入するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第 8 条 第 6 条の規定により、乙が供給した物資の代金費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

3 乙が行った運搬に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第 9 条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(補償)

第 10 条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(情報交換)

第 11 条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第 13 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和元年 9 月 2 日

甲 福岡県遠賀町大字今古賀 513 番地  
遠賀町長 古 野 修

乙 福岡県那珂川市松木 2 丁目 6 1 番地  
株式会社グッデイ  
代表取締役社長 柳 瀬 隆 志

## 6-26 災害に係る情報発信等に関する協定

令和元年9月2日  
協定

遠賀町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第1条（本協定の目的）

本協定は、遠賀町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、遠賀町が遠賀町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ遠賀町の行政機能の低下を軽減させるため、遠賀町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、遠賀町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、遠賀町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、遠賀町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 遠賀町が、遠賀町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 遠賀町が、遠賀町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 遠賀町が、災害発生時の遠賀町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 遠賀町が、遠賀町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 遠賀町が、遠賀町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 遠賀町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、遠賀町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づく遠賀町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

## 第4条（情報の周知）

ヤフーは、遠賀町から提供を受ける情報について、遠賀町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

## 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、遠賀町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

## 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

## 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、遠賀町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、遠賀町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年 9月 2日

遠賀町：福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 番地  
遠賀町長 古野 修

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川邊 健太郎

## 6-27 災害時における「遠賀町」と「グリーンコープ生活協同組合ふくおか」の支援協定

令和元年9月20日  
協定

遠賀町（以下「甲」という。）とグリーンコープ生活協同組合ふくおか（以下「乙」という。）は、「安全・安心なまちづくり」の理念のもと、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、遠賀町で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における支援物資の提供及び防災活動の支援について、必要な事項を定めるものとする。

### （連携・支援方法）

第2条 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を行うために、双方で連絡先（窓口）を作成し通知するものとする。また、連絡先（窓口）の変更が生じた場合は、双方とも速やかに通知するものとする。

- 2 甲は、災害時に支援物資が必要な場合、乙に対して被災状況及び支援内容を連絡し、物資の提供を要請する。
- 3 乙は、甲の要請に対し、提供可能な支援品目や数量を集約し、速やかに連絡するものとする。
- 4 甲は、乙からの支援を受ける際は、支援物資の引渡場所を連絡し、受取方法など相互に連携するものとする。
- 5 乙は、甲より指定された引渡場所において、乙の車両等を用いて甲に提供するものとする。
- 6 乙は、甲の実施する防災訓練等において協力要請があった場合は、乙の業務に支障のない範囲で協力するものとする。

### （連携・支援内容）

第3条 乙が提供する支援物資は、次に掲げる乙の事業所の在庫商品とする。

- (1) ミネラルウォーター・お茶などの飲料水
- (2) インスタント食品・缶詰などの簡易な食料品
- (3) タオル・石けん・紙おむつ・ティッシュペーパーなどの衛生用品
- (4) 電池・ろうそく・マッチ等
- (5) 簡易ベッド・寝具類など
- (6) その他必需品

- 2 前項に掲げるもののほか、災害状況により必要な支援について、甲乙双方で協議し連携して被災者の支援を行うものとする。

### （費用負担）

第4条 前条に規定する物資の支援に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 乙は、第1項に規定する費用について、請求書により甲に請求するものとし、甲は、災害発生の混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議事項)

第6条 この協定に定めのない事項について、必要な協議事項及び疑義が生じたときは、甲乙双方とも誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

(ボランティア派遣)

第7条 他市町村で災害が発生し、乙がボランティアを派遣する場合は、甲に協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請があった場合は、甲の業務に支障のない範囲で協力するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年9月20日

甲 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地  
遠賀町長 古野 修 印

乙 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目5番1号  
グリーンコープ生活協同組合ふくおか  
理事長 三原 幸子 印

## 6-28 防災パートナーシップに関する協定

令和元年12月5日  
協定

遠賀町（以下「甲」という。）と九州朝日放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における災害及び防災に関する情報の放送並びに平常時における災害予防対策について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、遠賀町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て迅速に災害及び防災に関する情報を周知すること等により、災害による被害の軽減を図り、もって住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。

### （放送の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、災害及び防災に関する情報の放送（以下「放送」という。）を行う必要があると認めるときは、乙に対し、放送を要請することができる。

### （要請の手続）

第4条 甲は、前条の規定により放送を要請するときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した甲が別に定める災害情報放送要請書（以下「要請書」という。）をFAX又は電子メール等により送信するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対し、口頭又は電話により放送を要請することができる。

- (1) 災害の種類
- (2) 放送の要請の理由
- (3) 放送を求める事項
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 前項ただし書の規定により口頭又は電話により放送の要請を行ったときは、甲は、当該要請後に、遅滞なく要請書を送信するものとする。

(放送の実施)

第5条 乙は、前2条の規定により甲から要請を受けたときは、直ちに当該要請に係る放送の形式、内容、時刻等を決定し、放送するように努めるものとする。

2 乙は、前項の規定による放送を原則として無償で行うものとする。

(平常時の取組)

第6条 乙は、平常時において、甲が実施する災害予防対策のため甲に対し災害に関する映像を提供する等、乙の可能な範囲で協力する。

2 甲は、乙が本協定の趣旨に基づき災害予防対策に資する報道活動を行うときは、乙に対し甲の所有する映像や資料を提供する等、甲の可能な範囲で協力する。

(運用確認書)

第7条 甲及び乙は、放送の要請を円滑に行うとともに、放送を迅速かつ的確に行うため、相互の連絡責任者、連絡先、通信方法等を記載した防災パートナーシップに関する協定書の運用確認書(以下「確認書」という。)を、毎年4月に、協議の上作成するものとする。

2 甲及び乙は、確認書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するとともに、必要に応じて、協議の上確認書を更新するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定は、その締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が相手方に対し文書によりこの協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和元年12月5日

甲 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地  
遠賀町長

乙 福岡市中央区長浜1丁目1番1号  
九州朝日放送株式会社  
代表取締役社長

## 6-29 災害時等における遠賀町立図書館の施設利用に関する協定

令和2年4月1日  
協定

遠賀町（以下「町」という。）と株式会社図書館流通センター（以下「指定管理者」という。）は災害時等における施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、遠賀町内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生することが予測される場合（以下「災害時等」という。）に、指定管理者が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、遠賀町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）とすることについて、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定における避難所等とは、遠賀町立図書館とする。

### （対象施設）

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 遠賀町大字今古賀 513 番地

施設名 遠賀町立図書館

### （協力要請）

第4条 町は、災害時等に前条で規定する施設を避難所等として利用する必要があるときは、原則として指定管理者に対し協力を要請する。ただし、指定管理者は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、町に協力する。

### （連絡体制）

第5条 前条の目的を達するため、町と指定管理者は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

### （協力体制）

第6条 指定管理者は、あらかじめ協力内容について町と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、指定管理者は、町に報告するものとする。

### （発災時の対応）

第7条 指定管理者は、災害時等において速やかに避難所等としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 指定管理者は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ町と協議した内容に基づき、避難者の誘導及び障害物の除去等に協力する。

(経費の負担)

第8条 町は、施設を避難所等として利用したときは、次の経費を負担する。

- (1) 光熱水費（実費相当額）
- (2) 施設を毀損又は汚損した場合における復旧に要する費用
- (3) 施設の利用終了時の原状回復に要する費用
- (4) その他、避難所等として利用したことにより指定管理者が負担した費用

2 前項に定めるもののほか、損害又は損失若しくは費用負担が発生した場合は、町と指定管理者で協議を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(その他)

第10条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施に必要な事項については、町と指定管理者が協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、町と指定管理者がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和2年4月1日

(町)

福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地  
遠賀町長 古野 修 印

(指定管理者)

東京都文京区大塚三丁目1番1号  
株式会社図書館流通センター  
代表取締役 細川 博史 印

### 6-30 災害時等における施設利用に関する協定（宗像緑地建設株式会社）

令和2年4月1日  
協定

遠賀町（以下「町」という。）と宗像緑地建設株式会社（以下「指定管理者」という。）は災害時等における施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、遠賀町内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生することが予測される場合（以下「災害時等」という。）に、指定管理者が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、遠賀町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づく指定避難所及び福祉避難所（以下「避難所等」という。）とすることについて必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定における避難所等とは、遠賀総合運動公園とする。

#### （対象施設）

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 遠賀町大字広渡23番地の6

施設名 遠賀総合運動公園

#### （協力要請）

第4条 町は、災害時等に前条で規定する施設を避難所等として利用する必要があるときは、原則として指定管理者に対し協力を要請する。ただし、指定管理者は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、町に協力する。

#### （連絡体制）

第5条 前条の目的を達するため、町と指定管理者は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

#### （協力体制）

第6条 指定管理者は、あらかじめ協力内容について町と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、指定管理者は、町に報告するものとする。

#### （発災時の対応）

第7条 指定管理者は、災害時等において速やかに避難所等としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 指定管理者は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ町と協議した内容に基づき、避難者の誘導及び障害物の除去等に協力する。

(経費の負担)

第8条 町は、施設を避難所等として利用したときは、次の経費を負担する。

- (1) 光熱水費（実費相当額）
- (2) 施設を毀損又は汚損した場合における復旧に要する費用
- (3) 施設の利用終了時の原状回復に要する費用
- (4) その他、避難所等として利用したことにより指定管理者が負担した費用

2 前項に定めるもののほか、損害、損失若しくは費用負担が発生した場合は、町と指定管理者で協議を行うものとする。

(利用料金等の免除)

第9条 災害時等における施設の利用料金は、遠賀総合運動公園設置及び管理に関する条例第10条及び遠賀総合運動公園管理運営に関する規則第6条第1項第4号の規定に基づき免除する。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(その他)

第11条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施に必要な事項については、町と指定管理者両者が協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、町、指定管理者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年4月1日

(町)

所在地 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地

名称 遠賀町

代表者 遠賀町長 古野修 ㊟

(指定管理者)

所在地 福岡県宗像市日の里二丁11番地1

名称 宗像緑地建設株式会社

代表者 代表取締役 高柳勲 ㊟

### 6-31 災害時等における施設利用に関する協定（株式会社トキワビル商会）

令和2年4月1日  
協定

遠賀町（以下「町」という。）と株式会社トキワビル商会（以下「指定管理者」という。）は災害時等における施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、遠賀町内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生することが予測される場合（以下「災害時等」という。）に、指定管理者が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、遠賀町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づく指定避難所、福祉避難所及びボランティアセンター（以下「避難所等」という。）とすることについて必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定における避難所等とは、遠賀町ふれあいの里とする。

#### （対象施設）

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 遠賀町浅木二丁目31番1号

施設名 遠賀町ふれあいの里

#### （協力要請）

第4条 町は、災害時等に前条で規定する施設を避難所等として利用する必要があるときは、原則として指定管理者に対し協力を要請する。ただし、指定管理者は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、町に協力する。

#### （連絡体制）

第5条 前条の目的を達するため、町と指定管理者は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

#### （協力体制）

第6条 指定管理者は、あらかじめ協力内容について町と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、指定管理者は、町に報告するものとする。

#### （発災時の対応）

第7条 指定管理者は、災害時等において速やかに避難所等としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 指定管理者は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ町と協議した内容に基づき、避難者の誘導及び障害物の除去等に協力する。

(経費の負担)

第8条 町は、施設を避難所等として利用したときは、次の経費を負担する。

- (1) 光熱水費（実費相当額）
- (2) 施設を毀損又は汚損した場合における復旧に要する費用
- (3) 施設の利用終了時の原状回復に要する費用
- (4) その他、避難所等として利用したことにより指定管理者が負担した費用

2 前項に定めるもののほか、損害又は損失若しくは費用負担が発生した場合は、町と指定管理者で協議を行うものとする。

(利用料金等の免除)

第9条 災害時等における施設の利用料金は、遠賀町ふれあいの里設置及び管理に関する条例第13条及び遠賀町ふれあいの里設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項第7号の規定に基づき免除する。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(その他)

第11条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施に必要な事項については、町と指定管理者両者が協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、町、指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年4月1日

(町)

所在地 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地  
 名称 遠賀町  
 代表者 遠賀町長 古野修 ㊟

(指定管理者)

所在地 福岡県飯塚市花瀬32番地1  
 名称 株式会社 トキワビル商会  
 代表者 代表取締役 斎藤正宏 ㊟

## 6-32 災害時における物資供給に関する協定

令和3年4月1日  
協定

遠賀町（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 遠賀町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 遠賀町以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

- 2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

- 3 甲は、前項の職員の派遣を遠賀町長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場

合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金(引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。)を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては遠賀町役場総務課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀5 1 3 番地  
遠賀町長 古野 修 印

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号  
株式会社ナフコ  
代表取締役 石田 卓巳 印

### 6-33 災害発生時等におけるキャンピングカーの提供に関する協定

令和4年3月10日  
協定

遠賀町（以下「甲」という。）と株式会社ナッツ（以下「乙」という。）は、災害発生時等におけるキャンピングカーの提供に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、地震や津波、風水害等の災害等（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合や甲が実施又は協賛する防災訓練等の際に要するキャンピングカーの提供に関し必要な事項を定め、災害応急対策を円滑に遂行することを目的とする。

#### （協力の要請）

第2条 甲は、災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合や前条に定める防災訓練等の実施に際し、キャンピングカーを調達する必要があると認めるときは、乙に対してキャンピングカーの提供を要請することができる。

2 甲は、乙に対して前項の要請を行う場合、要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

#### （車両の提供）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲において、キャンピングカーの提供に努めるものとする。

2 キャンピングカーの受け渡しについては、その都度、甲乙協議の上、協力して行うものとする。

#### （事故等の対応）

第4条 甲は、提供を受けたキャンピングカーが事故又は紛失等にあった場合、直ちに乙に連絡するものとし、その対応について甲乙協議の上、決定するものとする。

#### （活動報告）

第5条 甲は、前条に基づき乙から借り受けた車両を返却するときは、活動報告書（様式第2号）により乙に報告するものとする。

#### （費用負担）

第6条 乙が甲に提供するキャンピングカーの費用については無償とする。なお、甲が乙にキャンピングカーを返却する際には、燃料を満タンの状態にするものとする。

#### （連絡責任者等）

第7条 甲及び乙は、キャンピングカーの提供を円滑に行うため、相互の連絡責任者、連絡先を定めるものとする。この場合において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(情報交換等)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平時から災害等対応に関する情報交換を行い、災害等の発生に備えるものとする。

2 乙は、この協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲が実施又は協賛する防災訓練や研修等に積極的に協力するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各1通を有する。

令和4年3月10日

甲 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地  
遠賀町長 古野修

(署名)

乙 福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎1704番3  
株式会社 ナッツ  
代表取締役CEO 荒木賢治

(署名)

### 6-34 災害時における駐車場の一時使用に関する協定

令和5年2月15日  
協定

遠賀町（以下「甲」という。）と社会福祉法人孝徳会（以下「乙」という。）は、災害時における駐車場の一時使用に関して次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、地震及び風水害等の災害等（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合や甲が実施又は協賛する防災訓練等の際に、地域に居住する住民が保有する自家用車を一時的に避難させる場所（以下、「自家用車避難場所」という。）として、乙の管理する施設の一部を一時的に使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

#### （施設の使用範囲）

第2条 自家用車避難場所として使用できる範囲は、次のとおりとする。

場所 福岡県遠賀郡芦屋町芦屋1145-3

介護老人保健施設リカバリーセンターひびき

範囲 施設が管理する駐車場の一部（約20台分）

#### （協力の要請）

第3条 甲は、災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合や第1条に規定する防災訓練等の実施に際し、乙の管理する施設の一部を一時的に使用することを要請することができる。

2 甲は、乙に対して前項の要請を行う場合、要請書（別紙 様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

#### （一時避難場所の提供）

第4条 乙は、甲から一時避難場所の提供に関する要請があった場合、第2条で定めた範囲を提供するものとする。ただし、受入れの可否や開放する施設等の範囲については、災害の状況に応じて、甲乙で協議の上、決定するものとし、乙が被災している等、正当な理由がある場合は、この限りではない。また、防災訓練等においては甲乙で事前協議の上、決定するものとする。

#### （一時避難場所としての期間）

第5条 施設の使用期間は、甲が高齢者等避難・避難指示を発表したときから、避難情報の発表を解除するまでとし、乙に対し閉鎖要請書（別紙 様式第2号）を提出するものとする。

2 使用期間に疑義が生じた場合は甲乙協議の上、決定するものとする。

#### （施設・備品の事故等に係る責任）

第6条 自家用車避難場所として使用した際に発生した破損・汚損・事故等に対する責任は、避難者の行為を起因とする場合は避難者に帰属するものとし、施設の破損・汚損については、甲が原状に回復する義務を負い、乙は自家用車避難場所として使用した際の事故等に対する責任を一切負わないもの

とする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

(費用)

第7条 乙は、自家用車避難場所を無償で提供するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、協力の要請及び一時避難者の受入れを円滑に行うため、甲乙両者の連絡先及び連絡責任者等を定めるものとする。この場合において内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協力)

第9条 乙が一時避難者の受入れを了承した場合は、速やかに施設等の入口を開放することが可能となる措置を講ずるものとする。

2 甲は、原則、当該施設等に職員等の派遣は行わないものとし、職員の派遣が必要な場合においては甲乙協議の上、決定する。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。ただし、期間満了の日(3月31日)の1か月前までに、甲乙いずれからも本協定を解除する旨の申出がない場合には、さらに、1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年2月15日

甲 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地

遠賀町長 古野 修

乙 福岡県北九州市若松区大字安屋3310番地3

社会福祉法人孝徳会

理事長 渡邊 正孝

## 6-35 遠賀町と芦屋町栗屋区との災害時における一時避難場所等に関する協定

令和5年2月15日  
協定

遠賀町（以下「甲」という。）と芦屋町栗屋区（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難場所等に関して次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震及び風水害等の災害等（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合や甲が実施又は協賛する防災訓練等の際に、栗屋区が管理する栗屋区公民館（以下「避難所」という。）及び駐車場の一部を遠賀町に居住する住民及び住民が保有する自家用車を一時的に避難させる場所（以下「自家用車避難場所」という。）として、乙の管理する施設を一時的に使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （施設の使用範囲）

第2条 自家用車避難場所として使用できる範囲は、次のとおりとする。

場所 芦屋町栗屋区公民館及び隣接する駐車場

位置 福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1155番地の1

範囲 栗屋区が管理する公民館（約50人）及び駐車場（約30台）

### （協力の要請）

第3条 甲は、災害等が発生し又は発生する恐れがある場合や第1条に規定する防災訓練等の実施に際し、乙の管理する施設を一時的に使用することを要請することができる。

2 甲は、乙に対して前項の要請を行う場合、乙及び乙を管轄する芦屋町に対し要請書（別紙 様式第1号）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

### （一時避難場所としての提供）

第4条 乙は、甲から避難所の開設に関する要請があった場合、第2条で定めた範囲を提供するものとする。ただし、受入れの可否や開放する範囲については、災害の状況に応じて、甲乙で協議の上、決定するものとし、乙が被災している等、正当な理由がある場合は、この限りではない。また、防災訓練等においては甲乙で事前協議の上、決定するものとする。

### （一時避難場所としての期間）

第5条 施設の使用期間は、甲が高齢者等避難・避難指示を発表したときから、避難情報の発表を解除するまでとし、乙及び乙を管轄する芦屋町に対し閉鎖要請書（別紙 様式第2号）を提出するものとする。

2 使用期間に疑義が生じた場合は甲乙協議の上、決定するものとする。

3 使用期限を過ぎても地域住民等が使用を続けた場合、甲が明け渡しの義務を負う。

### （施設・備品の事故等に係る責任）

第6条 避難所として使用した際に発生した破損・汚損・事故等に対する責任は、避難者の行為を起

因とする場合は避難者に帰属するものとし、施設の破損・汚損については、甲が原状に回復する義務を負い、乙は避難場所として使用した際の破損等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による破損・汚損等については、この限りではない。

(費用)

第 7 条 乙は、避難所及び自家用車避難場所を無償で提供するものとする。

(連絡責任者)

第 8 条 甲及び乙は、協力の要請及び一時避難者の受入れを円滑に行うため、甲乙両者の連絡先及び連絡責任者等を定めるものとする。この場合において内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は毎年4月から6月の間で緊急連絡先を利用した情報共有を実施するものとする。

(協力)

第 9 条 乙は避難者の受入れを了承した場合、速やかに施設等の入口を開放することが可能となる措置を講ずるものとする。

2 甲は、原則、当該施設等に職員等の派遣は行わないものとし、職員の派遣が必要な場合においては甲乙協議の上、決定する。

(協定の期間)

第 10 条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。ただし、期間満了の日(3月31日)の1か月前までに、甲乙いずれからも本協定を解除する旨の申出がない場合には、さらに、1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 5 年 2 月 15 日

甲 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀5 1 3 番地  
 遠 賀 町 長 \_\_\_\_\_  
 (署名) \_\_\_\_\_ 印

乙 福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1 1 5 5 -1  
 粟 屋 区 長 \_\_\_\_\_  
 (署名) \_\_\_\_\_ 印

## 6-36 災害時の緊急対策工事等に関する協定

令和5年2月15日  
協定

遠賀町（以下「甲」という。）と 災害時の緊急対策工事等を実施するものとして登録された遠賀町建設業組合災害時協力業者（別紙）（以下「乙」という。）は、災害時等における緊急対策工事等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害時における町民の安全確保に必要な道路、河川等の公共土木施設の機能維持及び被災後の速やかな復旧のための緊急対策工事等を迅速に実施するとともに甲が実施又は協賛する防災訓練等への参加に関し、必要な事項を定め、災害応急対策を円滑に遂行することを目的とする。

### （緊急対策工事等）

第2条 この協定に基づく乙の緊急対策工事等は、次に掲げるものとする

- (1) 崩土や倒木等の障害物の除去
- (2) 法面や護岸の崩落を防止するための土木シートの設置及び除去
- (3) 法面や提体等への雨水浸透を防ぐための土木シートの設置及び撤去
- (4) 危険箇所への規制バリケードの設置及び撤去
- (5) 前各号の応急対策活動に付随して要する資機材及び物資の提供
- (6) その他甲が必要とする活動

### （要請）

第3条 甲は乙に対し、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に緊急対策工事を要請することができる。

- 2 甲が乙に対して前項の緊急対策工事の要請を行う場合、工事の内容、実施場所、その他必要な事項を記載した要請書（様式第1号）を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙が前項の要請を受けた場合は正当な理由がない限り、これに協力するものとする。

### （報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき、緊急対策工事を行った場合は、次に掲げる事項を書面にて報告するものとする。

- (1) 活動場所及び活動内容
- (2) 従事した者の氏名及び個人別時間数
- (3) 使用した資機材の数量及び機器類の使用時間
- (4) その他甲が必要とする事項

### （費用負担）

第5条 乙の緊急対策工事等に要する経費（以下、経費という。）は甲の負担とする。

- 2 経費の額は当該緊急対策工事の内容に応じ、甲乙が協議して定めるものとする。
- 3 乙は緊急対策工事等の活動終了後、前項に定めた経費を甲に請求するものとする。
- 4 甲は前項の規定による請求があったときは、その内容を精査確認の上、支払うものとする。

(第三者に対する損害)

第6条 乙が甲の要請により実施する応急対策活動に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責に帰すべき事由の場合を除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第7条 第3条の規定により、応急対策活動に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、その状況を調査し、適用を受ける法令等の規定により補償を行うものとする。

(連絡体制の確立)

第8条 乙は災害時において甲の要請に迅速に即応するため、会員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(情報共有)

第9条 甲乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報交換を行うとともに、必要に応じて協議及び調整を行うものとする。

2 甲が必要と認められるときは、乙に対し、会員の所有する建設機械、車輛等の数量及び災害時の連絡体制について報告を求めることができる。

(訓練等への参加)

第10条 甲が実施又は協賛する訓練等への参加を乙に要請することができる。

2 乙は前項の要請があったときは、甲乙協議の上、これに協力するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、物資の供給に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、双方の連絡責任者を指定するものとする。この場合において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期限)

第12条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各1通を有する。

令和5年2月15日

甲 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地  
遠賀町長  
(署名) \_\_\_\_\_ 印

乙 遠賀町建設業組合災害時協力業者  
代 表 者  
(署名) \_\_\_\_\_ 印

## 6-37 災害時等における施設利用に関する協定

令和6年2月16日  
協定

おんがみらいテラスの管理に関する基本協定第35条第1項の規定に基づき、遠賀町（以下「町」という。）とみらいテラス管理運営共同企業体（以下「指定管理者」という。）は、災害時等における施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、遠賀町内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生することが予測される場合（以下「災害時等」という。）や町が実施又は協賛する防災訓練等の際に指定管理者が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、遠賀町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づく指定緊急避難場所及び津波兼洪水時避難可能建物（以下「避難場所等」という。）とすることについて、必要な事項を定めるものとする。

### （対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川一丁目1番2号

施設名 おんがみらいテラス

### （協力要請）

第3条 町は、災害時等に前条で規定する施設を避難場所等として利用する必要があるときは、原則、開設要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに開設要請書を提出するものとする。

2 指定管理者は、災害が発生した、又は発生することが予測される場合において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、町に協力するものとする。

### （発災時の対応）

第4条 指定管理者は、災害時等において速やかに避難場所等としての機能を果たせるよう、施設の開設など必要な措置を講じるものとする。

2 指定管理者は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ町と協議した内容に基づき、避難者の誘導及び障害物の除去等に協力する。

### （緊急避難場所等の期間）

を解除するまでとし、町は指定管理者に対し閉鎖要請書（様式第2号）を提出するものとする。

### （経費の負担）

第6条 町は、施設を避難場所等として利用したときは、次の経費を負担する。

- (1) 光熱水費（実費相当額）
- (2) 施設を毀損又は汚損した場合における復旧に要する費用
- (3) 施設の利用終了時の原状回復に要する費用
- (4) その他、避難場所等として利用したことにより指定管理者が負担した費用

2 前項に定めるもののほか、損害、損失若しくは費用負担が発生した場合は、町と指定管理者で協議を行うものとする。

(使用料金等の免除)

第7条 災害時等における施設の使用料金は、おんがみらいテラスの設置及び管理に関する条例第10条及びおんがみらいテラスの設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項第2号の規定に基づき、免除する。

(補償等)

第8条 町は、第3条第2項及び第4条各項に定めるところにより、協力を行った指定管理者の社員等が、協力を行った業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律その他関係する法律又は町の定める条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

(連絡体制)

第9条 毎年4月から7月の間で緊急時連絡先を報告し、随時更新するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、町又は指定管理者が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施に必要な事項については、双方協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年2月16日

(町)

福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地

福岡県遠賀郡遠賀町

町 長

印

(指定管理者)

みらいテラス管理運営共同企業体

(代表企業)

熊本県熊本市南区江越一丁目14番10号

株式会社パブリックビジネスジャパン

代表取締役

印

(構成企業)

福岡県福岡市博多区住吉一丁目2番25号

株式会社サン・ライフ

代表取締役

印

## 6-38 災害時におけるレンタル機材及び資材の提供に関する協定

令和6年2月16日  
協定

遠賀町（以下、「甲」という。）とオーリック株式会社 ダスキンレントオール小倉イベントセンター（以下、「乙」という。）は、地震・風水害その他の災害又は武力攻撃事態等（以下、「災害等」という。）の発生時におけるレンタル機材及び資材の提供（以下「資機材提供」という）に関して本協定を次のとおり締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害等の発生又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て、速やかに救援・復旧活動を行うことを目的とする。

### （要請）

第2条 甲は、災害等発生時、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 資機材提供
- (2) レンタル資機材の運搬、設置・配置及び撤去
- (3) 前2号に定めるもののほか、甲及び乙が協議し、決定した業務

2 甲の要請の方法は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職・氏名及び担当者の職・氏名
- (2) 要請理由
- (3) 資機材提供の期間
- (4) 資機材提供の場所
- (5) 要請内容（提供を希望する資器材名及び数量）
- (6) その他必要な事項

### （要請に伴う措置）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、事業運営に支障のない範囲において、前条第1項に定める資機材提供等を行うものとする。

2 乙は、事前に甲の書面による承諾を得た上で、資機材提供等の一部を第三者に再委託することができるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。この場合において、再委託先の行為については、乙が甲に対して一切の責任を負うものとする。

### （実施報告）

第4条 乙は、資機材提供等を行ったときは、甲に対し、その状況を次に掲げる事項を記載した業務実施報告書（様式第2号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 提供を希望する資機材名及び数量
- (2) 資機材提供の期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

(経費)

第5条 乙が資機材提供等を行った場合に要する次に掲げる費用は、災害等の発生した直前の価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

- (1) 資機材提供に係るレンタル料
- (2) 資機材提供に要した運搬、設置・配置及び撤去に要する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請に応えるために乙が要した費用

(経費の支払い)

第6条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡調整体制の整備)

第7条 甲及び乙は、災害等発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(協定の有効期間・解除)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからこの協定の延長に対し、異議の申立てがないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2部作成し、甲乙記名押印の上、各自その1部を保有する。

令和6年2月16日

甲：福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地

遠賀町長 古野修

乙：福岡県北九州市小倉北区中島1丁目18-24

オーリック株式会社

ダスキンレントオール小倉イベントセンター

代表取締役社長 門野美郎

# 様式集



## 7-2 参集途上の被災状況記録票

○参集後に各自で記入し、班長へ提出すること

整理番号

<b>■報告者氏名</b>	<b>■災害対策班名</b>	班
<b>■参集報告</b>		
○参集日時	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                 年 月 日 時 分             </div>	
<b>■見聞情報（参集時に見聞きした情報）</b>		
○自宅付近の状況 ○道路の状況 ○建物被害の状況 ○救助者の有無 ○火災の発生状況 ○その他気づいたこと	<div style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div>	
<b>■地図・略図</b>	火災や人命に関わる場合は、直接担当班に連絡する	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		

8-1 被害発生状況連絡票

受付時 日 時	年 月 日 時 分	被災者 または 通報者	住所 氏名	電話 ( )
被害 発生 場所				
被害 状 況				
記録者	班 氏名	送付先 送付 日時	年 月 日 時 分 班	
関係 班 処 置 記 録				
部 解 散 後 の 対 応				

8-2 罹災台帳

(表)

(整理番号第 号)

罹災場所		番地		家屋所有者		番地				
遠賀町		番 号		遠賀町		番 号				
住 所		番地		避難所						
遠賀町		番 号								
罹 災 者	続柄	氏名	性別	生年月日	職業又は 学年別	現 況				その他
						健在	軽傷	重傷	死亡	
	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
10										
罹 災 状 況	住家	<input type="checkbox"/> 壊(焼)	<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input type="checkbox"/> 借家	その 他 の 事 項					
	家財	<input type="checkbox"/> 流失	<input type="checkbox"/> 床下浸水	<input type="checkbox"/> 間借						
	家財	<input type="checkbox"/> 壊(焼)	<input type="checkbox"/> き損	<input type="checkbox"/> 自宅						
調査員の意見	避難所収容		<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 要					
	設住宅		<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 否	応急仮 炊き出し その他				
罹 災	年 月 日 時 分				調査員の職・氏名					
調 査	年 月 日 時 分									



### 8-3 火災・災害等即報要領様式

(8-3 火災・災害等即報要領様式)

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		( 月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(8-3 火災・災害等即報要領様式)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他( )			
施設の概要	危険物施設の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等	
			重症 人( 人)	
			中等症 人( 人)	
			軽症 人( 人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材
		事 業 所	自衛防災組織	人
			共同防災組織	人
			そ の 他	人
			消 防 本 部 ( 署 )	台 人
			消 防 団	台 人
			消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人
			海 上 保 安 庁	人
	自 衛 隊	人		
	そ の 他	人		
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(8-3 火災・災害等即報要領様式)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人 )	
	計 人	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(8-3 火災・災害等即報要領様式)

第4号様式(その1)

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況		その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。





## 8-4 福岡県災害調査報告実施要綱様式

(8-4 福岡県災害調査報告実施要綱)

様式第1号

[災害概況即報]

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

(市町村→地方本部→県本部)

災害の概要	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況						避難状況				
						日時	地区名	避難先	人員	勧告・指示 自主の別

(8-4 福岡県災害調査報告実施要綱)

様式第2号の1

被害状況報告 〔 即 報 確 定 〕

市町村名		報告者名																					
地方本部名		報告者名		報告日時		月		日		時		分		現在		(市町村→地方本部→県本部)							
市町村名		被害		被害		被害		被害		被害		被害		被害		被害		被害		被害			
人的被害	死者		人																				
	行方不明者		人																				
	負傷者	重傷		人																			
		軽傷		人																			
	住家被害	全壊		棟																			
		半壊		棟																			
一部破損		棟																					
床上浸水		棟																					
床下浸水		棟																					
非住家		公共建物		棟																			
その他	田		流出・埋没		ha																		
	冠		水		ha																		
	畑		流出・埋没		ha																		
	冠		水		ha																		
	文教施設		個所																				
	医療機器		個所																				
	道		路		個所																		
	橋		りょう		個所																		
	河		川		個所																		
	港		湾		個所																		
	砂		防		個所																		
	清掃施設		個所																				
	崖		くずれ		個所																		
	鉄道		不通		個所																		
	被害		船舶		隻																		
航空機		被害		機																			
水道		戸																					
電		気		回線																			
ガ		ス		戸																			
ブロック塀等		個所																					
り		災世帯数		世帯																			
り		災者数		人																			
火災		建物		件																			
危険		物件																					
発生		その他		件																			
公共		文教施設		千円																			
農林		水産業施設		千円																			
公共		土木施設		千円																			
その他		の公共施設		千円																			
農産		被害		千円																			
林産		被害		千円																			
畜産		被害		千円																			
水産		被害		千円																			
商工		被害		千円																			
その他		被害		千円																			
被害		総額		千円																			
災害対策		設置		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分			
部		解散		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分			
被害		救助法適用		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分			
消防		職員出動延人数		人																			
消防		団員出動延人数		人																			



(8-4 福岡県災害調査報告実施要綱)

様式第2号の4

# 〇〇〇〇災害による商工被害状況即報

(商工事務所長へ)

〇〇市 町 村

(商工部長へ)

〇〇商工事務所

				即報日時	月 日	時現在		即報回数	回
業種	項目 被 害 区 分	被 災 事業所 数	被 災 従業員 数	被 災 総 額				備 考	
				土 地	建 物	機 械 設 備	商品・原材料 仕 掛 品 等		
商 業	A			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	B								
	C								
	D								
	計 (うち )	(うち )	(うち )						
工 業	A								
	B								
	C								
	D								
	計 (うち )	(うち )	(うち )						
	A								
	B								
	C								
	D								
	計 (うち )	(うち )	(うち )						
合 計		(うち )	(うち )	(うち )					

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、( )で記入のこと。  
 2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。  
 A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。  
 B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。  
 又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。  
 C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。  
 ②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30 以上1m未満のもの。  
 ③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。  
 D…A～Cに該当しない被害。  
 3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業  
 工業は、 " の製造業  
 その他は、 " の鉱業、建設業、運輸、通信業、サービス業

(8-4 福岡県災害調査報告実施要綱)

様式第2号の5

〇〇〇〇災害による農業関係被害即報

(農林事務所長へ)  
(農政部長へ)

〇〇市町村長  
〇〇農林事務所長

作物等名		被害推定面積等	被害推定金額	被害発生状況	主な被害発生地域
農作物	水稲	ha	万円		
	麦				
	野菜				
	果樹				
	花き				
	飼料作物				
	その他				
	作物小計				
家畜	頭、羽				
畜産施設	件				
温室等栽培施設	件				
農協等共同利用施設	件				
農地・農業用施設	箇所				
その他					
合計					

様式第2号の6

〇〇〇〇災害による山林【林地】被害状況 **即報  
詳細報  
確定** 報告

(農林事務所長へ)  
(水産林務部長へ)

〇〇市町村  
〇〇農林事務所

区分	崩壊地						地すべり地						備考
	山腹			溪流			山腹			溪流			
山町村	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	
		ha	千円		ha	千円		ha	千円		ha	千円	
計													

(注) 被害欄には、山腹は崩壊面積、溪流は被害延長を記入する。地すべり地の溪流被害については、面積を併記すること。  
なお、旧災害地の拡大箇所については、拡大被害の箇所数、被害面積延長、金額を備考欄に記入すること。

(8-4 福岡県災害調査報告実施要綱)

様式第2号の7

〇〇〇〇災害による山林【治山施設】被害状況 即 報  
詳 報  
確 定 報告

(農林事務所長へ)  
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村  
〇〇農林事務所

施設名	災害箇所 (郡、市、町、 村、大字、字)	工 種	被 害		備 考
			数 量	金 額	
計					

様式第2号の8

〇〇〇〇災害による山林【林道】被害状況 即 報  
詳 報  
確 定 報告

(農林事務所長へ)  
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村  
〇〇農林事務所

区分 市町村	路線名	道 路			橋 梁			計		備 考
		箇所番号	延 長 m	金 額 千円	箇所番号	延 長 m	金 額 千円	箇所数	延 長 m	

(注) 応急工事を必要とするものについては備考欄にその旨を記載すること。



(8-4 福岡県災害調査報告実施要綱)

様式第2号の11

〇〇〇〇災害による水産被害状況

□ 詳 報 告  
 □ 詳 報 告  
 □ 確 報 告

□ 水産海洋技術センター〇〇〇〇研究所長へ  
 □ 水産林務部長へ(水産振興課経由)

平成 年 月 日  
 時 分  
 □ 〇〇〇市町村合計  
 □ 〇〇〇漁協

1 水産業関係施設等被害 (被害金の単位：千円)

被害程度	施設名	被害種類	被害単位数	被害額	滅失	大破	中破	小破	計	備考
					単位数	額	額	額		
共同 私設	事業主 施設	事業主施設	名	額					—	
		施設	名	額					—	
		被害額	額						—	
利用 私設	施設 隣接	施設隣接	名	額					—	
		施設	名	額					—	
		被害額	額						—	
団体 公共	事業主 施設	事業主施設	名	額					—	
		施設	名	額					—	
		被害額	額						—	
漁 船	漁船 船主	漁船船主	隻	額					—	
		漁船	隻	額					—	
		被害額	額						—	
漁 具	漁具 漁具	漁具漁具	種類	額					—	
		漁具	種類	額					—	
		被害額	額						—	
養 殖 施 設	養殖 施設	養殖施設	種類	額					—	
		養殖	種類	額					—	
		被害額	額						—	
漁 場	漁場 漁場	漁場漁場	種類	額					—	
		漁場	種類	額					—	
		被害額	額						—	

2 水産物等被害

被害程度	施設名	被害種類	被害単位数	被害額	生産資材		その他		計	備考
					単位数	額	単位数	額		
養 殖 施 設	養殖 施設	養殖施設	種類	額					—	
		養殖	種類	額					—	
		被害額	額						—	
水 産 物	水産 物	水産物	種類	額					—	
		水産	種類	額					—	
		被害額	額						—	
協 同 組 合	協同 組合	協同組合	種類	額					—	
		協同	種類	額					—	
		被害額	額						—	

(注) 1 この様式は課各漁協毎に1部作成し、市町村の集計を添えて提出すること。  
 2 提出先：筑前海区＝水産海洋技術センター、内水面漁業＝水産振興課、  
 有明海区＝有明研究所、豊前海区＝豊前海研究所  
 3 「被害程度」の目安：滅失＝使用不可・流出・埋没、大破＝70%以上、  
 中破＝30～70%、小破＝30%未満

FAX: 海技センター:092-806-5223  
 水産振興課:092-643-3558  
 有明海研:0944-72-6170  
 豊前海研:0979-82-5599

(8-4 福岡県災害調査報告実施要綱)

様式第2号の12

〇〇〇〇災害による漁港被害状況 即  
詳  
確 報  
報  
定 報告 平成 年 月 日

水産林務部長へ

〇〇市 町 村

漁 港 名	被害箇所	数 量	被害額	被 害 状 況
計				

(注) 市町村長は、水産林務部長あて（漁港課経由）報告する。

(被害金額単位：千円)

(8-4 福岡県災害調査報告実施要綱)

様式第2号の13

# 〇〇〇〇災害による土木被害状況即報

(県土整備事務所長へ)  
(県土整備事務所長へ)

〇〇市 町 村  
〇〇県土整備事務所

被害報告表										報告者	受理者				
										第 号	調査率 %				
										平成 年	月 日 時現在				
災害発生日月	月 日	月 日	災害名												
災害救助法発令等	市町村名	発令月日	月 日	市町村名	発令月日	月 日									
市町村名															
連続雨量	mm	日時～日時	mm	日時～日時	mm	日時～日時	mm	日時～日時							
日雨量	mm	日時～日時	mm	日時～日時	mm	日時～日時	mm	日時～日時							
時間雨量	mm	日時～日時	mm	日時～日時	mm	日時～日時	mm	日時～日時							
時間最大風速	m/秒	日時分	m/秒	日時分	m/秒	日時分	m/秒	日時分							
平均風速		日時分～時分		日時分～時分		日時分～時分		日時分～時分							
工 種	県 工 事				市町村工事				計						
	箇所	金 額		箇所	金 額		箇所	金 額							
河川		千円			千円			千円							
海岸															
砂防設備															
地すべり防止施設															
給傾斜地崩壊防止施設															
道路															
橋梁															
港湾															
下水道															
計															
主な公共施設の被害															
河川・海岸	事業主体	区分	水系名	河川・海岸名	被災位置	被災延長	被害額	被害内容 (破堤、溢水等)							
		級	水系		郡 町 市 村 大字	m	千円								
		級	水系		郡 町 市 村 大字	m									
		級	水系		郡 町 市 村 大字	m									
		級	水系		郡 町 市 村 大字	m									
道路	事業主体	区分	路線名		被災位置	被災延長	被害額								
					郡 町 市 村 大字	m	千円								
					郡 町 市 村 大字	m									
					郡 町 市 村 大字	m									
道路交通止	事業主体	区分	路線名	地先名	全面・一部の別及び被災状況	延長	幅員	被害額	応急の有無	応急工事の見込額	バス路線の有無	交通量	迂回路の有無	交通止年月日	解除年月日
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
一般被害 (人的被害)															
区 分		場 所			原 因		区 分		主 な 場 所			原 因 (破堤、溢水、内水)			
死 者	名						全 焼	戸							
行方不明	名						半 焼	戸							
	名						流 出	戸							
	名						床上浸水	戸							
	名						床下浸水	戸							

様式第2の14

## 〇〇〇〇災害による建築物被害状況即報

(県土整備事務所経由)

知事殿 平成 年 月 日 市区町村長名 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span> 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。						受付年月日番号 ※	
1. 被災地区市町村名							
2. 災害種別		火災・風水災・震災・その他		3. 火災件数			
7. 用途別	6. 構造	4. 被害区分		計		8. 建築物の損害見積額(千円)	
		5. 建築物の数(戸数) 床面積の合計	5. 建築物の数(戸数) 床面積の合計	5. 建築物の数(戸数) 床面積の合計	5. 建築物の数(戸数) 床面積の合計		
住居	木造	戸	戸	戸	戸		
	その他	戸	戸	戸	戸		
	計	戸	戸	戸	戸		
鉱工業	木造						
	その他						
商業 サービス業	木造						
	その他						
公務文教	木造						
	その他						
その他	木造						
	その他						
合計	木造						
	その他						
	計						

- (注) イ ※欄は記入しないこと。  
 ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。  
 ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。  
 ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

(8-4 福岡県災害調査報告実施要綱)

様式第2号の15

〇〇〇〇災害による都市施設等被害状況即報

平成 年 月 日現在

〇〇〇市町村  
 〇〇〇県土整備事  
 流域下水道事務所

種 別	県分		市町村分		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
街 路		千円		千円		千円
都市公園						
下 水 道						
公営住宅						
計						
主な都市施設等の被害						
種別	事業主体	箇所名	被害状況	被 害 額	復旧の対応状況	
街 路				千円		
都 市 公 園						
下 水 道						
公 営 住 宅						



(8-4 福岡県災害調査報告実施要綱)

様式第3号の2

〇〇〇〇災害による商工被害状況

詳報  
確定

報告

(商工事務所長へ)  
(商工部長へ)

〇〇市 町 村  
〇〇商工事務所

業種	項目	被災総額				
		土地	建物			
商業	A	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	B					
	C					
	D					
	計 (うち ) (うち ) (うち )					
工業	A					
	B					
	C					
	D					
	計 (うち ) (うち ) (うち )					
合計	A					
	B					
	C					
	D					
	計 (うち ) (うち ) (うち )					

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、( )で記入のこと。  
2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。  
A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。

用

- 建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。  
C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。  
②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30 以上1m未満のもの。  
③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。  
D…A～Cに該当しない被害。

3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業  
工業は、            "            の製造業  
その他は、         "            の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業



(8-4 福岡県災害調査報告実施要綱)

様式第3号の5

〇〇〇〇災害による水稻被害状況 詳報  
確定 報告(その3)干害

調査年月日 年 月 日 時現在 市町村名 農林事務所名

市町村名	総栽培面積 ha	10a 当たり 収量 t	基準収量 t	5日間未満持続				5日間以上持続				10日間以上持続				15日間以上持続				20日間以上持続			
				乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態	
				被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率
				ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%

市町村名	25日間以上持続				30日間以上持続				枯死 面積 ha	塩害 面積 ha	合計 被害 減収 量 t	被害率 2÷1	被害金額 千円	備考 (主な被害地域名等)
	乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態							
	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率						
	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%						

注1. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の6

〇〇〇〇災害による農作物被害状況 詳報  
確定 報告(水稻を除く)

災害の種類 調査年月日 年 月 日 時現在 市町村名 農林事務所名

農作物名	市町村名	総栽培 面積 ha	被害面積					被害面積				単価 (kg当 たりの) 円	被害 金額 (3×4) 千円	平年10 a当た り収量 kg	基準 集量 (1×6) kg	既 収穫量 kg	収穫 残量 (7-8) kg	被害 面積率 (2÷1) %	被害 減収率 (3÷7) %	被害損害状況 主な被害地域名
			30% 未満	30~ 70%	70% 以上	計 2	30% 未満	30~ 70%	70% 以上	計 3										
			ha	ha	ha	ha	t	t	t	t										
		ha	ha	ha	ha	ha	t	t	t	t	円	千円	kg	kg	kg	kg	%	%		

注1. 被害面積の数値は、原則として小数点以下第1位までとする。(小数点以下第2位は四捨五入する。)  
 注2. 花きにおける減収量等の単位は千本(千鉢)、単価は1本(1鉢)とする。  
 注3. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

(8-4 福岡県災害調査報告実施要綱)

様式第3号の7

〇〇〇〇災害による農業関係施設被害状況

〔 詳 報 〕  
報 告  
〔 確 定 〕

災害の種類

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名  
農林事務所名

施設の種 類	作物名	市町村名	全 焼			大 破			中 破			小 破			ビニール破損			合 計			備 考 (被害地域名)		
			棟数	面積	被害金額	棟数	面積	被害金額	棟数	面積	被害金額	棟数	面積	被害金額	棟数	面積	被害金額	棟数	面積	被害金額			
			件	棟	m <sup>2</sup>	千円	件	棟	m <sup>2</sup>	千円	件	棟	m <sup>2</sup>	千円	件	棟	m <sup>2</sup>	千円	件	棟	m <sup>2</sup>	千円	

満、  
「ビニール破損」…ビニールが破れ使用できないものをいう。  
注2. 報告数値の中に個人所有以外のものがある場合は、農協同組合及同連合会所有のものについては( )書きで、また、それ以外の共同利用施設のものについては〔 〕書きで内数として記入すること。

様式第3号の8

〇〇〇〇災害による樹体被害状況

〔 詳 報 〕  
報 告  
〔 確 定 〕

災害の種類

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名  
農林事務所名

樹種名	市町村名	成園・未成園の別	被害程度別面積及び被害額						被害損傷状況 被害地域名		
			甚		中		軽				
			面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	
		成 園									
		未成園									
		成 園									
		未成園									
		成 園									
		未成園									
		成 園									
		未成園									
		成 園									
		未成園									
		成 園									
		未成園									
		成 園									
		未成園									
		成 園									
		未成園									

注. 被害の種類は、樹体の損傷の程度、落葉の程度を基準とする。  
甚：樹体が流失、埋没もしくは枯死したもの、幹が折損もしくははなはだ裂けたもの、70%以上の主枝が裂けもしくは折れる等の損傷を受けたもの、又はこれ以外の損傷を受け、更新もしくは改植を要すると認められるもの。  
中：30%以上70%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等の損傷が大きいか、これに準ずるもの。









(8-4 福岡県災害調査報告実施要綱)

様式第3号の17

〇〇〇〇災害による建築物被害状況

詳報  
確定

報告

(県土整備事務所経由)

知事殿 平成 年 月 日 市区町村長名 (印) 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。						受付年月日番号 ※		
1. 被災地区市町村名								
2. 災害種別		火災・風水災・震災・その他		3. 火災件数				
7. 用途別	4. 被害区分	全焼・全壊・全流出		半焼・半壊・半流失		計		8. 建築物の損害見積額(千円)
		5. 建築物の数(戸数) 6. 構造 床面積の合計	建築物の数(戸数)	床面積の合計【平方メートル】	建築物の数(戸数)	床面積の合計【平方メートル】	建築物の数(戸数)	
居住	木造		戸		戸		戸	
	その他		戸		戸		戸	
	計		戸		戸		戸	
鉱工業	木造							
	その他							
商業 サービス業	木造							
	その他							
公務文教	木造							
	その他							
その他	木造							
	その他							
合計	木造							
	その他							
	計							

- (注) イ ※欄は記入しないこと。  
 ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。  
 ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。  
 ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

(8-4 福岡県災害調査報告実施要綱)

様式第4号

〇〇〇〇災害による被害額報告

〇〇〇部

(第 報) 月 日

区 分	被 害 総 額 (千円)											計		
	総務部	企画地域 振興部	新社会推 進部	保健医療 介護部	福祉労働 部	環境部	商工部	農林水産 部	県土整備 部	建築都市 部	企業局		教育庁	警察本部
公共文教施設														
農林水産業施設														
公共土木施設														
その他の公共施設														
小 計														
その他	農産被害													
	林産被害													
	畜産被害													
	水産被害													
	商工被害													
	林 地													
	県営林													
その他														
被 害 総 額														

9-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

<p style="text-align: center;">福岡県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣について（要請）</p> <p>自衛隊法第83条により、下記のとおり災害派遣を要請します</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の状況及び派遣を要請する事由</li> <li>2 派遣を希望する期間</li> <li>3 派遣を希望する区域及び活動内容</li> <li>4 その他参考となるべき事項</li> </ol>	<p style="text-align: right;">文書番号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市(町村)長 (印)</p>
--	---

9-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

<p style="text-align: center;">福岡県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について</p> <p>年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 派遣要請日時</li> <li>2 派遣された部隊</li> <li>3 派遣人員及び従事作業の内容</li> <li>4 その他参考となるべき事項</li> </ol>	<p style="text-align: right;">文書番号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市(町村)長 (印)</p>
--	---

10-1 避難所利用者登録票

ひなんじょりようしゃとうろくひょう  
**避難所利用者登録票**

- 世帯(家族)ごとに記入して、総合受付に提出してください。
  - ご記入いただいた情報は、食料や物資の配給や管理健康などの支援を行うため、運営避難所のために最低限必要の範囲で共有します。また災害対策本部市町村にも提供し、支援被災者のために市町村が作成するにも利用します。
- ※住所と氏名、ふりがなについては、被災者の確認安否について問い合わせがあった場合に使用しますので、公開原則とするよう御協力をお願いします。(非公開の取扱いあり)
- ※上記の内容を全て確認しました。(右の枠にチェック☑)

		避難所名		受付番号
記入日	年 月 日 ( )		記入者氏名	
住所	〒 -		自治会・町内会名	
電話	( ) -	自宅の被害状況	全壊 / 半壊 / 一部損壊 全焼 / 半焼 / 床上浸水 流出/その他( )	
携帯電話	( ) -	滞在を希望する場所	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> テント(避難所敷地内に設営) <input type="checkbox"/> 車両(避難所敷地内に駐車) <input type="checkbox"/> 避難所以外の場所 (自宅 / 他( ))	
FAX	( ) -			
メール	@			
他の連絡先(親戚など)	〒 - ( ) -			
避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)			けがや病気・障がい・アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語など、特に配慮が必要なこと	運営に協力できること(特技・免許)
氏名		生年月日・年齢	性別	必ず確認! 安否確認への対応※
世帯主	ふりがな	年 月 日 ( 歳)		公 開 非公開
	ふりがな	年 月 日 ( 歳)		公 開 非公開
家族	ふりがな	年 月 日 ( 歳)		公 開 非公開
	ふりがな	年 月 日 ( 歳)		公 開 非公開
	ふりがな	年 月 日 ( 歳)		公 開 非公開
	ふりがな	年 月 日 ( 歳)		公 開 非公開
ペットの状況	<input type="checkbox"/> 飼っていない <input type="checkbox"/> 飼っている→右欄へ		種類(頭数)	<input type="checkbox"/> 同伴希望(ペット台帳に記入) <input type="checkbox"/> 置き去り <input type="checkbox"/> 行方不明
自家用車(避難所に駐車する場合)	車種	色	ナンバー	









10-4 避難所運営記録

# 避難所運営記録

年 月 日 ( ) 時 分現在			受信日時		月 日 時 分	
発信機関		避難所		発信者		
避難所利用者数	区分		前日までの数 (a)	新登録者 (b)	退所者数 (c)	利用者 (a+b-c)
	避難所に受け入れた者	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
		人	人	人	人	人
	避難所以外の場所に滞在する被災者	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
		人	人	人	人	人
	合計	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
人		人	人	人	人	
食料・物資の受入	区分		朝	昼	夜	合計
	食料の配布数		食	食	食	食
	食料の内容 (弁当等)					
	食料・物資の受入・配布の状況					
ボランティアの受入	ボランティアの受け入れ人数		人			
	ボランティアの活動内容					
避難所運営委員会の協議・伝達事項						
その他						

※「避難所に受け入れた者」には車中・テント生活者を含む





1 1-1 行方不明者名簿

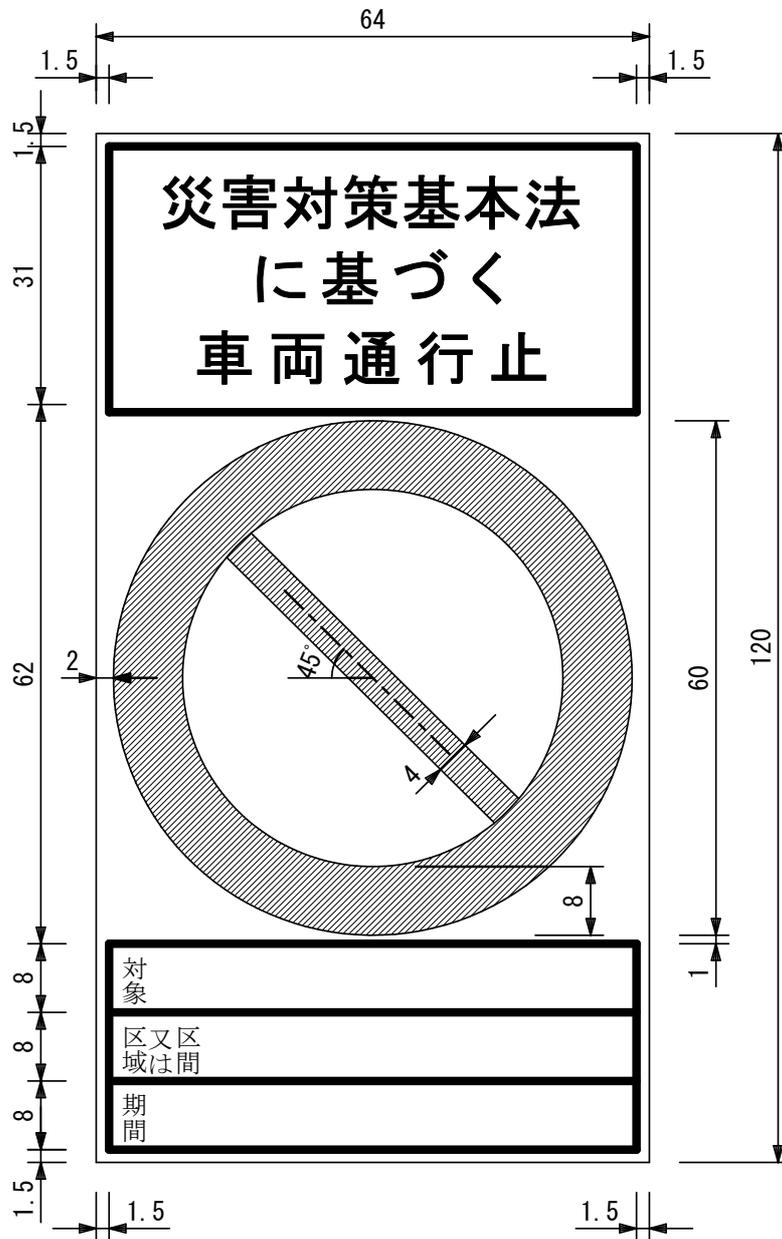
整理番号	届出月日	行方不明者							No.			備考	
		住 所	氏 名	年 齢	性 別	身長 (cm)	体重 (kg)	着衣その他の特徴	住 所	氏 名	行方不明者との関係		
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												

1 1-2 医療救護所開設状況報告

医療救護所開設状況報告								
年 月 日 時 分現在				受信日時		月 日 時 分		
発信機関		部			発信者			
受信機関		部			受信者			
場 所								
従事者数				軽 症	中毒症	重 傷	計	左のうち 要搬送者
医 師	看護婦	その他	計					
人	人	人	人	人	人	人	人	人
状 況								
執 っ て い る 措 置								
処 理 状 況								

### 1 1-3 緊急車両以外の車両通行止め表示

別紙様式第2（災害対策基本法施行規則第5条関係）



- 備考
- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
  - 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
  - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。



(緊急輸送車両確認申出書)

別記様式第6(第6条関係)

		年 月 日
知事・公安委員会 殿		
緊急輸送車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	( ) 局 番
	氏名又は 名称	
緊急 連絡先	住 所	( ) 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

(規制除外車両確認申出書)

様式第5号 (第4の3関係)

福岡県公安委員会 殿		年 月 日
規制除外車両確認申出書		
申出者 住所 氏名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
活動地域		
車両の使用者	住所	( ) 局 番
	氏名 又は 名称	
緊急連絡先	住所	( ) 局 番
	氏名	
備考		

(A4)

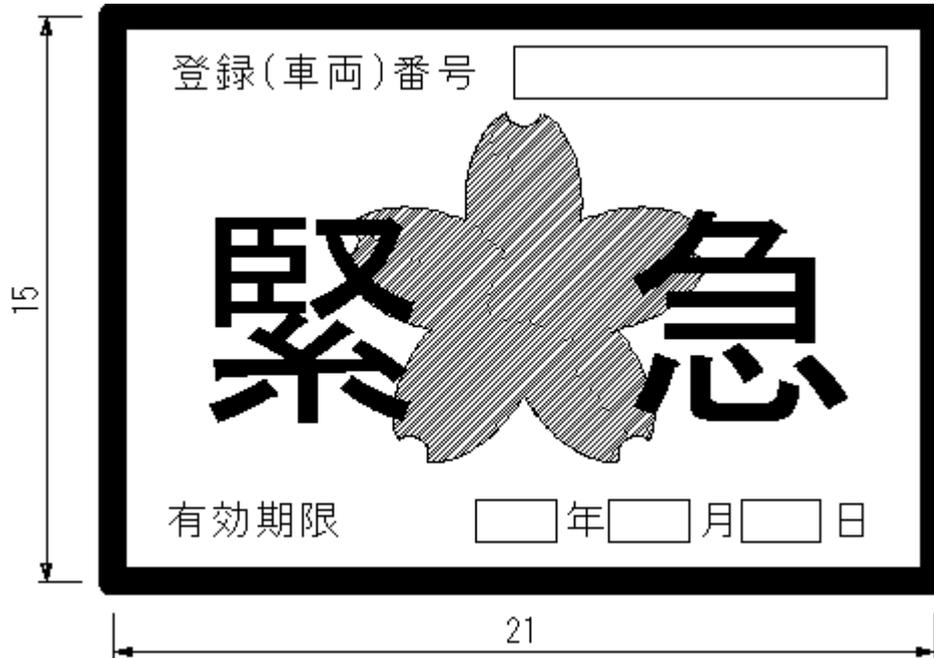
1 1-5 緊急通行車両確認証明書

第 号   年 月 日  緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書  知 事  公安委員会		 
番号票に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は日本工業規格A5とする

### 1 1-6 緊急通行車両通行標章

別紙様式第4（災害対策基本法施行規則第6の2条関係）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画線が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



1 2-1 罹災届出兼証明願

罹災届出兼証明願					
申請者	住所				
	氏名 (事業所名・代表者)			TEL ( )	
罹災世帯の 構成員	氏名	続柄	性別	生年月日	人的被害の有無
		世帯主	男・女		無・有(死亡・重傷・軽傷)
					無・有(死亡・重傷・軽傷)
					無・有(死亡・重傷・軽傷)
罹災場所					
罹災日時	年 月 日 ( 時頃)				
罹災原因	暴風・豪雨・大雪・洪水・地震・爆発 ( ) その他 ( )				
罹災の状況					
使用目的					

<罹災証明について>

- ・この証明は災害救助の一環として、応急的・一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明するものです。
  - ※ 民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・「罹災」程度は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
  - ※ 家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外部構造物はこの証明の対象となりません。
- ・集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「罹災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・「罹災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
  - ※ 表面に現れない被害(地中の杭の損傷、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この証明の「罹災程度」と異なることもあります。
- ・この証明は、災害発生後おおむね1か月以内の状況をもとに判定しています。

1 2-2 罹災証明書

<div style="float: right;">第 号</div> <h2 style="margin: 0;">罹 災 証 明 書</h2>					
申 請 者	住 所				
	氏 名 (事業所名・代表者)			TEL ( )	
罹災世帯 の 構成員	氏 名	続柄	性別	生年月日	人的被害の有無
		世帯主	男・女		無・有（死亡・重傷・軽傷）
罹災場所					
罹災日時					
年 月 日 ( 時頃)					
罹災原因					
暴風・豪雨・大雪・洪水・地震・爆発 ( ) その他 ( )					
罹 災 の 程 度					
非住宅 全壊 ・ 半壊					
上記のとおり相違ないことを証明します。  年 月 日  <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>遠賀町長</span> <span>印</span> </div>					

<罹災証明について>

- ・この証明は災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明するものです。  
 ※ 民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・「罹災」程度は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。  
 ※ 家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外部構造物はこの証明の対象となりません。
- ・集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「罹災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・「罹災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。  
 ※ 表面に現れない被害（地中の杭の損傷、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「罹災程度」と異なることもあります。
- ・この証明は、災害発生後おおむね1か月以内の状況をもとに判定しています。

1 2-3 被害届出兼証明書

<div style="float: right;">第 号</div> <h2 style="margin: 0;">被害届出兼証明書</h2>					
申請者	住所				
	氏名 (事業所名・代表者)			TEL ( )	
被害世帯の 構成員	氏名	続柄	性別	生年月日	人的被害の有無
		世帯主	男・女		無・有 (死亡・重傷・軽傷)
					無・有 (死亡・重傷・軽傷)
					無・有 (死亡・重傷・軽傷)
					無・有 (死亡・重傷・軽傷)
被害場所					
被害日時	年 月 日 ( 時 分頃)				
被害原因	強風・大雨・大雪・洪水・地震・爆発 ( ) その他 ( )				
被害の 状況					
気象等 の状況	注意報	強風・大雨・大雪・洪水・( )			
	警報	暴風・大雨・大雪・洪水・( )			
	時間	: ~ :			
上記のとおり相違ないことを証明します。  <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <span>年 月 日</span> <span>遠賀町長</span> <span>印</span> </div>					

※ この証明は、災害対策基本法第2条に規定する災害により受けた被害以外のうち、罹災証明の対象事項でなく市の調査確認が出来ていない被害について、本人の届け出があったこと及び被害当日の気象状況を証明するものです。

被害の事実について証明するものではありません。

遠賀町地域防災計画

— 資料編 —

(令和6年3月)

編集・発行 遠賀町防災会議

事務局 福岡県遠賀町総務課

〒811-4392

福岡県遠賀郡遠賀町今古賀 513

TEL 093-293-1234

FAX 093-293-0806